

様式3-1-1 行政執行法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国立公文書館	
評価対象事業年度	年度評価	令和4年度
	主務省令期間	令和2年度～令和6年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	内閣総理大臣		
法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	公文書管理課長 坂本 眞一
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策評価広報課長 盛谷 幸一郎

3. 評価の実施に関する事項
<p>独立行政法人国立公文書館の自己評価に対して、「独立行政法人国立公文書館の業務の実績等に関する評価基準」（平成27年6月15日内閣総理大臣決定。令和5年3月23日改正）に基づき、主務大臣による評価を実施する。また、評価を行うに際して、内閣府独立行政法人評価等のための有識者懇談会及び国立公文書館監事との意見交換会を開催し、意見を聴取する。</p>

4. その他評価に関する重要事項
<p>・特になし。</p>

1. 全体の評定						
評定 (S、A、B、C、D)	B：全体として事業計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 主務省令期間における過年度の総合評定の状況				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		B	B	B		
評定に至った理由	項目別評定は1項目がAで、14項目がBであることから、全体の評定をBとした。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「行政文書等の管理に関する適切な措置」(重要度「高」、困難度「高」)について、所期の目標を上回る成果を上げている。</li> <li>・重要度「高」とされた「歴史公文書等の受入れに関する措置」、「デジタルアーカイブの運用及び充実」及び「利用者層の拡大に向けた取組」について、所期の目標を達成している。</li> <li>・その他、「保存に関する措置」、「利用の請求に関する措置」、「地方公共団体、関係機関との連携協力」、「調査研究」及び「国際的な公文書館活動への参加・貢献」について、所期の目標を達成している。</li> </ul> <p>以上を踏まえ、全体としては所期の目標を達成していると認められることから、「B」評価とする。</p>
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	令和3年度は、「電子公文書等の移管・保存・利用システム」の次期システムの設計・開発において、外部委託業者における業務が遅延し、予定していた令和4年度当初からの運用ができない事態が発生したが、令和4年度中は既存システムの運用期間を1年延長し、必要な改修を行うことにより適切な運用を続けた。その上で、設計・開発の遅延に対するリカバリ対策を具体化したプロジェクト計画に基づき、工程管理業者と新たに設置した「国立公文書館ポートフォリオ・マネジメント・オフィス(館PMO)」が開発工程に関与する体制が整備され、計画通りに次期システムの設計・開発業務が完了した。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	該当なし。
その他改善事項	該当なし。
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	該当なし。

4. その他事項	
監事等からの意見	国立公文書館の業務は、法令等に従い適正に行われるとともに、年度目標の着実な達成に向け、事業計画に基づき効果的かつ効率的に実施され、その業務実績は国立公文書館による自己評価書において正しく示されている。なお、役員の職務の遂行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。なお、6月14日に公文書管理課長との意見交換を実施した。
その他特記事項	特になし。

様式3-1-3 行政執行人 年度評価 項目別評価総括表

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別 調書No	備考
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1. 国立公文書館事業	B	B	B				
(1) 行政文書等の管理に関する適切な措置	A○	S○	<u>A○</u>			1-1-1	
(2) 歴史公文書等の保存及び利用その他の措置							
① 保存に関する適切な措置 ア 受入れに関する措置	B○	B○	B○			1-1-2	
イ 保存に関する措置	B	C	B			1-1-3	
② 利用に関する適切な措置 ア 利用の請求に関する措置	B	B	B			1-1-4	
イ 利用の促進に関する措置 i) 展示等の実施	B○	B○	B○			1-1-5	
ii) デジタルアーカイブの運用及び充実	B○	B○	B○			1-1-6	
iii) 利用者層の拡大に向けた取組	B○	B○	B○			1-1-7	
③ 連携協力、調査研究、国際的な公文書館活動への参加・貢献 ア 地方公共団体、関係機関との連携協力	B	B	B			1-1-8	
イ 調査研究	B	B	B			1-1-9	
ウ 国際的な公文書館活動への参加・貢献	B	B	B			1-1-10	
(3) 研修の実施その他の人材の養成に関する措置	<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>B○</u>			1-1-11	
2. アジア歴史資料センター事業	B	B	B				
(4) アジア歴史資料センターにおける事業の推進	B○	B○	B○			1-2-1	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付す。
- ※2 困難度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引く。
- ※3 主務省令期間で経年表示する。

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別 調書No	備考
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		
2. 業務運営の効率化に関する事項							
業務運営の効率化に関する事項	B	B	B			2	
3. 財務内容の改善に関する事項							
財務内容の改善に関する事項	B	B	B			3	
4. その他業務運営に関する重要事項							
その他内閣府令で定める業務運営に関する事項	B	B	B			4	

注) 令和3年度の実績評価では、「3. 財務内容の改善に関する事項」について、従前「自己収入の増加」、「保有資産の見直し等」(実績なし)の2項目を計上していたが、令和4年度の実績評価では、「財務内容の改善に関する事項」1項目に統合。

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 セグメント別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	国立公文書館事業		
業務に関連する政策・施策	「公文書管理の適正の確保のための取組について」（平成 30 年 7 月 20 日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定） 「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」（平成 31 年 3 月 25 日内閣総理大臣決定） 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公文書等の管理に関する法律第 8 条（移管又は廃棄）、第 9 条第 4 項（実地調査等）、第 14 条（保存及び移管）、第 15 条（特定歴史公文書等の保存等）、第 16 条（利用請求）、第 21 条（審査請求及び公文書管理委員会への諮問）、第 23 条（利用の促進）、第 32 条第 2 項（研修） 国立公文書館法第 11 条第 1 項第 1 号（保存及び利用）、同項第 2 号（中間書庫）、同項第 3 号（情報の収集、整理及び提供）、同項第 4 号（専門的技術的助言）、同項第 5 号（調査研究）、同項第 6 号（研修）、同項第 7 号（附帯業務）、同条第 3 項第 1 号（地方公共団体への技術上の指導又は助言）、同条第 2 項（実地調査等）
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 1-1-1、1-1-2、1-1-5、1-1-6、1-1-7、1-1-11 【困難度：高】 1-1-1、1-1-11	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
									予算額（千円）	1,455,891	1,619,154	1,896,069	1,830,830	1,719,515
									決算額（千円）	1,475,693	1,560,155	1,829,495	1,459,629	1,795,559
国立公文書館事業に関する主要なアウトプット（アウトカム）情報については、以下の各項目別評価調書において詳細を記載。									経常費用（千円）	1,592,994	1,640,909	1,633,576	1,557,386	1,595,721
									経常利益（千円）	△63,932	△64,678	△37,935	284,269	41,953
									行政サービス実施コスト（千円）	1,752,966	—	—	—	—
									行政コスト（千円）	—	1,878,394	1,769,520	1,671,861	1,707,635
									従事人員数	56	61	65	68	70

注 1) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の国立公文書館事業の金額を記載。  
従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。  
注 2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	B
				<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価：B</p> <p>国立公文書館事業については、令和3年度に続き、新型コロナウイルス感染症拡大という予測し難い外部要因及びそれに対する自主的な努力を考慮した結果、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。</p> <p>また、全11項目のうち、A評価1項目、B評価10項目であった。A評価とした項目については、以下のとおり。</p> <p>行政文書等の管理に関する適切な措置のうち、歴史公文書等の選別等に係る専門的技術的助言については、レコードスケジュール（行政機関が設定する行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置）を約396万件確認し、目標値350万件を上回ったことに加え、廃棄協議についても約367万件的助言を行った。</p> <p>専門的知見に基づく助言等の支援について、とりわけ令和4年度では、移管文書の範囲等の見直しに関し、当館におけるこれまでのレコードスケジュール確認等の経験や知見を踏まえ、内閣府の見直し案作成に協力したほか、行政文書の電子的管理のシステム整備に向けた各省検討会に積極的に参画し、必要な助言を行った。今年度から本格的に稼働することになった電子決裁システム（EASY）の運用や同システムに新たに実装された機能等について行政機関及び館の双方にとって業務効率向上に資する利便性の高いシステムになるよう要望や改善点を内閣府及びデジタル庁に示すなど、専門的知見に基づく助言等の支援を実施した。地方支分部局等の行政文書の保存期間満了時の措置を当該機関が効率的かつ適切に行えるように相談のあった省庁の文書を視察するなどした上で、内閣府と連携し業務や文書の類型を踏まえた効率化案について助言するなど廃棄協議等に関する業務見直しに関し内閣府を支援した。</p> <p>以上、全体として所期の目標を達成していると認められることからBと評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p>		<p>評価</p> <p>B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>国立公文書館事業については、「行政文書等の管理に関する適切な措置」（重要度「高」、困難度「高」）について、所期の目標を上回る成果を上げていることから、評価をAとした。</p> <p>また、「歴史公文書等の受入れに関する措置」（重要度「高」）、「デジタルアーカイブの運用及び充実」（重要度「高」）、「利用者層の拡大に向けた取組（重要度「高」）」、「保存に関する措置」、「利用の請求に関する措置」、「地方公共団体、関係機関との連携協力」、「調査研究」及び「国際的な公文書館活動への参加・貢献」について、所期の目標を達成していることから、評価をBとした。</p> <p>昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大という予測し難い外部要因の影響で、「展示等の実施」は目標の達成が困難度の高いものとなったと認められ、それに対する自主的な努力を行っていたことを考慮した。</p> <p>また、「研修の実施その他の人材の養成に関する措置」について、目標に達しなかったが、今後の業績改善に資する取組を行っていることを評価した。</p> <p>項目別評価全11項目のうち、A評価1項目、B評価10項目であり、全体として、所期の目標を達成していると認められることから、国立公文書館事業の評価をBとした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた目標について、以前の目標</p>
<p>国立公文書館事業に関する年度目標、事業計画、主な評価指標及び業務実績については、以下の各項目別評価調書において詳細を記載。</p>						

				<p>特になし。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし。</p>	<p>値まで業績を回復できるよう、今後も改善策の実施、自主的な努力を続けること。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし。</p>
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

・特になし

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1-1	行政文書等の管理に関する適切な措置		
業務に関連する政策・施策	「公文書管理の適正の確保のための取組について」（平成 30 年 7 月 20 日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定） 「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」（平成 31 年 3 月 25 日内閣総理大臣決定） 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公文書等の管理に関する法律第 8 条（移管又は廃棄）、第 9 条第 4 項（実地調査等）、国立公文書館法第 11 条第 1 項第 2 号（中間書庫）、同項第 4 号（専門的技術的助言）、同条第 2 項（実地調査等）
当該項目の重要度、困難度	<p>【重要度：高】 保存期間満了時の措置（移管又は廃棄）の適否及び廃棄協議の際の廃棄の適否に関する専門的技術的助言は、歴史公文書等の移管及び行政文書ファイル等の廃棄を確実・円滑に進める上で重要な役割を果たすものであり、数値目標を定め、効率的に行う必要がある。</p> <p>【困難度：高】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄協議等の実施方法の見直しに対応しつつ、専門的技術的助言業務を引き続き着実に実施する必要があるため。</li> <li>・ 国において、行政文書ファイル等の移管・廃棄の基準の見直しを予定しており、館として、移管文書の範囲の拡充や移管・廃棄基準の明確化のための議論に積極的に参画し、必要な専門的技術的助言を行う必要があるため。</li> </ul>	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報					② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		
専門的技術的な助言の実施件数									
保存期間満了時の措置の適否	3,500,000 件以上	—	3,536,881 件	3,531,735 件	3,592,232 件	4,669,770 件	3,962,053 件	予算額（千円）	1,441,842 の内数
廃棄協議	—	—	1,108,978 件	1,716,884 件	5,524,466 件	3,370,955 件	3,672,590 件	決算額（千円）	1,475,693 の内数
中間書庫の受託実績数									
受託文書数	—	—	10,598 冊	11,158 冊	11,950 冊	12,918 冊	13,899 冊	経常費用（千円）	1,592,994 の内数
受託機関数	—	—	9 機関	10 機関	9 機関	10 機関	11 機関	経常利益（千円）	△63,932 の内数
								行政サービス実施コスト（千円）	1,585,739 の内数
								行政コスト（千円）	— の内数
								従事人員数	56 の内数

注 1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。  
注 2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	A
<p>i) 公文書管理法及び各種ガイドライン等、歴史公文書等に関する各種基準等の内閣府や行政機関における運用及び改善に関し、公文書管理法及び国立公文書館法に基づき、専門的知見に基づく調査分析や助言等の支援を行うこと。特に、公文書管理委員会での議論を踏まえて政府が行う、移管文書の範囲や移管・廃棄基準の明確化等に関する業務見直しのための議論に積極的に参画し、必要な助言を行うこと。</p>	<p>i) 公文書管理法及び各種ガイドライン等、歴史公文書等に関する各種基準等の内閣府や行政機関における運用及び改善に関し、公文書管理法及び国立公文書館法(平成11年法律第79号)に基づき、専門的知見に基づく調査分析や助言等の支援を行う。特に、公文書管理委員会での議論を踏まえて政府が行う、移管文書の範囲や移管・廃棄基準の明確化等に関する業務見直しのための議論に積極的に参画し、必要な助言を行う。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政機関が設定する行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置(レコードスケジュール)の確認を年間350万件以上実施</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種基準等の運用及び改善に関する内閣府に対する支援状況</li> <li>移管文書の範囲等への議論への参画、助言の状況</li> <li>公文書管理の専門的知識を持つ人材の確保状況</li> <li>CRO室との積極的な対話の実施状況</li> <li>内閣府における各府省の公文書管理の取組状況の確認支援状況</li> <li>歴史公文書等の選別等に係る専門的技術的助言</li> <li>歴史的緊急事態への対応に関する行政文書等への助言の状況</li> <li>政府における廃棄協議等に関する業務見直しへの助言の状況</li> <li>デジタル技術を活用</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府が実施する移管文書の範囲等の見直しについて、当館におけるこれまでのレコードスケジュール確認等の経験や知見を踏まえ、どのような分野・経緯等の公文書等が移管文書に該当するかを検討し、移管範囲の拡大を内閣府へ提言し、内閣府の見直し案作成に協力した。</li> <li>令和8年度に向けて本格的な電子的管理に関する取組として、行政文書の電子的管理のシステム整備に向けた各省検討会が令和4年度に5回開催され、次期システム内で文書の管理を効率的かつ適切に実施できるよう提案する等積極的に会議に参加した。</li> <li>「行政文書の管理に関するガイドラインの細目等を定める公文書管理課長通知」(令和4年2月10日内閣府大臣官房公文書管理課長)の制定にあわせて、「行政文書の管理に関するガイドラインQ&amp;A」(令和4年7月20日内閣府大臣官房公文書管理課)及び「行政文書の管理に関する公文書管理課長通知Q&amp;A」(前同)が整理された。Q&amp;Aの整理に当たっては、内閣府に対して専門的知見に基づく助言等の支援を実施した。</li> <li>こども家庭庁の新設にともない、当館の担当官が内閣府の文書保管場所等に出向き、内閣府政策統括官(政策調整担当)青少年企画担当の保有する文書のうち、保存期間満了時の措置が未設定であった情報公開法施行前などの古い行政文書ファイル等について、実見しつつ、保存期間満了時の措置等の助言を行うなど、適正な文書管理の推進に貢献した。</li> <li>今年度から本格的に稼働することになった電子決裁システム(EASY)の運用や同システムに新たに実装された機能等について、行政機関及び館の双方にとって業務効率向上に資する利便性の高いシステムになるよう要望や改善点を示す等内閣府及びデジタル庁を支援した。</li> <li>内閣総理大臣が歴史公文書等の適切な移管を確保するために必要があると認めて、館に実地調査をさせた実績はなかった。</li> </ul>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価：A</p> <p>行政文書等の管理に関する適切な措置については、例年通り、定量的な指標として、保存期間満了時の措置の確認年間350万件以上実施が設定されており、数値目標比約113%となる約396万件の助言を実施し、目標を上回る成果を上げた。その他の定性的な指標として、令和4年度から、以下について新規立項されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>移管文書の範囲等への議論への参画、助言(困難度高)</li> <li>「公文書監理官室」等(以下CRO室とする)との積極的な対話の実施</li> <li>歴史的緊急事態への文書が原則「移管」となることへの適切な助言</li> <li>政府における廃棄協議等に関する業務見直しへの助言(困難度高)</li> <li>電子決裁システム(EASY)の更改に合せた適切な助言の実施</li> </ol> <p>これらについては、これまで館に蓄積された知見に基づき、以下のとおり対応した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>移管範囲の拡大を内閣府へ提言、内閣府の見直し案作成に協力</li> <li>内閣府公文書監察室の依頼を受け、新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応に関する文書の管理の考え方や整理の仕方などを中心に1庁のCRO室と意見交換、CRO室実務者会合での積極的な発言や意見交換</li> <li>原則「移管」としつつ、新たに移管不要となる文書の例が示されたため、同事例を踏まえた適切な助言を実施</li> <li>特に地方支分部局の相談を受け、現地視察等を実施した上で、移管又は廃棄となる文書の類型化への助言を実施</li> <li>各府省で更改時期が異なることから、更改時期に合わせて、廃棄協議確認等の作業を計画的に進め、厳密な工程管理を実施</li> </ol> <p>その他、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>EASYの機能の運用状況を踏まえて、行政機関及び館双方にとって業務効率向上に資する利便性に高いシステムになるように、内閣府及びデジタル庁に要望や改善点を提示</li> </ul>	<p>評価</p> <p>A</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>困難度：高とされている、行政文書等の管理に関する適切な措置に関して、歴史公文書等の保存期間満了時の措置(移管又は廃棄)の適否に関する専門的技術的助言については、必要に応じて行政機関へ照会するなど、確認作業の効率化を図りながら実施し、目標の件数を上回っている(数値目標比約113%)ことは評価できる。また、歴史的緊急事態(新型コロナウイルス感染症に係る事態)への対応に関する行政文書等について、歴史的緊急事態に関連する内閣府大臣官房公文書管理課長通知等を踏まえて、適切な助言を行った。</p> <p>廃棄協議の際の廃棄の適否に関する専門的技術的助言に関して、電子決裁システム(EASY)の運用により、国立公文書館(以下「館」とする。)がシステム上で行政文書の保存期間満了時の措置の設定を確認し、行政機関へ修正依頼、措置変更のチェックを行うことで、保存期間満了時の措置を確実なものとするなど実施方法の見直しにも対応しながら着実に助言業務を実施した。また、RPAソフトウェアを用い、業務の自動処理を行うことで迅速かつ的確な助言を実施し、業務の効率化を図っている。</p> <p>こども家庭庁の設置にあたっては、館の担当官が現場に出向き、保存期間満了時の助言を行</p>	
<p>ii) 閣僚会議決定を踏まえ、派遣に必要な公文書管理の専門的知識を持つ人</p>	<p>ii) 閣僚会議決定を踏まえ、派遣に必要な公文書管理の専門的知識を持つ人材を</p>	<p>ii) 閣僚会議決定を踏まえ、派遣に必要な公文書管理の専門的知識を持つ人材の状況</p>	<p>ii) 閣僚会議決定を踏まえ、派遣に必要な公文書管理の専門的知識を持つ人材を確保しつつ、内閣府公文書監察室の依頼に応じて、1庁のCRO室との意見交換に職員4名を派遣した(令和4年10月19日)。その際、当該機関における行政</p>	<p>ii) 閣僚会議決定を踏まえ、派遣に必要な公文書管理の専門的知識を持つ人材を確保しつつ、内閣府公文書監察室の依頼に応じて、1庁のCRO室との意見交換に職員4名を派遣した(令和4年10月19日)。その際、当該機関における行政</p>	<p>ii) 閣僚会議決定を踏まえ、派遣に必要な公文書管理の専門的知識を持つ人材を確保しつつ、内閣府公文書監察室の依頼に応じて、1庁のCRO室との意見交換に職員4名を派遣した(令和4年10月19日)。その際、当該機関における行政</p>	<p>ii) 閣僚会議決定を踏まえ、派遣に必要な公文書管理の専門的知識を持つ人材を確保しつつ、内閣府公文書監察室の依頼に応じて、1庁のCRO室との意見交換に職員4名を派遣した(令和4年10月19日)。その際、当該機関における行政</p>



<p>材を確保し、内閣府における各府省の公文書管理の取組状況の確認を支援すること。また、各府省 CRO 室の機能が強化できるよう、内閣府と連携して、積極的な対話を実施すること。その際、対話を通じて、公文書の作成から保存及び利用に至るまでの業務に関し、国立公文書館及び各府省 CRO 室が一層理解を深めることも念頭に置くこと。</p>	<p>確保し、内閣府における各府省の公文書管理の取組状況の確認を支援する。また、各府省 CRO 室の機能が強化できるよう、内閣府と連携して、積極的な対話を実施する。その際、対話を通じて、公文書の作成から保存及び利用に至るまでの業務に関し、館及び各府省 CRO 室が一層理解を深めることも念頭に置くこと。</p>	<p>した効率的な助言の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間書庫施設確保及び業務の実施状況</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>業務の効率化等を図りつつ、歴史公文書等の選別のための支援等を適切に行うとともに、閣僚会議決定を踏まえ、公文書管理の専門的知識を持つ人材を確保し、政府における業務見直しに積極的に協力しつつ、内閣府における各府省の公文書管理の取組状況の確認を支援しているか。また、中間書庫業務について、必要な施設を確保しつつ適切に実施しているか。</p>	<p>文書の管理状況や課題等を把握するとともに、新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応に関する文書や電子的に作成される文書の管理の考え方や整理の具体的な方法等、当該機関の課題等に応じて必要な助言を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公文書管理の適正確保のための取組の強化（令和4年7月28日）を受け、内閣府、国立公文書館、各府省 CRO 室による実務者会合が、令和4年度にキックオフ会合を含めて4回開催された。その際、廃棄協議等確認時の注意点について職員が説明を行った。また、各行政機関における行政文書の電子的管理の取組事例や文書の適正な管理における注意点等について意見交換を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政文書の電子的管理のシステム整備に向けた各省検討会において、次期システム内で文書の管理を効率的かつ適切に実施できるよう提案するなど、積極的に会議に参加</li> <li>・保存期間満了時の措置が未設定であった行政文書ファイル等について、担当官が文書保存場所に出向き、実見の上保存期間満了時の措置等の助言を実施といった、専門的技術的助言を行い、内閣府のみならず、各府省を支援した。</li> </ul> <p>また、刑事参考記録アドバイザーとして法務省に助言や、最高裁判所の求めに応じて、有識者を推薦するなど専門的技術的助言の幅を広げている。</p> <p>なお、中間書庫業務については、適切に対応した。</p> <p>以上、数値指標にあつては、目標を上回る成果を上げ、新規立項された困難度高の業務については、館で蓄積した知見を大いに活かし、当館での専門性の高い助言を実施した。加えて、保存期間満了時の措置が未設定の文書を実見の上助言を行う等の取組を行うなど、内閣府を始めとして各府省、さらには最高裁判所を支援し、公文書管理の適正さの確保の一翼を担ったことから、所期の目標を質的及び量的に上回る成果が得られていると認められるため、Aと評価する。</p>	<p>ったり、刑事参考記録について館の職員がアドバイザーとして適切な指定や保存等に関し助言を行ったりと、専門的知見による助言の求めがある行政機関に対して適切な対応を行っていることは評価できる。</p> <p>また、歴史公文書等に関する各種基準等の行政機関における運用及び改善について、館の経験や専門的知見を踏まえた助言を行い、文書管理に関する議論に積極的に参画し、内閣府の移管文書の範囲等の見直し案作成や通知文書の整理等に貢献している。</p> <p>電子決裁システム（EASY）への更改にあたっては、各府省がデータ移行等の作業を円滑に行えるよう、更改時期に確認中の案件がないように計画的な確認作業を進めた。</p> <p>中間書庫業務について、行政機関から委託を受けた文書を適切に保存及び管理し、行政機関の一時利用申し込みの際には、文書移送サービスを通じて効果的・効率的な利用を図っている。</p> <p>よって、年度目標における困難度「高」の目標を100%以上達成しているとしてAと評価する。</p>
<p>iii) 行政機関及び独立行政法人等における歴史公文書等の選別等に係る適切な判断を支援するため、必要に応じて専門的技術的助言を行うこと。その際、歴史的緊急事態（新型コロナウイルス感染症に係る事態）への対応に関する行政文書等について、原則「移管」となることを踏まえ、適切な助言を行うこと。</p> <p>廃棄協議等に関する業務見直しに対応して、適切に助言業務を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機関が設定</li> </ul>	<p>iii) 行政機関及び独立行政法人等における歴史公文書等の選別等に係る適切な判断を支援するため、必要に応じて専門的技術的助言を行う。その際、歴史的緊急事態（新型コロナウイルス感染症に係る事態）への対応に関する行政文書等について、原則「移管」となることを踏まえ、適切な助言を行う。また、政府における廃棄協議等に関する以下の業務見直しに対応して、適切に助言業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機関が設定する保存期間満</li> </ul>	<p>しているか。また、中間書庫業務について、必要な施設を確保しつつ適切に実施しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度は、約396万件の行政文書ファイル等（令和3年度満了文書の残余分を含む）に対して、確認作業の効率化等を図りつつ、保存期間満了時の措置の適否に係る専門的技術的助言を実施した。その際、「移管が適当である」等の意見が約8千件であったことに加え、ファイルの名称等の情報だけでは保存期間満了時の措置の確認ができないことから、館から行政機関へ照会し、その結果について記載した件数は約3万7千件であった。また、歴史的緊急事態（新型コロナウイルス感染症に係る事態）への対応に関する行政文書等については、歴史的緊急事態に関連する内閣府大臣官房公文書管理課長通知等を踏まえて、保存期間満了時の措置の適否に係る専門的技術的助言を実施した。</li> <li>・廃棄協議については、内閣府からの依頼に基づき、約367万件の行政文書ファイル等に対して、廃棄協議の際の廃棄の適否に関する専門的技術的助言を実施した。</li> <li>・廃棄協議等に関する業務見直し等については、以下のように対応した。</li> <li>・行政機関が設定する保存期間満了時の措置の確認の強化に関して、行政機関では、前システムにおいてレコードスケジュール確認後の修正漏れやそれに伴う当館へ廃棄協議の誤申請等が多く発生していた。当館が電子決裁システム</li> </ul>	<p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>引き続き、行政機関が設定する行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置について効率的な確認作業に取り組むとともに、平成30年度の閣僚会議決定を受けた公文書管理の適正化に係る国の取組について積極的に協力するための体制を確保する。</p> <p>中間書庫業務については、引き続き、効果的・効率的な運用を図る。</p>	<p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>引き続き、内閣府をはじめとした行政機関における公文書管理に関する議論に積極的に参画し、必要な助言を行うこと。また、保存期間満了時の措置や廃棄協議に関して、必要に応じて</p>

<p>する保存期間満了時の措置の確認の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方支分部局等の行政文書や業務システムで扱うデータについて、事前に移管・廃棄の調整を行う仕組みを導入</li> <li>・廃棄協議の事前審査をシステム内で随時実施する方式の導入</li> </ul> <p>なお、新しい文書管理システムの更改が年度を通じて各府省異なるタイミングで実施されることから、更改作業を円滑に行うため、国立公文書館で確認中・審査中の案件がないようにするなど、適切に対応すること。また、デジタル技術も活用して、効率的な助言の実施を進めること。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>保存期間満了時の措置（移管又は廃棄）の適否及び廃棄協議の際の廃棄の適否に関する専門的技術的助言は、歴史公文書等の移管</p>	<p>了時の措置の確認の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方支分部局等の行政文書や業務システムで扱うデータについて、事前に移管・廃棄の調整を行う仕組みを導入</li> <li>・廃棄協議の事前審査をシステム内で随時実施する方式の導入</li> </ul> <p>なお、新しい文書管理システムの更改が年度を通じて各府省異なるタイミングで実施されることから、更改作業を円滑に行うため、館で確認中・審査中の案件がないようにするなど、適切に対応する。</p> <p>また、デジタル技術も活用して、効率的な助言の実施を進める。</p> <p>数値目標：歴史公文書等の選別等に係る専門的技術的助言</p> <p>行政機関が設定する行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（レコードスケジュール）の確認を年間 350 万件以上実施</p>		<p>（EASY）上で保存期間満了時の措置の修正を求めることが可能となったため、行政機関による措置変更をチェックし、確認完了とすることで保存期間満了時の措置が適切に設定されていることを確実なものとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方支分部局等の行政文書や業務システムで扱うデータの移管・廃棄の判断にかかる事前調整に関しては、内閣府を通じて 2 省庁から調整方法の相談があったことから、現地視察等を行い、業務や文書の類型を踏まえた効率化案について助言した。</li> <li>・廃棄協議の事前審査をシステム内で随時実施する方式に関して、同じく運用が開始された公文書管理課長通知による保存期間 3 年以下文書の国立公文書館へ助言を求めないものとあわせて、依頼や助言回答の方法など適切な運用となるよう内閣府に助言した。</li> <li>・電子決裁システム（EASY）へのシステム更改期間が各府省で異なることから、トラブル等を未然に防ぎ、データ移行等の更改作業を各府省が円滑に行えるよう適切に対応した。具体的には、更改時期に当館での確認中・審査中の案件がないようにする等、各府省ごとの更改時期にあわせて計画的に確認作業を進め、適切に工程管理を行った。</li> <li>・情報通信技術の利用を前提とした業務の検討については、EASY の開発・運用及び今後の機能強化に当たって、行政機関及び館の双方にとって業務効率向上に資する利便性の高いシステムになるよう内閣府及びデジタル庁に要望・提案した。また、保存期間満了時の措置や廃棄協議の確認に当たっては、RPA ソフトウェア（RPA: Robotic Process Automation、ソフトウェアによる業務の自動処理）等を用いて、当館に蓄積された膨大な保存期間満了時の措置等のデータを活用し、より迅速かつ的確な助言をする等業務の効率化を進めた。</li> <li>・令和 4 年度末までに保存期間が満了する法人文書ファイル等について、館への移管に関する意向調査を実施した。当該調査に対する独立行政法人等からの回答を受け、移管希望のあった 13 法人に対して、移管基準への該当性等についての調査・照会等を行い、専門的技術的助言を行った。</li> <li>・内閣府が主催する、公文書管理に関する独立行政法人等連絡会議（令和 5 年 2 月 15 日開催）において、内閣府からの求めに応じ、法人文書の移管スケジュールについて説明を行った。</li> <li>・刑事参考記録について、昨年度に引き続き、当館職員が刑事</li> </ul>		<p>専門的技術的助言を行い、行政機関の歴史公文書等の移管及び廃棄を確実・円滑に進める上で重要な役割を果たしていくこと。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし。</p>
--	---	--	--	--	--

<p>及び行政文書ファイル等の廃棄を確実・円滑に進める上で重要な役割を果たすものであり、数値目標を定め、効率的に行う必要がある。</p> <p><b>【困難度：高】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄協議等の実施方法の見直しに対応しつつ、専門的技術的助言業務を引き続き着実に実施する必要があるため。</li> <li>・国において、行政文書ファイル等の移管・廃棄の基準の見直しを予定しており、館として、移管文書の範囲の拡充や移管・廃棄基準の明確化のための議論に積極的に参画し、必要な専門的技術的助言を行う必要があるため。</li> </ul> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史公文書等の選別等に係る専門的技術的助言：行政機関が設定する行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（レコードスケジュール）の確認：年間 350 万件</li> </ul>			<p>参考記録アドバイザーとして、刑事参考記録の適切な指定や保存等に関し、専門的知見に基づき助言した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最高裁判所が行う「事件記録の保存・廃棄の在り方に関する有識者委員会」において、最高裁判所からの求めにより、有識者を推薦した。</li> </ul>		
---	--	--	---	--	--

以上																									
iv) 内閣総理大臣からの委任に基づく実地調査を適切に行うこと。	iv) 内閣総理大臣からの委任に基づく実地調査を適切に行う。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣総理大臣が歴史公文書等の適切な移管を確保するために必要があると認めて、館に実地調査をさせた実績はなかった。</li> </ul>																						
v) 国立公文書館法第 11 条に基づく中間書庫業務について、引き続き必要な施設を確保しつつ適切に実施すること。	v) 行政機関からの委託を受けて実施している中間書庫業務について、引き続き必要な施設を確保しつつ適切に実施する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・4～5月に、令和3年度末までに保存期間が満了した受託文書のうち、保存期間満了時の措置が移管と確定し、委託機関5機関から移管通知のあった630行政文書ファイル等464冊について、各機関に確認の上、移管作業を代行した。</li> <li>・中間書庫業務委託に関する意向調査の結果、希望のあった5機関から新たに1,006行政文書ファイル等1,445冊を受託した。これにより令和4年度末の受託実績は、計11機関7,492行政文書ファイル等13,899冊となった。上記については、外部化した中間書庫において、本館と外部書庫との間の文書移送サービスを通じて行政機関の一時利用の際の効果的・効率的な利用を図った。</li> <li>・令和4年度末までに保存期間が満了する予定の受託文書を委託機関に通知し、保存期間満了時の措置について内閣府の確認を得るよう注意喚起を行った。</li> </ul> <p style="text-align: center;">受託実績</p> <table border="1" data-bbox="976 1075 1697 1976"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>受託文書数</th> <th colspan="2">委託行政機関数及び内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度末</td> <td>5,981 ファイル 10,598 冊</td> <td>9 機関</td> <td>内閣官房、内閣法制局、内閣府、金融庁、総務省、法務省、厚生労働省、文部科学省、気象庁</td> </tr> <tr> <td>令和元年度末</td> <td>6,321 ファイル 11,158 冊</td> <td>10 機関</td> <td>内閣官房、内閣法制局、内閣府、金融庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、気象庁</td> </tr> <tr> <td>令和2年度末</td> <td>6,674 ファイル 11,950 冊</td> <td>9 機関</td> <td>内閣官房、内閣法制局、内閣府、総務省、法務省、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、気象庁</td> </tr> <tr> <td>令和3年度末</td> <td>7,116 ファイル 12,918 冊</td> <td>10 機関</td> <td>内閣官房、内閣法制局、内閣府、消費者庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、気象庁</td> </tr> </tbody> </table>	年度	受託文書数	委託行政機関数及び内訳		平成30年度末	5,981 ファイル 10,598 冊	9 機関	内閣官房、内閣法制局、内閣府、金融庁、総務省、法務省、厚生労働省、文部科学省、気象庁	令和元年度末	6,321 ファイル 11,158 冊	10 機関	内閣官房、内閣法制局、内閣府、金融庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、気象庁	令和2年度末	6,674 ファイル 11,950 冊	9 機関	内閣官房、内閣法制局、内閣府、総務省、法務省、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、気象庁	令和3年度末	7,116 ファイル 12,918 冊	10 機関	内閣官房、内閣法制局、内閣府、消費者庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、気象庁		
年度	受託文書数	委託行政機関数及び内訳																							
平成30年度末	5,981 ファイル 10,598 冊	9 機関	内閣官房、内閣法制局、内閣府、金融庁、総務省、法務省、厚生労働省、文部科学省、気象庁																						
令和元年度末	6,321 ファイル 11,158 冊	10 機関	内閣官房、内閣法制局、内閣府、金融庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、気象庁																						
令和2年度末	6,674 ファイル 11,950 冊	9 機関	内閣官房、内閣法制局、内閣府、総務省、法務省、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、気象庁																						
令和3年度末	7,116 ファイル 12,918 冊	10 機関	内閣官房、内閣法制局、内閣府、消費者庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、気象庁																						

			令和4 年度末	7,492 ファイル 13,899 冊	11 機関	内閣官房、内閣法制局、 人事院、内閣府、消費者 庁、総務省、法務省、出 入国在留管理庁、文部 科学省、厚生労働省、気 象庁		
--	--	--	------------	------------------------	-------	--	--	--

4. その他参考情報

・特になし

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1-2	受入れに関する措置		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公文書等の管理に関する法律第14条（保存及び移管）、第15条（特定歴史公文書等の保存等）、国立公文書館法第11条第1項第1号（保存）
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】歴史公文書等の受入れについては、移管元機関等と協議・調整の上、受入れ後1年以内に、計画的かつ確実に国民の利用に供するための措置を講ずる必要がある。		関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歴史公文書等の受入れ後、1年以内の排架達成率	100%	-	100%	100%	100%	100%	100%	予算額（千円）	1,455,891の内数	1,619,154の内数	1,896,069の内数	1,830,830の内数	1,719,515の内数
								決算額（千円）	1,475,693の内数	1,560,155の内数	1,829,495の内数	1,459,629の内数	1,795,559の内数
								経常費用（千円）	1,592,994の内数	1,640,909の内数	1,633,576の内数	1,557,386の内数	1,595,721の内数
								経常利益（千円）	△63,932の内数	△64,678の内数	△37,935の内数	284,269の内数	41,953の内数
								行政サービス実施コスト（千円）	1,752,966の内数	-	-	-	-
								行政コスト（千円）	-	1,878,394の内数	1,769,520の内数	1,671,861の内数	1,707,635の内数
								従事人員数	56の内数	61の内数	65の内数	68の内数	70の内数

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績		自己評価	評価		
i) 公文書管理法に基づき、行政機関及び独立行政法人等からの歴史公文書等の	i) 行政機関及び独立行政法人等からの歴史公文書等の受入れを適切か	<主な定量的指標> ・歴史公文書等の受入れ後、1年以内の排架	<主要な業務実績> ・行政機関からの受入冊数は、43,432冊であった。受入れに当たっては、効率化を図りながら、行政機関からの照会対応、計画的な搬送作業、移管通知公文の受領等の作業を適切		<評定と根拠> 評定：B 重要度：高とされた、歴史公文書等の受入れについては、令和3年9月から令和4年8月に受け入れた文書 44,316冊に		評定	B
							<評定に至った理由> 歴史公文書等の受入れについて	

<p>受入れを適切かつ速やかに実施すること。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>歴史公文書等の受入れについては、移管元機関等と協議・調整の上、受入れ後1年以内に、計画的かつ確実に国民の利用に供するための措置を講ずる必要がある。</p>	<p>つ速やかに実施する。</p>	<p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歴史公文書等の受入状況</li> <li>立法府からの歴史公文書等の受入れに向けて、専門的知見を活かした助言等の状況</li> <li>民間からの寄贈・寄託の受入推進による歴史資料等の積極的な収集状況</li> <li>一般の利用に供するまでの作業の実施状況</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>行政機関等からの受入れについて、計画的かつ適切に実行するとともに、受入れか</p>	<p>に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>なお、行政機関からの受入れ（25,460冊。下記、総務省及び厚生労働省からの受入れの一部を除く。）は、令和4年4月25日～27日を予定していたところ、適切に対応し、速やかな受入れの実施につなげた。</li> <li>行政機関からの受入れのうち、総務省からの受入れの一部（恩給裁定原書）については、総務省と調整の上、10月に15,470冊を受け入れた。厚生労働省からの受入れの一部（援護局文書）については、同省と調整の上、2月24日及び3月1日に2,502冊を受け入れた。</li> <li>独立行政法人等からの受入冊数は、令和4年10月に11法人から52冊、令和5年3月に1法人から101冊であった。</li> <li>歴史公文書等の移管に関する事務連絡会議を開催し、移管当日までの準備の周知を図った（令和4年11月25日）。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事務連絡会議の開催を2回とすることで会場が密とならないよう配慮するとともに、オンラインでの配信を実施した。</li> <li>令和4年度末までに保存期間が満了し、令和5年4月に移管する行政文書ファイル等について、同月15日までに通知するよう、館長から行政機関の総括文書管理者宛てに依頼を行った（令和5年1月30日）。</li> </ul>	<p>ついで、それぞれ受入れ後1年以内に一般の利用に供するまでの作業を計画的に実施し、目標を達成した。</p> <p>令和5年度の司法行政文書の移管に向け、令和4年度に保存期間が満了する司法行政文書について、内閣総理大臣からの意見照会に適切に対応を行った。</p> <p>歴史公文書等の寄贈・寄託の推進を図るため、寄贈又は寄託を希望する資料の整理及び内容調査等を行い、2件7冊を受け入れることができた。</p> <p>以上、所期の目標を達成していると認められることからBと評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>引き続き、歴史公文書等の受入れを計画的かつ適切に実施するとともに、歴史資料等の積極的な収集を実施する。</p>	<p>て、計画的に作業を実施することにより、年度目標に掲げた受入れ後1年以内の排架率100%を達成し、目標に達していることは評価できる。</p> <p>また、司法行政文書の移管に向けて、意見照会に適切に対応し、保存期間が満了する司法行政文書について館に移管されることになった点も評価できる。</p> <p>寄贈・寄託の相談のあった資料について、整理及び確認を行い、適宜受入れをしており、受入れを推進するためのリーフレットの配布や解説資料の案内など広報活動も行っている。</p> <p>また、受け入れた歴史公文書、行政文書等について適切な手続を行い一般の利用に供している。</p> <p>以上を踏まえ、年度目標における所期の目標を達成しているとしてBと評価する。</p>
<p>ii) 司法府からの歴史公文書等の受入れを適切に実施するとともに、立法府からの歴史公文書等の受入れに向けて、専門的知見を活かした助言等により内閣府の支援を行うこと。</p>	<p>ii) 司法府からの歴史公文書等の受入れを適切に実施するとともに、立法府からの歴史公文書等の受入れに向けて、専門的知見を活かした助言等により内閣府の支援を行う。</p>	<p>ら1年以内に一般の利用に供しているか。また、民間からの寄贈・寄託の推進を図るための取組を行うことにより、歴史資料等の積極的な収集を行っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「令和3年度公文書等移管計画」（令和4年3月31日内閣総理大臣決定）に基づき、司法行政文書72冊の受入れを令和4年4月に行った。</li> <li>「歴史資料として重要な公文書等（裁判文書）移管計画」（平成29年11月21日内閣総理大臣決定）に基づき、裁判文書2,729冊の受入れを令和4年12月に行った。</li> <li>令和5年度の司法行政文書の移管に向け、内閣府と最高裁判所が協議した結果、令和5年3月24日付けで「令和4年度公文書等移管計画」が内閣総理大臣により決定された。本件に際し、館は、内閣総理大臣からの求めに応じて、令和4年度に保存期間が満了する司法行政文書について検討を行い、最高裁判所から申出のあった司法行政文書（177ファイルと広報資料13件）について確認し、移管受入れは適切との意見を申し述べた。また、最高裁判所から申出のなかった司法行政文書1,875ファイルについても確認を行い、館において保存することが適切と認められるものの有無等について意見を申し述べた。以上の結果、令和4年度に保存期間が満了する司法行政文書177ファイル及び広報資料13件が、令和5年4月に館に移管されることとなった。</li> </ul>	<p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>引き続き、受入れ後1年以内に計画的かつ確実に国民の利用に供するための措置を講ずるとともに、立法府からの歴史公文書等の受入れに向けて、専門的知見を活かした助言等により内閣府の支援を行う。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし。</p>	<p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>引き続き、受入れ後1年以内に計画的かつ確実に国民の利用に供するための措置を講ずるとともに、立法府からの歴史公文書等の受入れに向けて、専門的知見を活かした助言等により内閣府の支援を行う。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし。</p>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・立法府からの歴史公文書等の受入れに向けた助言等について、内閣府から館に対して要請はなかった。</li> <li>・「歴史資料として重要な公文書等（裁判文書）移管計画」（令和5年度から令和9年度までの5年計画）については、12月27日付で内閣総理大臣により決定された。本件に際し、館は、内閣総理大臣からの求めに応じて上記移管計画の検討を行い、最高裁判所から申出のあった裁判文書の移管受入れは適当との意見を申し述べた。</li> </ul>		
iii) 民間に所在する歴史公文書等の寄贈・寄託の受入れを実施するとともに、その推進を図ること等により、歴史資料等の積極的な収集を行うこと。	iii) 民間に所在する歴史公文書等の寄贈・寄託の受入れを実施するとともに、その推進を図ること等により、歴史資料等の積極的な収集を行う。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄贈・寄託の受入れの実施及び推進を図るため、寄贈・寄託の相談のあった資料の整理及び内容調査等を行い、2件7冊（有田八郎関係文書、飯田家旧蔵文書）の受入れを行った。この結果、令和4年度末現在の寄贈・寄託による受入冊数は合計9,360冊となった。</li> <li>・また、寄贈の申出のあった2件以外にも寄贈・寄託の相談は受けており、資料内容の確認等を行っている。</li> <li>・館への寄贈・寄託を検討している方に対して、相談から受入れを経て当館での保存・利用までを分かりやすくまとめたリーフレットを配付したほか、当館ホームページに掲載している受入れまでの手続きの流れ等を説明する解説資料（手引き書）を案内するなど、寄贈・寄託の受入れの推進を図った。</li> </ul>		
iv) 受け入れた歴史公文書等について、原則1年以内に一般の利用に供するまでの作業を確実に終了すること。  【指標】 ・歴史公文書等の受入れ後、1年以内の排架：達成率100%	iv) 受け入れた歴史公文書等について、原則1年以内に一般の利用に供するまでの作業を確実に終了する。  数値目標：歴史公文書等の受入れ後、1年以内の排架 達成率100%		<ul style="list-style-type: none"> <li>・受け入れた歴史公文書等の目録については、「特定歴史公文書等の目録に関する基本的な考え方について」（令和2年2月17日館長決定）に基づき作成した。</li> <li>・令和3年9月以降に受け入れた歴史公文書等18,783冊（恩給裁定原書等17,000冊、独立行政法人等3法人（独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人情報処理推進機構）7冊、裁判文書1,480冊、寄贈・寄託文書6冊を、令和4年8月に一般の利用に供した。</li> <li>・令和4年4月、5月及び7月に、それぞれ受け入れた行政文書25,460冊、司法行政文書72冊、8月に受け入れた寄贈文書1冊を、令和5年3月に一般の利用に供した。</li> <li>・この結果、令和4年度末現在の各書庫の書架排架状況は以下のとおりとなった。</li> </ul>		



書庫の排架状況				
(単位：m)				
区 分	総延長	排架済	令和4年度	未排架 (空き棚)
			排架分	
東京本館	34,850	34,012	0.1	838
つくば分館	37,446	36,006	2,928	1,440
計	72,296	70,018 (96.8%)	2928.1 (4.1%)	2,278 (3.2%)

(注)

- ・民間から確保した書庫の活用に向けて、書庫の未排架距離を正確に算出するため、令和2年度業務実績等報告書から、「未排架」を実際に空いている書架数から算出
- ・東京本館及びつくば分館の書庫の他に、民間から確保した書庫において、特定歴史公文書等を保存（文書保存箱 6,319 箱に梱包して保存）

4. その他参考情報
・特になし

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1-3	保存に関する措置		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公文書等の管理に関する法律第14条（保存及び移管）、第15条（特定歴史公文書等の保存等）、国立公文書館法第11条第1項第1号（保存）
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
著しく破損した資料の修復（重修復）	400冊以上	—	400冊	400冊	287冊	400冊	400冊	予算額（千円）	1,455,891の内数	1,619,154の内数	1,896,069の内数	1,830,830の内数	1,719,515の内数
機械（リーフキャストイング）を利用した修復	1,200枚以上	—	1,205枚	1,200枚	904枚	1,200枚	1,205枚	決算額（千円）	1,475,693の内数	1,560,155の内数	1,829,495の内数	1,459,629の内数	1,795,559の内数
								経常費用（千円）	1,592,994の内数	1,640,909の内数	1,633,576の内数	1,557,386の内数	1,595,721の内数
								経常利益（千円）	△63,932の内数	△64,678の内数	△37,935の内数	284,269の内数	41,953の内数
								行政サービス実施コスト（千円）	1,752,966の内数	—	—	—	—
								行政コスト（千円）	—	1,878,394の内数	1,769,520の内数	1,671,861の内数	1,707,635の内数
								従事人員数	56の内数	61の内数	65の内数	68の内数	70の内数

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価	評価	
i) 特定歴史公文書等の保存について、永久保存義務に鑑	i) 「特定歴史公文書等の保存対策方針」（平成27年5月27	<主な定量的指標> ・特定歴史公文書等の修復冊数及び枚	<主要な業務実績> ・特定歴史公文書等の保存については、「特定歴史公文書等の保存対策方針」（平成27年5月27日館長決定。以下「保存対策方針」という。）		<評定と根拠> 評定：B 特定歴史公文書等の保存については、公文書管理	評定	B
						<評定に至った理由>	

<p>み、必要な施設を確保しつつ適切に実施するとともに、「特定歴史公文書等の保存対策方針」（平成 27 年 5 月 27 日国立公文書館長決定）に基づき、計画的な修復の実施等、適切な保存のために必要な措置を講ずること。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>著しく破損した資料の修復（重修復）：400 冊以上</li> <li>機械（リーフキャスト）を利用した修復：1,200 枚以上</li> </ul>	<p>日国立公文書館長決定）に基づき、計画的な修復の実施等、適切な保存のために必要な措置を講ずるとともに、必要な施設を確保しつつ、書庫の満架に向けた対応を行う。</p> <p>数値目標：著しく破損した資料の修復（重修復） 400 冊以上実施</p> <p>機械（リーフキャスト）を利用した修復 1,200 枚以上実施</p>	<p>数</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間書庫の確保状況</li> <li>特定歴史公文書等の保存状況</li> <li>電子公文書等の移管・保存・利用システムの運用状況</li> <li>長期保存フォーマットを含む長期保存に関する調査検討状況</li> <li>媒体変換（デジタル画像の作成コマ数）状況</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>書庫の満架に向けた対応が行われているか。</p>	<p>に基づき、専用書庫内の温湿度等の保存環境を恒常的に監視するとともに、特定歴史公文書等に付着した埃取り、定期的な書庫内清掃、保存容器への収納等の処置等、適切な保存に必要な措置を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>虫損や破れ等の物理的破損に対する修復については、保存対策方針に基づく「特定歴史公文書等の修復計画」（平成 27 年 5 月 27 日館長決定）を踏まえ、資料の破損状況に応じて修復に取り組んだ。劣化により著しく破損した資料の人的作業による修復（400 冊）や虫損被害が甚大な資料に対して機械（リーフキャスト）を利用した作業（1,205 枚）に取り組んだ。</li> <li>令和 4 年度から新館開館（令和 10 年度末予定）までの間、東京本館、つくば分館に加えて令和 3 年度に民間から確保した書庫において、特定歴史公文書等を適切に保存するため、保存対策方針等の一部改正を実施した。</li> <li>つくば分館で保存していた特定歴史公文書等の一部について、民間から確保した書庫に移送の上、保存を開始した。</li> </ul>	<p>法で定められている永久保存義務を果たすための措置を、媒体を問わず着実に実施した。</p> <p>特定歴史公文書等（紙媒体）の修復については、人的作業により 400 冊を修復するとともに、機械を利用した作業により 1,205 枚を修復した。</p> <p>また、書庫の満架の対応として、令和 3 年度に民間から書庫に移送の上、特定歴史公文書等の保存及び利用を開始した。それに伴い、当該民間の書庫において保管する特定歴史公文書等の適切な保存及び利用を確保するため、保存対策方針等の一部改正を実施した。</p> <p>受け入れた電子公文書等の保存等については、電子公文書等の移管・保存・利用システムの既存システムに必要な改修を行い、適切に運用した。また、次期システムの設計・開発については、令和 3 年度末に策定した設計・開発の遅延に対するリカバリ対策を具体化したプロジェクト計画に基づき、設計・開発の全体工程管理を請け負う工程管理業者と館 PMO 担当の支援を得て、計画通りに実施した。進捗状況等の確認については、館 PMO 担当において点検を実施したほか、適宜デジタル統括アドバイザーの助言を得て、令和 5 年度からの新システムの運用を開始した。</p> <p>電子公文書等の長期保存フォーマットを含む、長期保存のための必要な調査検討については、英米豪の国立公文書館等におけるデジタル保存の取組やファイル・フォーマットの対応状況などについて文献調査を実施した。また、有識者や関係機関へのヒアリングを実施し、その結果を踏まえ、長期保存に適したファイル・フォーマット（標準的フォーマット）に関するリスク評価の考え方、具体的なファイル・フォーマットの候補案などに関する情報の中間取りまとめを行った</p> <p>利用状況等を勘案し、「令和 4 年度複製物作成計画」を作成の上、公表するとともに、紙から直接デジタル化する方法により、2,131,131 コマの複製物作成を行ったほか、特定歴史公文書等のうち、劣化している映画フィルム 123 本、マイクロフィルム 452 本の複製物の作成を行った。</p> <p>以上、特定歴史公文書等（紙媒体）の修復、書庫満架対応として、令和 4 年度から新館開館までの間、特定歴史公文書等を適切に保存するため、民間から書</p>	<p>館の保存する特定歴史公文書等の修復について、「特定歴史公文書等の保存対策方針」（平成 27 年 5 月 27 日国立公文書館長決定。令和 4 年 6 月 1 日改正）に基づき、著しく破損した資料の修復（重修復）：400 冊、機械（リーフキャスト）を利用した修復：1,205 枚を行い、年度目標に掲げた数値を達成している。</p> <p>「電子公文書等の移管・保存・利用システム」について、次期システムの設計・開発の遅延により既存システムの運用が延長されたことに伴い、必要な改修を実施しシステムの安定稼働を確保した上で、受入れから 1 年以内の利用に必要な作業を確実に実施した。</p> <p>次期システムについては、設計・開発の遅延に対するリカバリ対策を具体化したプロジェクト計画に基づき、工程管理業者と新たに設置した「国立公文書館ポートフォリオ・マネジメント・オフィス（館 PMO）」が開発工程に関与する体制が整備され、計画通りに設計・開発業務が完了したことで、令和 5 年度からの新システムの運用開始を確実なものとした。館は業者より適宜進捗状況の報告を受け、計画通りに進んでいることを確認し、遅延の問題点に対し対応が行われ改善されていることを点検していた。</p> <p>また、英米豪の国立公文書館等におけるデジタル保存の取組やファイル・フォーマットの対応状況などについての文献調査や関係機関への意見聴取等電子公文書等の長期保存のための必要な調査検討を適切に行った。</p>
<p>ii) 「電子公文書等の移管・保存・利用システム」を適切かつ効率的に運用し、電子媒体の歴史公文書等の受入れ、保存及び利用を確実に実施すること。また、電子公文書等の長期保存フォーマットを含む、長期保存のための必要な調査検討を行うこと。</p>	<p>ii) 「電子公文書等の移管・保存・利用システム」を適切かつ効率的に運用し、電子媒体の歴史公文書等の受入れ、保存及び利用を確実に実施するとともに、次期システム運用開始に向けて、引き続き同システムの設計・開発を行う。また、電子公文書等の長期保存フォーマットを含む、長期保存のための必要な調査検討を行う。</p>	<p>特定歴史公文書等を適切に保存するとともに、計画的な修復が行われているか。「電子公文書等の移管・保存・利用システム」が適切に運用されるとともに、次期システムの設計・開発が着実に進んでいるか。電子公文書等の長期保存フォーマットを含む、長期保存のための必要な調査検討が行われているか。</p> <p>館の特定歴史公文書等について、利用</p>	<p>（電子公文書等の受入れ、保存及び利用について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電子公文書等については、33 行政機関から 1,377 冊、1 独立行政法人から 1 冊を受け入れ、計 34 機関、1,378 冊を適切に保存した。また、受入れから 1 年以内の利用に必要な作業を適切に実施した。</li> <li>「電子公文書等の移管・保存・利用システム」については、次期システムの設計・開発の遅延により、令和 3 年度に既存システムの運用期間を 1 年延長したことから、既存システムにおいても令和 4 年度における電子公文書等の適切な受入れ、保存及び利用を確実に実施するため、必要な改修を実施した。具体的には、デジタル庁と調整の上、既存システムと電子決裁システム（EASY）を連携させるため、移管受領ツールを導入し（令和 4 年 5 月）、令和 4 年度の受入れに必要な保存領域を既存システムを拡張することで確保した（令和 4 年 9 月）。これらの必要な改修を行い適切に運用することにより、システムの安定稼働が確保された。</li> </ul>	<p>電子公文書等の長期保存フォーマットを含む、長期保存のための必要な調査検討については、英米豪の国立公文書館等におけるデジタル保存の取組やファイル・フォーマットの対応状況などについて文献調査を実施した。また、有識者や関係機関へのヒアリングを実施し、その結果を踏まえ、長期保存に適したファイル・フォーマット（標準的フォーマット）に関するリスク評価の考え方、具体的なファイル・フォーマットの候補案などに関する情報の中間取りまとめを行った</p> <p>利用状況等を勘案し、「令和 4 年度複製物作成計画」を作成の上、公表するとともに、紙から直接デジタル化する方法により、2,131,131 コマの複製物作成を行ったほか、特定歴史公文書等のうち、劣化している映画フィルム 123 本、マイクロフィルム 452 本の複製物の作成を行った。</p> <p>以上、特定歴史公文書等（紙媒体）の修復、書庫満架対応として、令和 4 年度から新館開館までの間、特定歴史公文書等を適切に保存するため、民間から書</p>	<p>館の保存する特定歴史公文書等の修復について、「特定歴史公文書等の保存対策方針」（平成 27 年 5 月 27 日国立公文書館長決定。令和 4 年 6 月 1 日改正）に基づき、著しく破損した資料の修復（重修復）：400 冊、機械（リーフキャスト）を利用した修復：1,205 枚を行い、年度目標に掲げた数値を達成している。</p> <p>「電子公文書等の移管・保存・利用システム」について、次期システムの設計・開発の遅延により既存システムの運用が延長されたことに伴い、必要な改修を実施しシステムの安定稼働を確保した上で、受入れから 1 年以内の利用に必要な作業を確実に実施した。</p> <p>次期システムについては、設計・開発の遅延に対するリカバリ対策を具体化したプロジェクト計画に基づき、工程管理業者と新たに設置した「国立公文書館ポートフォリオ・マネジメント・オフィス（館 PMO）」が開発工程に関与する体制が整備され、計画通りに設計・開発業務が完了したことで、令和 5 年度からの新システムの運用開始を確実なものとした。館は業者より適宜進捗状況の報告を受け、計画通りに進んでいることを確認し、遅延の問題点に対し対応が行われ改善されていることを点検していた。</p> <p>また、英米豪の国立公文書館等におけるデジタル保存の取組やファイル・フォーマットの対応状況などについての文献調査や関係機関への意見聴取等電子公文書等の長期保存のための必要な調査検討を適切に行った。</p>

		状況等に応じた媒体変換の措置が行われているか。	電子公文書等の受入れ、保存					庫を確保し特定歴史公文書等の一部について保存を開始するなど、適切な保存のために必要な措置を着実に実施したほか、電子公文書等の適切な受入れ及び保存並びに複製物の作成についても確実に実施した。また、「電子公文書等の移管・保存・利用システム」の次期システムの設計・開発については、令和3年度末に策定した設計・開発の遅延に対するリカバリ対策を具体化したプロジェクト計画に基づき、設計・開発業務を実施し、電子公文書等の長期保存フォーマットを含む、長期保存のための必要な調査検討を実施したことから、本項目全体として、所期の目標を達成しており、Bと評価する。	複製物作成に当たっては、令和4年度の複製物作成計画を作成・公表するとともに、同計画に従い、紙から直接デジタル化する方法により約210万コマの複製物作成を行うなど、適切に複製物の作成が実施されている。 以上を踏まえ、年度目標における所期の目標を達成しているとしてBと評価する。  ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き、歴史公文書等の計画的な修復の実施など適切な保存のための措置を行うとともに、「電子公文書等の移管・保存・利用システム」を適切に運用していく。  ＜その他事項＞ 特になし。
				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
行政機関	機関数	17	18	25	25	33			
	冊数	282	243	388	1,378	1,377			
独立行政 法人等	機関数	1	1	1	1	1			
	冊数	1	1	1	1	1			
司法府	冊数	1	0	0	0	0			
寄贈	冊数	1	0	0	0	0			
受入冊数		285	244	389	1,379	1,378			
保存冊数（累積）		1,515	1,759	2,148	3,527	4,905			
		<p>(電子公文書等の移管・保存・利用システムの設計・開発について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「電子公文書等の移管・保存・利用システム」の次期システムの設計・開発については、令和3年度末に策定した設計・開発の遅延に対するリカバリ対策を具体化したプロジェクト計画に基づき、設計・開発の全体工程管理を請け負う工程管理業者と、館のデジタル関係業務を一体的に推進する「国立公文書館ポートフォリオ・マネジメント・オフィス（館PMO）」の支援を得て、システムの設計・開発業務を計画とおりに実施した。各作業工程の完了に当たっては、作業プロセス及び各工程の成果物の品質を確認し、以下のとおり、設計・開発業務を完了した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>内部設計見直し（令和4年5月27日完了）</li> <li>開発（製造）（9月6日完了）</li> <li>結合テスト（11月9日完了）</li> <li>総合テスト（令和5年1月13日完了）</li> <li>受入テスト（2月17日完了）</li> <li>データ移行（3月14日完了）</li> <li>システム切り替え（3月17日完了）</li> <li>設計・開発工程完了（3月22日完了）</li> </ul> </li> <li>設計・開発業務の進捗状況については、設計開発業者及び工程管理業者から、定期的（週次・月次・四半期）に報告を受け、計画通りに実施されていることを確認した。また、令和3年度の設計・開発の遅延における問題点について、対応が実施され改善されていることを、四半期毎に点検した。</li> <li>各作業工程の完了判定及び四半期毎の進捗状況等は、館PMOにおいても点検を実施したほか、適宜デジタル統括アドバイザーの助言を得た。</li> </ul>					<p>＜課題と対応＞</p> <p>引き続き、歴史公文書等の保存を計画的かつ着実に実施する。</p>		

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以上により、令和5年度からの新システムの運用開始が確実なものになった。</li> </ul> <p>(電子公文書等の長期保存フォーマットを含む、長期保存のための必要な調査検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「歴史公文書等として長期間安定的に利用可能とするための措置について検討を行うこと」(「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」(平成31年3月25日内閣総理大臣決定))及び「デジタル時代の公文書管理について」(令和3年7月26日第89回公文書管理委員会)を踏まえ、電子公文書等の長期保存フォーマットを含む、長期保存のための調査検討を行った。</li> <li>・ 令和4年度の調査として、英米豪の国立公文書館等におけるデジタル保存の取組やファイル・フォーマットの対応状況などについて文献調査を実施した。</li> <li>・ 本調査検討の方向性などについて有識者(立命館大学 上原教授)、関係機関(内閣府、宮内公文書館、外交史料館)と意見交換を行ったほか、公文書管理委員会においても報告を行った(令和4年11月9日第99回内閣府公文書管理委員会)。</li> <li>・ 調査検討の方向性を確認した後、長期保存に適したファイル・フォーマット(標準的フォーマット)等について、専門家や専門団体、専門機関にヒアリングを行った。</li> </ul> <p>(専門家)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上原哲太郎氏(立命館大学教授)、安岡孝一氏(京都大学人文科学研究所附属東アジア人文情報学研究センター教授)、杉本重雄氏(筑波大学名誉教授)、溝上卓也氏(株式会社デジサイン DX 支援事業本部フェロー)</li> </ul> <p>(専門団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会(木村道弘氏、名護屋豊氏、相馬淳人氏)</li> <li>・ ARMA International 東京支部(宮崎一哉氏)</li> </ul> <p>(専門機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国立国会図書館電子情報部電子情報企画課、関西館電子図書館課</li> <li>・ 国立映画アーカイブ学芸課映画室、学芸課展示・資料室</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記調査及びヒアリング結果を踏まえ、長期保存に適したファイル・フォーマット(標準的フォーマット)に関するリスク評価の考え方、具体的なファイル・フォーマットの候補案などに関する情報の中間取りまとめを行った。</li> </ul>		
iii) 館の保存する特定歴史公文書等につ	iii) 館の保存する特定歴史公文書等につ		<p>(1) 令和4年度複製物作成計画の公表と複製物の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年度の複製物作成に当たっては、保存対策方針及び「独立行</li> </ul>		

<p>いて、利用状況及び破損又は汚損を生ずるおそれにより、原本の利用を制限する必要性も考慮しつつ、当該年度の「複製物作成計画」を作成の上公表し、順次、国民の利用に供するよう複製物の作成を行うこと。</p>	<p>いて、利用状況及び破損又は汚損を生ずるおそれにより、原本の利用を制限する必要性も考慮しつつ、令和4年度の「複製物作成計画」を作成の上公表し、順次、国民の利用に供するよう複製物の作成を行う。</p>		<p>政法人国立公文書館における複製物作成計画」(平成24年3月29日館長決定。以下「複製物作成計画」という。)を踏まえ、利用状況等を勘案しながら、「令和4年度複製物作成計画」を作成の上、館のホームページで公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>紙から直接デジタル化する方法により、利用者のニーズを踏まえ、内閣文庫等を中心に2,131,131コマの複製物作成を行った。</li> <li>特定歴史公文書等のうち、劣化している映画フィルム123本、マイクロフィルム452本について、保存のために複製物を作成した。</li> </ul> <p>(2) 複製物作成に係る資料確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>館所蔵の資料に係る複製物作成推進の一環として、デジタル化作業に先駆けて、同作業に必要な資料1点ごとの基礎情報の整備を図ることとしている。令和4年度は、次年度以降の円滑なデジタル化作業に向けて、内閣文庫32,268冊、行政文書1,080冊について、資料確認作業を実施し、デジタル化作業に必要な各種情報(目録の細目情報、資料形状(大きさ、ページ数、資料の厚み)、保存状態等)を把握した。</li> </ul> <p>(3) 複製物の保存管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度までに作成した複製物について、マイクロフィルムの長期保存及び適切な管理のため、その一部(1,929巻)について、風通し及び調湿剤の交換作業を行った。</li> </ul>		
--	---	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>・特になし</p>

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1-4	利用の請求に関する措置		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公文書等の管理に関する法律第16条（利用請求）、第21条（審査請求及び公文書管理委員会への諮問）、国立公文書館法第11条第1項第1号（利用）
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
30日以内の利用決定（大量請求を除く）	80%以上	—	87%	83%	82%	81%	83%	予算額（千円）	1,455,891の内数	1,619,154の内数	1,896,069の内数	1,830,830の内数	1,719,515の内数
要審査文書の審査（利用決定）冊数	—	—	1,628冊	1,273冊	1,125冊	1,280冊	1,477冊	決算額（千円）	1,475,693の内数	1,560,155の内数	1,829,495の内数	1,459,629の内数	1,795,559の内数
30日以内	—	—	1,035冊	747冊	692冊	781冊	972冊	経常費用（千円）	1,592,994の内数	1,640,909の内数	1,633,576の内数	1,557,386の内数	1,595,721の内数
60日以内	—	—	155冊	150冊	149冊	184冊	195冊	経常利益（千円）	△63,932の内数	△64,678の内数	△37,935の内数	284,269の内数	41,953の内数
60日超え	—	—	438冊	376冊	284冊	315冊	310冊	行政サービス実施コスト（千円）	1,752,966の内数	—	—	—	—
自主的な要審査文書の審査冊数	—	—	851冊	221冊	530冊	539冊	253冊	行政コスト（千円）	—	1,878,394の内数	1,769,520の内数	1,671,861の内数	1,707,635の内数
								従事人員数	56の内数	61の内数	65の内数	68の内数	70の内数

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
			業務実績		自己評価	評価
i) レファレンス	i) レファレンス	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>		<評定と根拠>	評定 B



<p>の提供や電子メールの活用等により、引き続き、請求の利便性を高め、国民の利用請求に、円滑かつ適切に対応すること。</p>	<p>の提供や電子メールの活用等により、引き続き、請求の利便性を高め、国民の利用請求に、円滑かつ適切に対応する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・30日以内の利用決定（大量請求を除く）の状況</li> <li>&lt;その他の指標&gt;</li> <li>・レファレンスの提供や電子メールの活用等の状況</li> <li>・期間内の利用決定の状況</li> <li>・要審査文書の計画的・自主的な審査の状況</li> <li>・利用制限区分の変更状況</li> <li>・公文書管理委員会への諮問状況</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>国民の利用請求に、円滑かつ適切に対応しているか。要審査文書を、内閣総理大臣の同意を得た館の利用等規則に規定する期間内に適切に審査し、利用に供しているか。これまでの利用実績から利用頻度が高いと考えられる要審査文書を計画的かつ自主的に審査しているか。審査請求に適切に対応できているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の制定による個人情報保護制度の見直しを契機として、独立行政法人国立公文書館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準（平成23年4月1日館長決定）の字句修正を行うこととし、令和4年4月1日付けで一部改正した。</li> <li>・民間から確保した書庫で保存されている特定歴史公文書等を東京本館閲覧室で閲覧に供することができるよう、独立行政法人国立公文書館利用細則（平成23年4月1日館長決定。以下「利用細則」という。）等を一部改正した（令和4年6月1日施行）。</li> <li>・特定歴史公文書等の利用請求等に対する写しの交付等に係る複写物作成等業務は、外部委託により行っている。令和5年度からの業務委託の契約では、人件費や資材費の高騰により現状価格を維持できないことが判明したことから、写しの交付手数料、特別複写料金の見直しを行ったほか、利用の需要を見込めない複写物メニューを削除することとし、利用等規則及び利用細則を一部改正した（令和5年4月1日施行）。</li> <li>・令和4年度において、特定歴史公文書等の利用実績は以下のとおりである。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="946 989 1804 1927"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="5">利用実績</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">閲覧者数</td> <td>4,461</td> <td>3,695</td> <td>1,807</td> <td>2,113</td> <td>2,904</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">利用請求</td> <td>閲覧冊数</td> <td>81</td> <td>36</td> <td>251</td> <td>466</td> <td>533</td> </tr> <tr> <td>写しの交付冊数</td> <td>2,460</td> <td>3,447</td> <td>2,101</td> <td>2,283</td> <td>1,978</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">簡便な方法による閲覧</td> <td>閲覧冊数</td> <td>41,418</td> <td>39,694</td> <td>16,005</td> <td>17,081</td> <td>21,889</td> </tr> <tr> <td>閲覧巻数(マイクロフィルム)</td> <td>109</td> <td>23</td> <td>19</td> <td>10</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td colspan="2">移管元行政機関等による利用冊数</td> <td>448</td> <td>656</td> <td>293</td> <td>199</td> <td>1,494</td> </tr> <tr> <td colspan="2">原本の特別利用提供冊数</td> <td>7</td> <td>12</td> <td>9</td> <td>14</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特別複写提供冊数</td> <td>33</td> <td>64</td> <td>57</td> <td>127</td> <td>63</td> </tr> </tbody> </table>			利用実績							平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	閲覧者数		4,461	3,695	1,807	2,113	2,904	利用請求	閲覧冊数	81	36	251	466	533	写しの交付冊数	2,460	3,447	2,101	2,283	1,978	簡便な方法による閲覧	閲覧冊数	41,418	39,694	16,005	17,081	21,889	閲覧巻数(マイクロフィルム)	109	23	19	10	12	移管元行政機関等による利用冊数		448	656	293	199	1,494	原本の特別利用提供冊数		7	12	9	14	8	特別複写提供冊数		33	64	57	127	63	<p>評価：B</p> <p>新たに民間から書庫を確保しつつ特定歴史公文書等の保存及び利用を行うための利用細則の改正、写しの交付手数料及び特別複写料金の見直し等に伴う利用等規則等の改正を行った。</p> <p>利用請求の受付については、3,547件の電子メールによる利用請求を受け付け、利用者の利便性の向上に努めた。また、所蔵する特定歴史公文書等に関する問い合わせについては、レファレンスの実績を蓄積して職員間での共有を図り、回答の際に活用して適切な対応に努めた。</p> <p>閲覧業務については、新型コロナウイルス感染症の国内発生状況及びこれを受けた政府の要請を踏まえ、利用機会の確保を図る観点から、感染拡大防止対策を徹底しながら業務を実施した。</p> <p>利用請求のあった要審査文書計1,477冊について、利用等規則に規定する期間内に利用決定を行った。</p> <p>また、利用請求から30日以内に利用決定を行ったものは972冊（83%）となり、目標を達成した。さらに、利用頻度が高いと考えられる要審査文書の自主的な審査についても、これを計画的かつ積極的に実施し、利用制限区分の見直しも適切に対応した。</p> <p>以上、所期の目標を達成していると認められることから、Bと評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>引き続き、利用決定期限の確認を十分に行い、特定歴史公文書等の利用等に適切に対応する。</p>	<p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>要審査文書の審査処理数について、年度目標を踏まえ、館の利用等規則に規定する期間内に1,477冊すべてを利用に供した。また、そのうち大量請求のため延長処理を行った310冊を除く1,167冊のうち972冊（約83%）は30日以内に利用決定を行い、年度目標に掲げた指標を達成している。</p> <p>閲覧業務について、新型コロナウイルス感染症の国内発生状況及びこれを受けた政府の基本的対処方針を踏まえ、感染拡大防止対策を徹底しながら業務を行った。</p> <p>利用請求については、昨年度に引き続き電子メールでも受け付けており、利用者の利便性を確保している。</p> <p>利用者から情報提供を求められたレファレンスについては、実績を蓄積し職員間で共有を図ることで円滑かつ適切に対応することができている。</p> <p>要審査文書の自主的な審査について、利用頻度が高いと考えられる要審査文書を中心に、審査体制を整えつつ、計画的に審査に取り組んだことは評価できる。既に審査を終えた文書の利用制限区分についても、時の経過を踏まえ利用制限の区分の見直しを適切に実施した。</p> <p>以上の取組により、特定歴史公文書等の利用の促進を図り、利用者の利便性向上に貢献している。よって、年度目標における所期の目標を達成しているとしてBと</p>
		利用実績																																																																							
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																																																			
閲覧者数		4,461	3,695	1,807	2,113	2,904																																																																			
利用請求	閲覧冊数	81	36	251	466	533																																																																			
	写しの交付冊数	2,460	3,447	2,101	2,283	1,978																																																																			
簡便な方法による閲覧	閲覧冊数	41,418	39,694	16,005	17,081	21,889																																																																			
	閲覧巻数(マイクロフィルム)	109	23	19	10	12																																																																			
移管元行政機関等による利用冊数		448	656	293	199	1,494																																																																			
原本の特別利用提供冊数		7	12	9	14	8																																																																			
特別複写提供冊数		33	64	57	127	63																																																																			



			<table border="1"> <tr> <td>マイクロリー ダー印刷出力 (枚)</td> <td>177</td> <td>154</td> <td>55</td> <td>47</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>館デジタルア ーカイブ印刷 出力(枚)</td> <td>3,948</td> <td>6,122</td> <td>811</td> <td>1,589</td> <td>2,258</td> </tr> </table> <p>・新型コロナウイルス感染症の国内発生状況及びこれを受けた政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日（令和4年9月8日変更））を踏まえ、閲覧室の座席に令和4年より設置してきた飛沫拡散防止のパーティションを撤去した。引き続き利用の機会の確保を図る観点から、感染拡大防止対策を徹底しながら業務を実施した。</p> <p>・9月27日（火）に、故安倍晋三国葬儀が日本武道館で実施されることになり、同日の日本武道館周辺の立ち入りが制限されることを踏まえ、閲覧室を閉室した。</p> <p>・独立行政法人国立公文書館利用等規則（平成23年4月1日規程第4号。以下「利用等規則」という。）第11条第3項第3号に基づき、電子メールによる利用請求の受付を引き続き実施し、3,547件の電子メールによる利用請求を受け付けた。また、利用請求のオンライン化に向けて業務の流れの確認や他機関における利用者向けのオンラインシステムの事例把握など、情報収集を行った。</p> <p>・利用者から情報の提供を求められたレファレンスの件数は、下表のとおりである。所蔵する特定歴史公文書等に関する問い合わせについては、レファレンスの実績を蓄積して職員間での共有を図り、回答の際に活用して適切な対応に努めた。</p> <p style="text-align: center;">レファレンスの実施件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提供した情報の種類</th> <th>平成30 年度</th> <th>令和元 年度</th> <th>令和2 年度</th> <th>令和3 年度</th> <th>令和4 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用に関する情報</td> <td>412</td> <td>689</td> <td>651</td> <td>432</td> <td>391</td> </tr> <tr> <td>目録に関する情報</td> <td>79</td> <td>98</td> <td>10</td> <td>17</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>検索方法に係る情報</td> <td>330</td> <td>262</td> <td>213</td> <td>268</td> <td>227</td> </tr> <tr> <td>参考文献に係る情報</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>他の国立公文書館等 に関する情報</td> <td>35</td> <td>23</td> <td>12</td> <td>17</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>296</td> <td>126</td> <td>156</td> <td>279</td> <td>416</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,158</td> <td>1,204</td> <td>1,045</td> <td>1,015</td> <td>1,064</td> </tr> </tbody> </table>	マイクロリー ダー印刷出力 (枚)	177	154	55	47	49	館デジタルア ーカイブ印刷 出力(枚)	3,948	6,122	811	1,589	2,258	提供した情報の種類	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	利用に関する情報	412	689	651	432	391	目録に関する情報	79	98	10	17	16	検索方法に係る情報	330	262	213	268	227	参考文献に係る情報	6	6	3	2	2	他の国立公文書館等 に関する情報	35	23	12	17	12	その他の情報	296	126	156	279	416	合計	1,158	1,204	1,045	1,015	1,064	
マイクロリー ダー印刷出力 (枚)	177	154	55	47	49																																																											
館デジタルア ーカイブ印刷 出力(枚)	3,948	6,122	811	1,589	2,258																																																											
提供した情報の種類	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度																																																											
利用に関する情報	412	689	651	432	391																																																											
目録に関する情報	79	98	10	17	16																																																											
検索方法に係る情報	330	262	213	268	227																																																											
参考文献に係る情報	6	6	3	2	2																																																											
他の国立公文書館等 に関する情報	35	23	12	17	12																																																											
その他の情報	296	126	156	279	416																																																											
合計	1,158	1,204	1,045	1,015	1,064																																																											
ii) 要審査文書(特定歴史公文書等のうち、利用制限情	ii) 要審査文書(特定歴史公文書等のうち、利用制限情	<p>・令和4年度に利用決定期限を迎える要審査文書に対する審査については、特に利用決定期限の近づいた文書の審査状況を複数人で確認し進捗管理を行うとともに、状況に応じた必要な体制を確保し、1,477冊全て</p>	<p>評価する。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>引き続き、特定歴史公文書等の利用のため要審査文書の審査や貸出審査等について計画的かつ積極的な審査に取り組む。また、利用請求のあった要審査文書について、審査状況の確認を徹底し、館の利用等規則に規定する期間内に利用に供するようにすること。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし。</p>																																																													

<p>報が含まれている可能性があり、利用に供するに当たり新たに審査が必要な簿冊)の利用請求については、適切な期限を設定し、当該期限内に審査を行い、利用に供すること。</p> <p><b>【指標】</b> ・30日以内の利用決定(大量請求を除く):80%以上</p>	<p>報が含まれている可能性があり、利用に供するに当たり新たに審査が必要な簿冊)の利用請求については、適切な期限を設定し、当該期限内に審査を行い、利用に供すること。</p> <p>数値目標:30日以内の利用決定(大量請求を除く)80%以上実施</p>		<p>を利用等規則に規定する期間内に利用に供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用請求のあった要審査文書で、利用に供した1,477冊の内訳は、利用請求があった日から30日以内に利用決定した文書が972冊、利用等規則に規定する手続を経て、利用決定を延長した上で60日以内に利用決定した文書が195冊、同様に60日を超えて利用決定した文書が310冊であった。</li> <li>・上記1,477冊のうち、大量請求により審査に時間を要するため特例延長処理を行った310冊を除く1,167冊に対し、利用請求から30日以内に利用決定を行ったものは972冊(83%)であった。</li> <li>・なお、30日以内に審査できない理由及び審査期間は利用請求者に遅滞なく通知した。</li> </ul>		
<p>iii) 利用請求に備えた要審査文書の自主的な審査に取り組むとともに、必要に応じて、時の経過を踏まえつつ、既に審査を終えた文書の利用制限区分の見直しも適切に行うこと。</p>	<p>iii) 利用請求に備えた要審査文書の自主的な審査に取り組むとともに、必要に応じて、時の経過を踏まえつつ、既に審査を終えた文書の利用制限区分の見直しも適切に行う。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの利用実績から利用請求頻度が高いと考えられる要審査文書のうち、昭和財政史等の編纂に際して収集され、我が国の戦後処理及び戦後社会の発展について記録された財務省移管文書等253冊の自主的な審査を行った。これにより利用請求頻度が高い特定歴史公文書等を利用者が速やかに利用できるようにし、特定歴史公文書等の利用の促進に資するようにした。</li> <li>・なお、利用請求文書等について時の経過を踏まえた利用制限区分の見直しを行い、「非公開」の文書について、「公開」7冊、「部分公開」2冊とする利用制限区分の変更を行った。「部分公開」の文書についても、「公開」36冊とする利用制限区分の変更を行い、利用可能な範囲を拡大し、特定歴史公文書等の利用の促進に資するようにした。</li> <li>・令和4年度に新たな審査請求はなかった。</li> </ul>		

iv) 公文書管理法に基づき利用の制限等に対する審査請求があった場合で、同法第21条第4項に基づき公文書管理委員会への諮問が必要なときは、適切に対応すること。	iv) 公文書管理法に基づき利用の制限等に対する審査請求があった場合で、同法第21条第4項に基づき公文書管理委員会への諮問が必要なときは、適切に対応する。	審査請求の状況							
		請求年度	請求日	件数	諮問	日数	答申	裁決	備考
		平成30年度	(新たな審査請求なし)						
		令和元年度	(新たな審査請求なし)						
		令和2年度	5/21	1件	6/19	29日	11/9 (令和3年)	11/29 (令和3年)	
		令和3年度	(新たな審査請求なし)						
		令和4年度	(新たな審査請求なし)						

4. その他参考情報
・特になし

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1-5	展示等の実施		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公文書等の管理に関する法律第 23 条（利用の促進）、国立公文書館法第 11 条第 1 項第 1 号（利用）
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】展示やデジタルアーカイブ等を通じて国民が歴史公文書等に触れる機会を数多く設けることは、国民の歴史公文書等への関心を高めることにつながり、館への理解や利用者層の拡大を図ることができ重要である。		関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
展示会入場者数（目標値）	各年度目標値を設定	—	45,000 人以上	45,000 人以上	50,000 人以上	50,000 人以上	50,000 人以上	予算額（千円）	1,455,891 の内数	1,619,154 の内数	1,896,069 の内数	1,830,830 の内数	1,719,515 の内数
（実績値）	—	—	62,840 人	53,093 人	9,868 人	9,997 人	27,589 人	決算額（千円）	1,475,693 の内数	1,560,155 の内数	1,829,495 の内数	1,459,629 の内数	1,795,559 の内数
特別展・企画展の実施回数	—	—	8 回	7 回	4 回	6 回	6 回	経常費用（千円）	1,592,994 の内数	1,640,909 の内数	1,633,576 の内数	1,557,386 の内数	1,595,721 の内数
館外展の実施回数	—	—	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	経常利益（千円）	△63,932 の内数	△64,678 の内数	△37,935 の内数	284,269 の内数	41,953 の内数
デジタル展示ページビュー数（目標値）	令和 3 年度から目標値を設定	—	—	—	—	400,000 ページビュー以上	400,000 ページビュー以上	行政サービス実施コスト（千円）	1,752,966 の内数	—	—	—	—
（実績値）	—	—	—	—	—	421,045 ページビュー	495,605 ページビュー	行政コスト（千円）	—	1,878,394 の内数	1,769,520 の内数	1,671,861 の内数	1,707,635 の内数
デジタル展示の実施回数	—	—	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	従事人員数	56 の内数	61 の内数	65 の内数	68 の内数	70 の内数

注 1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注 2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
			業務実績		自己評価	評定
i) 国の重要な歴史	i) 国の重要な歴史	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>		<評定と根拠>	

<p>公文書等を紹介する常設展のほか、沖縄復帰 50 周年を記念する展示会等、時宜を得た国民的関心のある魅力的で質の高い展示を複数回行うとともに、遠方の利用者の利便も図るため、デジタル展示や館外展、貸出しを積極的に行うこと。</p> <p>展示に当たっては、関係機関との連携や外部の意見の反映等を通じて、更なる魅力向上に努めること。</p> <p><b>【重要度：高】</b></p> <p>展示やデジタルアーカイブ等を通じて国民が歴史公文書等に触れる機会を数多く設けることは、国民の歴史公文書等への関心を高めることにつながり、館への理解や利用者層の拡大を図ることができ重要である。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・展示会入場者数：50,000 人以上</li> <li>・デジタル展示ページビュー数：400,000 ページビュー以上</li> </ul>	<p>公文書等を紹介する常設展のほか、沖縄復帰 50 周年を記念する展示会等、時宜を得た国民的関心のある魅力的で質の高い展示を複数回行うとともに、遠方の利用者の利便も図るため、デジタル展示や館外展、貸出しを積極的に行う。</p> <p>展示に当たっては、関係機関との連携や外部の意見の反映等を通じて、更なる魅力向上に努める。</p> <p>数値目標：展示会入場者数 50,000 人以上 デジタル展示ページビュー数 400,000 ページビュー以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展示会入場者数</li> <li>・デジタル展示ページビュー数</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄復帰 50 周年を記念する展示会及び関連行事等の実施状況</li> <li>・外部の意見の聴取状況</li> <li>・貸出状況</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>国民のニーズ等を踏まえた魅力ある質の高い展示等が実施できているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常設展を実施するとともに、国民のニーズ等を踏まえて、魅力ある質の高い特別展・企画展を 6 回実施したほか、遠方の利用者の利便を図るため、館外展を 1 回実施した。この結果、展示会入場者数の合計は 27,589 人（数値目標比約 55.2%、令和 3 年度比約 276%）となった。また、令和 4 年度に新規にホームページで公開したデジタル展示を含めてデジタル展示ページビュー数は 495,605 ページビュー（数値目標比約 124%）となった。</li> <li>・令和 4 年度は、沖縄復帰 50 周年を記念する特別展を、沖縄の施政権が日本に返還された 5 月 15 日を含む日程で実施した。</li> <li>・各展示会については以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 常設展（東京本館、つくば分館） <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京本館においては、近代以降の歴史的な事象に関する所蔵資料（複製）を展示する基本展示「日本のあゆみ」と、シンボル展示として「日本国憲法」（複製）の展示を昨年度に引き続き実施した。</li> <li>・以上の結果、特別展・企画展開催期間中を除く常設展入場者数は、合計 2,238 人であった。</li> <li>・つくば分館においては、「日本国憲法」、「終戦の詔書」、「戊辰所用錦旗軍旗真図」及び「常陸国絵図」（いずれも複製）等を通年で展示したほか、常設展示目録を来館者に無料で配布した。企画展開催期間中を除く常設展入場者数は 78 人であった。</li> </ul> </li> <li>(2) 特別展（東京本館） <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄復帰 50 周年を記念した特別展を実施し、入場者数は 5,150 人であった。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <table border="1" data-bbox="964 1249 1831 1570"> <thead> <tr> <th>タイトル</th> <th>開催期間</th> <th>入場者数</th> <th>展示資料</th> <th>満足度「満足」・「まあ満足」</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別展 沖縄復帰 50 周年記念特別展 公文書でたどる沖縄の日本復帰</td> <td>4/23～6/19 (58 日)</td> <td>5,150 人</td> <td>40 点</td> <td>93.7%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別展では、沖縄復帰 50 周年を記念して、沖縄戦以降のアメリカの施政権下の沖縄、施政権返還交渉と復帰に向けた動き、復帰後の沖縄の変化や振興開発事業等の資料から、戦後の沖縄の歩みと日本政府の沖縄政策を紹介した。</li> <li>・高良倉吉琉球大学名誉教授に本展示会の監修を委嘱し、企画内容や図録内容等について監修を受けた。</li> <li>・展示会開会前日に、特別内覧及び開会式を開催した。新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ人数を限りつつ、公文書管理及び沖縄政策に関わりの深い国会議員等を招待した。岸田文雄内閣総理大臣、</li> </ul>	タイトル	開催期間	入場者数	展示資料	満足度「満足」・「まあ満足」	特別展 沖縄復帰 50 周年記念特別展 公文書でたどる沖縄の日本復帰	4/23～6/19 (58 日)	5,150 人	40 点	93.7%	<p>評定：B</p> <p>重要度：高とされた、展示等を通じて国民が歴史公文書等に触れる機会を数多く設けることについて、新型コロナウイルス感染症の影響の中で、常設展・特別展・企画展・館外展を適切に開催し、展示会入場者数は数値目標比約 55%の 27,589 人となった。新型コロナウイルス感染症の影響により上記の数値目標比となったものの、令和 3 年度比では約 276%であり、また、各展示会の満足度は、アンケートで「満足」「まあ満足」の結果が、特別展が 93.7%、第 1 回が 98.3%、第 2 回が 98.4%、第 3 回が 98.9%と、非常に高く、魅力ある質の高い展示を提供していると言える。</p> <p>特別展では、「沖縄復帰 50 周年記念特別展 公文書でたどる沖縄の日本復帰」を開催し、展示会開会前日に、特別内覧及び開会式を開催（岸田文雄内閣総理大臣等が出席）した。会期中、松野博一内閣官房長官のほか、複数の国会議員や沖縄県関係者が来館した。さらに、6 月 14 日に天皇皇后両陛下、6 月 17 日に上皇皇后両陛下の行幸啓があった。</p> <p>特別展に関しては、会場内のアンケートでは高い満足度（「満足」・「まあ満足」の合計が 93.7%）が確認できた。開催にあたっては、沖縄県公文書館より関係資料の画像を借用し、パネルで展示するなど、可能な限り他機関と連携して展示会を開催した。この他、記念講演会の館内開催と動画配信、展示の内容を紹介する動画を製作・配信するなど、新型コロナウイルス感染症に係る拡大防止対策を実施しつつ、可能な限りの取組を実施した。</p> <p>常設展について、昨年度に引き続き常設展示資料に解説を付したパンフレットを展示会場で配布するなどの取組を行った。</p> <p>企画展は 3 回実施するとともに、会期中に「吾妻鏡」、「朽木家古文書」及び「令和の書」の原本を特別に展示する取組を行い、幅広い来館者層の誘致に努めた。感染症拡大防止対策を講じながら会期中に 2 回ずつ展示解説会を開催するなど、利用者の満足度向上に努めた。また、来館せずとも歴史公文書等に触れる機会を設けるために、展示紹介動画の作成など、各種広報の取組を行った。</p> <p>館外展について、昨年度に続き、より多くの方に</p>	<p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>展示等の実施について、令和 4 年度は、特別展を 1 回、企画展を 5 回、館外展を 1 回実施するとともに、デジタル展示を新たに 1 点公開している。展示会入場者数について、新型コロナウイルス感染症の影響で数値目標比約 55%にとどまったものの、来館者へのアンケート調査結果から来館者の各展示に対する満足度は非常に高く、魅力ある質の高い展示を提供していることが確認できる。</p> <p>また、以下に示すように、SNS を活用した来館促進のための積極的な情報発信や、時宜を得た国民的関心のある魅力的で質の高い展示の実施など自主的な努力による取組で、展示会入場者数の合計は昨年度比で約 276%と大幅に伸びている。</p> <p>常設展について、展示資料に解説を付したパンフレットを制作し、展示会場で配布した。</p> <p>特別展では、沖縄復帰 50 周年を記念した展示を行った。展示にあたっては、資料の借用などで関係機関と連携して開催した。また、展示解説会、記念講演会を開催し、講演会の内容や展示会の内容を SNS で公開するなど展示会への来館促進を図る取組を複数行っていることは評価できる。</p> <p>企画展について、東京本館で 3 回、つくば分館で 2 回実施した。展示解説会の実施や展示紹介動画の作成、ポスター・リーフレットの配布など各種広報にも努め、来館を促した。東京本館で</p>
タイトル	開催期間	入場者数	展示資料	満足度「満足」・「まあ満足」											
特別展 沖縄復帰 50 周年記念特別展 公文書でたどる沖縄の日本復帰	4/23～6/19 (58 日)	5,150 人	40 点	93.7%											

			<p>西銘恒三郎内閣府特命担当大臣、若宮健嗣内閣府特命担当大臣、井上信治新館議連事務局長、池田竹州沖縄県副知事（以上、役職は当時）をはじめ、11名の出席があった。それに先立ち開催した内覧会には、細田博之衆議院議長等の参加があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会期中、松野博一内閣官房長官のほか、複数の国会議員や沖縄県関係者が来館した。</li> <li>・6月14日に天皇皇后両陛下、6月17日に上皇皇后両陛下の行幸啓があった。</li> <li>・展示内容については、当館所蔵の行政文書だけでなく、佐藤榮作関係文書や、佐藤榮作内閣総理大臣の秘書官を務めていた楠田實旧蔵文書など、当館に寄贈を受けた資料も多数展示した。</li> <li>・当館所蔵資料だけでなく、沖縄県公文書館より関係資料の画像を借用し、パネル化して展示した。</li> <li>・また、以下の関連行事を実施した。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1032 758 1816 1213"> <thead> <tr> <th>関連行事名</th> <th>開催日（公開日）</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>春の特別展「沖縄復帰50周年記念特別展公文書でたどる沖縄の日本復帰」記念講演会 ・高良倉吉氏（琉球大学名誉教授） 「沖縄から見た公文書の意義」</td> <td>5/27 開催 (4階会議室（事前予約制）)</td> <td>41名</td> </tr> <tr> <td>・展示解説動画</td> <td>5/16 公開</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記念講演会について、令和4年度は感染対策を徹底した上で、事前予約制、相互の間隔確保のため上限人数を設け、当館4階会議室で開催した。講演会の内容を録画し、5月16日より当館SNS上で公開し、展示会への来館促進を図った。</li> <li>・展示会の内容を紹介する動画を作成し、当館SNS上で公開した。</li> <li>・展示担当者による展示解説会を2回（5/11、6/13）開催した。いずれも相互の間隔を保つため、上限30名とし、事前予約制とした。合計で39名の参加があった。</li> <li>・展示会の広報に際しては、従来のポスター・リーフレット配布先に加え、沖縄県東京事務所や沖縄県人会を通じて、沖縄県関係機関にも配布を行った。</li> <li>・5月15日に行われた、沖縄復帰50周年記念式典にてリーフレットを配布した。</li> <li>・来館者誘致のため、駅貼り広告の掲出を行った。</li> </ul> <p>(3) 企画展（東京本館、つくば分館）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京本館において、3回の企画展を行った。</li> </ul>	関連行事名	開催日（公開日）	参加者数	春の特別展「沖縄復帰50周年記念特別展公文書でたどる沖縄の日本復帰」記念講演会 ・高良倉吉氏（琉球大学名誉教授） 「沖縄から見た公文書の意義」	5/27 開催 (4階会議室（事前予約制）)	41名	・展示解説動画	5/16 公開		<p>当館及び当館所蔵資料を知って頂くために、パネル展示を開催方法として加えるという取組を継続し、武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館で開催した。市町村公文書館での開催は昨年に続き2例目であり、その点でも今後同じく市町村で行う際の先行事例として有意義であった。こうした取組は、これまで以上に当館の特定歴史公文書等に触れる機会の拡充となったと言える。</p> <p>デジタル展示について、当館SNSで、過去に作成したデジタル展示について、デジタル展示の内容紹介や、デジタル展示で使用されている資料を紹介し、同展示へ誘導するなどの取組を行った結果、495,605ページビュー（数値目標比約124%）と、目標を達成することができた。</p> <p>館の保存する特定歴史公文書等について、広く国民の理解を深める一環として、他の機関からの学術研究、社会教育等の目的を持つ行事等に出席するための貸出申込みに対して、資料の取扱いに配慮しつつ積極的な貸出しを行った。</p> <p>以上、新型コロナウイルス感染症の影響は依然として大きく、展示会入場者数は27,589人（数値目標比約55%）にとどまった。一方で来場者の展示会への満足度は非常に高く、展示会そのものは来場者から大変高く評価された。また、令和4年度のデジタル展示全体の総ページビュー数は495,605（数値目標比約124%）ページビューであった。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大という予測し難い外部要因があった中で、来場者の理解度や利便性をより向上させるための取組に加え、来館せずとも歴史公文書等に触れる機会を設けるために、展示会紹介動画の制作や、新たにデジタル展示の製作を行うなど、自主的な努力を行ったことから、Bと評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>訴求力のあるテーマ選定や他機関資料の借用、展示方法の工夫等を行うほか、関連行事等も積極的に企画し、また、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、引き続き、魅力ある質の高い展示の実施に取り組む。</p>	<p>は皇居の一般参賀に合わせた「令和の書」の原本特別展示や、つくば分館では文部科学省の「科学技術週間」に関連した温泉に関する展示、つくば市主催の小中学生向け教育イベントに参画し、謎解き問題を作成するなど工夫を凝らして幅広い来館者層に向けた展示を実施しているといえる。</p> <p>館外展は、都内開催という土地柄によるものもあるが、入場者が4,159人とこれまで以上に数多くの人に対して、特定歴史公文書等に触れる機会を設けることができたといえる。</p> <p>館のSNSで、過去の展示を再構成したデジタル展示を公開したほか、過去に作成したデジタル展示の内容紹介やデジタル展示で使用されている資料の紹介を行い、同展示へ誘導するなどの取組を行った結果、デジタル展示の総ページビュー数が495,605ページビュー（数値目標比約124%）と目標を大きく上回って達成したことは評価できる。</p> <p>また、国民が歴史公文書等に触れる機会を数多く設けるため、館の保存する歴史公文書等について他機関に積極的に貸出しを行った。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響について、令和4年度は緊急事態宣言の発出はなかったものの、第7波、第8波の感染拡大を経験することとなり、入場者数は感染症流行以前の水準には戻らず、感染症流行以前の入場者数を元に策定した目標には達</p>
関連行事名	開催日（公開日）	参加者数												
春の特別展「沖縄復帰50周年記念特別展公文書でたどる沖縄の日本復帰」記念講演会 ・高良倉吉氏（琉球大学名誉教授） 「沖縄から見た公文書の意義」	5/27 開催 (4階会議室（事前予約制）)	41名												
・展示解説動画	5/16 公開													

- ・企画展全体での入場者数は、14,151人であった。
- ・展示会の主要な資料を紹介する簡易図録について、A3判見開き8ページで制作し、利用者の満足度向上に寄与した。また、昨年度に引き続き当館4階会議室で、事前予約制の展示解説会を各展示会2回ずつ開催した。第1回(8月17日、9月5日)は56名、第2回(10月26日、11月9日)は34名、第3回(2月3日、28日)41名であり、参加者数合計は131名であった。なお、開催に際しては感染対策を徹底し、ソーシャルディスタンスを保つため、募集人数の上限を第1回は30名、第2回、第3回は40名までとした。
- ・時宜に即した特別企画として、第1回企画展の会期中(7/16～9/18)、当館所蔵の重要文化財である「吾妻鏡」及び「朽木家古文書」の原本特別展示を常設展示スペースにて行い、来館を促した。
- ・令和に入り、初めて天皇誕生日(2/23)の一般参賀が皇居にて行われることから、これを記念して、第3回企画展の会期中の7日間(2/20～2/26)、「令和の書」原本特別展示を行い、来館を促した。
- ・広報の取組として、新型コロナウイルス感染症の影響で来場できない利用者、また展示会に関心を持って頂き、来館を促すために各展示会の内容を紹介する動画を作成し、会期中に当館SNS上で公開した。
- ・ポスター・リーフレットについては、従来の配布先に加え、各展示会に関連の深い機関や団体等へも送付し、展示会の周知を図った。

タイトル	開催期間	入場者数	満足度「満足」・「まあ満足」
第1回 江戸城の事件簿	7/16～9/11 (58日)	5,302人	98.3%
第2回 鉄道開業150年 広がる、広げるー公文書で描く鉄道と人々のあゆみー	10/8～12/4 (58日)	4,455人	98.4%
第3回 衛生のはじまり、明治政府とコレラのたたかい	1/14～3/12 (58日)	4,394人	98.9%
合計		14,151人	

しなかったことはやむを得ないと考えられる。

一方で、デジタル展示のページビュー数は令和3年度421,045ページビュー、令和4年度495,605ページビューと年々増加しており、成果を上げていることは評価できる。さらに、展示会紹介動画などSNSでの広報活動、デジタル展示の充実など利用者層の拡大を図る積極的な取組を行っていると思われる。

以上を踏まえ、年度目標における所期の目標を達成しているとして、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、様々な展示内容、形式により、国民の歴史公文書等への関心を高めるための魅力向上に努める。

<その他事項>

展示会入場者数について新型コロナウイルス感染症流行以前の水準に戻るよう、引き続き、入場者数の増加を図る取組を行うこと。



・つくば分館では、2回の企画展を行い、企画展全体での入場者数は1,813人であった。

タイトル	開催期間	入場者数
ゆっくら温泉－江戸時代の湯めぐり－	4/4～4/18 (13日間)	160人
なぞとき公文書館－紙と文字からきこえる本の声－	7/23～9/30 (54日間)	1,653人

・「ゆっくら温泉－江戸時代の湯めぐり－」は、文部科学省が主催する「科学技術週間」に協力して開催した。同企画展では、関連して、当館で保存している温泉法の御署名原本を紹介し、温泉法の内容について解説パネルを展示した。また、つくば市近郊の温泉地を紹介し、温泉マップを配布した。

・「なぞとき公文書館－紙と文字からきこえる本の声－」は、つくば市が主催する全国の小中学生向け教育イベント「つくばちびっ子博士2022」事業（7/23～9/30）に参加し開催した。また、展示内容に関する謎解き問題を作成し、展示パネルの周辺に設置するとともに、来館者に問題用紙を配布して、特に児童・生徒等に当館所蔵資料に興味をもってもらえるよう、展示手法に工夫を凝らした。

・それぞれ、昨年度同様、受付カウンターへ飛沫拡散防止シートを設置し、来館者への検温、健康状態の確認などを行うなどの感染対策防止策を講じた。

#### (4) 館外展

・昨年度に引き続き、パネル展示も選択肢に取り入れて公募を行った。その結果、5館の応募があった。

・武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館において、共催展示「令和4年度第4回企画展 学校教育連携展示 国立公文書館所蔵資料展 武蔵野のくらしーはこぶ・はかる・のこすー」を開催した。当館所蔵資料の画像を用いたパネルと武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館の所蔵資料をあわせて展示し、入場者は4,159人であった（入場者は1/14～3/31までの人数）。

関連行事として、館職員が展示解説会を行った（令和5年3月18日実施）。

タイトル	開催期間	展示資料	入場者数
令和4年度第4回企画展 学校教育連携展示 国立公文書館所蔵資料展 武蔵野のくらしーはこぶ・はかる・のこすー	1/14～4/20 (81日、年度内は63日)	62点 (うち館所蔵資料18点)	4,159人



(5) デジタル展示

- ・過去の展示（平成 30 年度第 2 回企画展）の内容を一部拡充・再構成したデジタル展示「平家物語」を作成し、令和 4 年 10 月 3 日に館のホームページで公開しそれを含めて令和 4 年度のデジタル展示の総ページビュー数は 495,605（数値目標比約 124%）ページビューであった。
- ・当館 SNS で、過去に作成したデジタル展示の内容紹介や、デジタル展示で使用されている資料を紹介し、デジタル展示のページへ誘導するなどの取組を行った。

(6) 貸出し

- ・他機関で実施されている展示を主催又は共催で関わったものを除き、令和 4 年度において 15 機関に対して 57 冊の貸出しを行った。
- ・貸出しに当たっては事前の確認等を丁寧に行ったほか、軽微な破損が見られる資料については、修復を行う等、資料の取扱いに最大限配慮して積極的に貸出しを行った。

貸出実績

	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
貸出機関数	20	15	7	7	15
貸出冊数	131	109	39	33	57

4. その他参考情報

- ・特になし。

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1-6	デジタルアーカイブの運用及び充実		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公文書等の管理に関する法律第 23 条（利用の促進）、国立公文書館法第 11 条第 1 項第 1 号（利用）
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】展示やデジタルアーカイブ等を通じて国民が歴史公文書等に触れる機会を数多く設けることは、国民の歴史公文書等への関心を高めることにつながり、館への理解や利用者層の拡大を図ることができ重要である。		関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
デジタル化：新規提供コマ数	210 万コマ以上	—	約 217 万コマ	約 210 万コマ	約 210 万コマ	約 210 万コマ	約 213 万コマ	予算額（千円）	1,455,891 の内数	1,619,154 の内数	1,896,069 の内数	1,830,830 の内数	1,719,515 の内数
(達成率)	—	—	103%	100%	100%	100%	101%	決算額（千円）	1,475,693 の内数	1,560,155 の内数	1,829,495 の内数	1,459,629 の内数	1,795,559 の内数
デジタル画像作成率	—	—	19.3%	21.0%	22.5%	23.7%	24.9%	経常費用（千円）	1,592,994 の内数	1,640,909 の内数	1,633,576 の内数	1,557,386 の内数	1,595,721 の内数
デジタルアーカイブアクセス数	—	—	428,814 件	856,575 件	1,117,313 件	575,936 件	658,041 件	経常利益（千円）	△63,932 の内数	△64,678 の内数	△37,935 の内数	284,269 の内数	41,953 の内数
								行政サービス実施コスト（千円）	1,752,966 の内数	—	—	—	—
								行政コスト（千円）	—	1,878,394 の内数	1,769,520 の内数	1,671,861 の内数	1,707,635 の内数
								従事人員数	56 の内数	61 の内数	65 の内数	68 の内数	70 の内数

注 1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注 2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価	評価	理由
ii) 館の保存する特定歴史公文書等を広く一般の利用に	ii) 館の保存する特定歴史公文書等を広く一般の利用に供す	<主な定量的指標> ・デジタル化：新規提供コマ数	<主要な業務実績> ・紙資料から直接デジタル化する方法により、2,131,131 コマ (29,734 冊) のデジタル化を行い、館デジタルアーカイブへ掲載した。これにより、令和 4 年度末までに		<評定と根拠> 評定：B 重要度：高とされた、デジタルアーカイブ	評定	B
						<評定に至った理由> 資料のデジタル化について	

<p>供するため、インターネットにより所蔵資料を検索し、閲覧できるデジタルアーカイブを推進すること。</p> <p>また、利用者の利便性向上を図るとともに、利用者の声も踏まえ、デジタルアーカイブの充実を図ること。</p> <p>(再掲)【重要度：高】</p> <p>展示やデジタルアーカイブ等を通じて国民が歴史公文書等に触れる機会を数多く設けることは、国民の歴史公文書等への関心を高めることにつながり、館への理解や利用者層の拡大を図ることができ重要である。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル化：新規提供コマ数 210 万コマ以上</li> <li>・参考指標：デジタルアーカイブの総ページビュー数、コンテンツ（目録画面、画面閲覧、資料等）ページビュー数（令和2年10月から令和3年9月までの実績）</li> </ul>	<p>るため、インターネットにより所蔵資料を検索し、閲覧できるデジタルアーカイブを推進する。</p> <p>また、利用者の利便性向上を図るとともに、利用者の声も踏まえ、デジタルアーカイブの充実を図る。</p> <p>数値目標：デジタル化 新規提供コマ数 210 万コマ以上提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参考指標：デジタルアーカイブの総ページビュー数、コンテンツ（目録画面、画面閲覧、資料等）ページビュー数（令和2年10月から令和3年9月までの実績：5,876,440 ビュー、2,771,081 ビュー）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(参考指標) デジタルアーカイブの総ページビュー数、コンテンツ（目録画面、画面閲覧、資料等）ページビュー数</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルアーカイブ等システムの運用状況</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>計画的な所蔵資料のデジタル化が実施できているか。</p>	<p>約 3,007 万コマのデジタル画像を館デジタルアーカイブに登載の上（アジア歴史資料センターへのリンクによる提供分を除く）、インターネットで提供している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度も複製物作成計画等に基づきデジタル化を実施した結果、特定歴史公文書等のデジタル画像の作成率は、24.9%となった。</li> </ul> <p style="text-align: center;">特定歴史公文書等のデジタル化の状況</p> <table border="1" data-bbox="961 352 1944 898"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定歴史公文書等の所蔵冊数(冊)</td> <td>1,498,798</td> <td>1,537,582</td> <td>1,560,537</td> <td>1,605,127</td> <td>1,651,520</td> </tr> <tr> <td>館デジタルアーカイブ提供冊数(冊)</td> <td>289,011</td> <td>323,426</td> <td>350,752</td> <td>380,787</td> <td>410,524</td> </tr> <tr> <td>作成率(%)</td> <td>19.3</td> <td>21.0</td> <td>22.5</td> <td>23.7</td> <td>24.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>・デジタル化に当たっては、ウェブアンケートを実施し、内閣文庫資料のデジタル化に係るニーズ等を把握した。</p> <p style="text-align: center;">利用者の要望を踏まえた内閣文庫のデジタル化の状況</p> <table border="1" data-bbox="961 1077 1944 1623"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紙からデジタル化した資料(冊)</td> <td>288,884</td> <td>323,299</td> <td>350,625</td> <td>380,660</td> <td>410,394</td> </tr> <tr> <td>内閣文庫(冊)</td> <td>172,503</td> <td>206,329</td> <td>232,468</td> <td>262,182</td> <td>290,527</td> </tr> <tr> <td>紙からデジタル化した資料に占める内閣文庫の割合(%)</td> <td>59.7</td> <td>63.8</td> <td>66.3</td> <td>68.9</td> <td>70.8</td> </tr> </tbody> </table>		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	特定歴史公文書等の所蔵冊数(冊)	1,498,798	1,537,582	1,560,537	1,605,127	1,651,520	館デジタルアーカイブ提供冊数(冊)	289,011	323,426	350,752	380,787	410,524	作成率(%)	19.3	21.0	22.5	23.7	24.9		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	紙からデジタル化した資料(冊)	288,884	323,299	350,625	380,660	410,394	内閣文庫(冊)	172,503	206,329	232,468	262,182	290,527	紙からデジタル化した資料に占める内閣文庫の割合(%)	59.7	63.8	66.3	68.9	70.8	<p>等を通じて国民が歴史公文書等に触れる機会を数多く設けることについては、複製物作成計画等に基づきデジタル化を実施して、2,131,131 コマをデジタル化し、インターネット上で公開したことにより、目標を達成した。これにより、令和4年度末までに、約 3,007 万コマのデジタル画像を館デジタルアーカイブに登載の上（アジア歴史資料センターへのリンクによる提供分を除く）、インターネットで提供している。</p> <p>また、デジタルアーカイブ等システムは、適切な運用により、システムの安定稼働を確保するとともに、利用者に対する可用性の高いサービスの提供を実現した。</p> <p>以上、所期の目標を達成していると認められることから、Bと評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>引き続き、計画的な所蔵資料のデジタル化に取り組む。</p>	<p>て、複製物作成計画に基づき、213 万コマ以上のデジタル画像を新規に作成し、所期の目標を達成している。</p> <p>デジタルアーカイブ等システムの適切な運用により、システムの安定稼働を確保するとともに、利用者に対する可用性の高いサービスの提供を実現していることは評価できる。</p> <p>以上を踏まえ、年度目標における所期の目標を達成しているとしてBと評価する。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>引き続き、計画的な所蔵資料のデジタル化に取り組み、システムの安定稼働を確保する。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし。</p>
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																																
特定歴史公文書等の所蔵冊数(冊)	1,498,798	1,537,582	1,560,537	1,605,127	1,651,520																																																
館デジタルアーカイブ提供冊数(冊)	289,011	323,426	350,752	380,787	410,524																																																
作成率(%)	19.3	21.0	22.5	23.7	24.9																																																
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																																
紙からデジタル化した資料(冊)	288,884	323,299	350,625	380,660	410,394																																																
内閣文庫(冊)	172,503	206,329	232,468	262,182	290,527																																																
紙からデジタル化した資料に占める内閣文庫の割合(%)	59.7	63.8	66.3	68.9	70.8																																																

	5,876,440 ビュー、2,771,081 ビュー)			<p>・デジタルアーカイブ等システムについては、適切に運用することにより、同システム上で提供する館デジタルアーカイブ及びアジア歴史資料センター資料提供システムの各サービスに係る安定稼働を確保した。</p> <p>館デジタルアーカイブのトップページへのアクセス数</p> <table border="1" data-bbox="982 310 1929 489"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクセス件数</td> <td>428,814</td> <td>856,575</td> <td>1,117,313</td> <td>575,936</td> <td>658,041</td> </tr> </tbody> </table> <p>・令和4年度に参考指標となった、デジタルアーカイブの総ページビュー数、コンテンツ（目録画面、画面閲覧、資料等）ページビュー数は、令和4年4月から令和5年3月までの実績が、それぞれ8,064,514ビュー、3,976,311ビューであった。</p>		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	アクセス件数	428,814	856,575	1,117,313	575,936	658,041		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度													
アクセス件数	428,814	856,575	1,117,313	575,936	658,041													

4. その他参考情報	
<p>・特になし</p>	

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1-7	利用者層の拡大に向けた取組		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公文書等の管理に関する法律第16条（利用請求）、第23条（利用の促進）、国立公文書館法第11条第1項第1号（利用）
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】展示やデジタルアーカイブ等を通じて国民が歴史公文書等に触れる機会を数多く設けることは、国民の歴史公文書等への関心を高めることにつながり、館への理解や利用者層の拡大を図ることができ重要である。		関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国立公文書館ニュース発行回数（目標値）	令和元年度まで目標値を設定	-	4回以上	4回以上	-	-	-	予算額（千円）	1,455,891の内数	1,619,154の内数	1,896,069の内数	1,830,830の内数	1,719,515の内数
(実績値)	-	-	4回	4回	4回	4回	4回	決算額（千円）	1,475,693の内数	1,560,155の内数	1,829,495の内数	1,459,629の内数	1,795,559の内数
見学者数（件数）	-	-	191件	140件	33件	40件	88件	経常費用（千円）	1,592,994の内数	1,640,909の内数	1,633,576の内数	1,557,386の内数	1,595,721の内数
(人数)	-	-	2,653人	2,176人	297人	285人	779人	経常利益（千円）	△63,932の内数	△64,678の内数	△37,935の内数	284,269の内数	41,953の内数
土曜日の閲覧室開室日数	-	-	43日	42日	36日	46日	48日	行政サービス実施コスト（千円）	1,752,966の内数	-	-	-	-
土曜日の閲覧者数	-	-	820人	740人	399人	491人	659人	行政コスト（千円）	-	1,878,394の内数	1,769,520の内数	1,671,861の内数	1,707,635の内数
特別展の土日・祝日開催日数	-	-	31日	31日	- ※新型コロナウイルス感染症拡大により延期	5日	22日	従事人員数	56の内数	61の内数	65の内数	68の内数	70の内数
特別展の土日・祝日入場者数	-	-	11,539人	15,323人	- ※新型コロナウイルス感染症拡大により延期	923人	2,772人						
企画展の土日・祝日開催日数	-	-	24日	41日	57日	65日	60日						

企画展の土日・祝日入場者数	-	-	7,287人	6,111人	3,590人	3,169人	7,255人						
国際アーカイブズの日記念公開講演会参加者	-	-	157人	170人 ※国際アーカイブズ週間記念講演会として実施	-	117人 ※国際アーカイブズ週間記念講演会として実施	174人 ※うちオンライン115人 ※国際アーカイブズ週間記念講演会として実施						
SNS フォロワー数	-	-	45,795件	49,477件	55,600件	60,814件	68,691件						
「友の会」会員数	-	-	836人	890人	770人	633人	612人						

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注2) 上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない。

※令和元年度より企画展開催日を日曜及び祝日まで拡充。平成30年度の企画展入場者数には、各年度の日曜及び祝日の入場者数を含む。

### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価								主務大臣による評価																																																								
			業務実績				自己評価				評価	B																																																							
iii) 各種見学の受入等利用者層の拡大に向けた取組を行うとともに、児童・生徒等には公文書等に触れる機会を通じて、我が国の歴史に親しみ学べる場を提供すること。 また、利用者の利便性を高めるため、土曜日の閲覧業務や土日祝日における展示等を適切に実施すること。 さらに、積極的な情報発信を通じて国民の公文書館等に対する理解や関心を高めること。 <b>再掲【重要度:高】</b>	iii) 各種見学の受入等利用者層の拡大に向けた取組を行うとともに、児童・生徒等には公文書等に触れる機会を通じて、我が国の歴史に親しみ学べる場を提供すること。 また、利用者の利便性を高めるため、土曜日の閲覧業務や土日祝日における展示等を適切に実施する。 さらに、積極的な情報発信を通じて国民の公文書館等に対する理解や関心を高める。	<主な定量的指標> ・なし <その他の指標> ・国立公文書館ニュース発行回数 ・見学等の受入数 ・土曜日の閲覧室開室日数 ・土曜日の閲覧者数 ・特別展及び企画展の土日・祝日開催日数 ・特別展及び企画展の土日・祝日入場者数 ・国際アーカイブズの日記念講演会参加者数 ・SNS フォロワー数 ・「友の会」会員数 <評価の視点> 利用者層の拡大に	<主要な業務実績> ・令和4年度の館主催見学ツアーとして、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じた上で、親子（7月）、中学生・高校生（8月）、友の会（1月）、大学生（2月）を対象とするツアーを実施した。あわせて、ふらっとツアーを計11回実施した。 ・令和4年度における見学等の受入数については、88件、779人となった。 バックヤードツアー等見学者の受入数 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度 区分</th> <th colspan="2">平成30年度</th> <th colspan="2">令和元年度</th> <th colspan="2">令和2年度</th> <th colspan="2">令和3年度</th> <th colspan="2">令和4年度</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>人数</th> <th>件数</th> <th>人数</th> <th>件数</th> <th>人数</th> <th>件数</th> <th>人数</th> <th>件数</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京本館</td> <td>176</td> <td>2,469</td> <td>129</td> <td>1,893</td> <td>31</td> <td>291</td> <td>39</td> <td>281</td> <td>87</td> <td>775</td> </tr> <tr> <td>つくば分館</td> <td>15</td> <td>184</td> <td>11</td> <td>283</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>191</td> <td>2,653</td> <td>140</td> <td>2,176</td> <td>33</td> <td>297</td> <td>40</td> <td>285</td> <td>88</td> <td>779</td> </tr> </tbody> </table>								年度 区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	東京本館	176	2,469	129	1,893	31	291	39	281	87	775	つくば分館	15	184	11	283	2	6	1	4	1	4	合計	191	2,653	140	2,176	33	297	40	285	88	779	<評定と根拠> 評定：B 重要度:高とされた、館への理解や利用者層の拡大を図ることについては、各種の取組を着実に実施し、館と利用者及び利用者同士の交流に係る取組としてボランティアガイドの活動も行った。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策を適切に行ったうえで、バックヤードツアー等を実施し、見学受入数は、285人となった。 ・都内区立中学校からの依頼を受けた講義では、120名の生徒に、オンラインで館のデジタルアーカイブの使い方を実際に体験してもらい、歴史公文書等に触れる機会を提供した。 ・東京本館では、休館期間を除いて毎週土曜日に閲覧室を開室し、引き続き閲覧室利用者の利便性を向上させた。 ・土日・祝日における展示開催について、休館期間を除いて特別展及び企画展の日祝日開催を着実に実施した。その結果、特別展及び企画展の土日・祝日入場者数は、4,092人となった。 ・「国際アーカイブズ週間」記念講演会については、新型コロナウイルス感染症対策のためオンライン参加も認めて開催し、117人が参加し		評定 B <評定に至った理由> 利用者層の拡大に向けて、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を適切に行った上で、バックヤードツアー等見学の受入れや「国立公文書館友の会」によるボランティアガイドの実施などにより、館への理解を高める取組を行っている。 閲覧室について毎週土曜日に開室しているほか、特別展及び企画展を日祝日にも開催して期間中無休とし、利用者の利便性を向上させていることは評価できる。 令和4年度は「国立公文書館ニュース」を4回発行したほか、12月にはInstagramを開設するなどSNSも活用した情報発信を積極的に行っている。また、政府広報オンラインにおける動画公開を初め
年度 区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度																																																										
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数																																																									
東京本館	176	2,469	129	1,893	31	291	39	281	87	775																																																									
つくば分館	15	184	11	283	2	6	1	4	1	4																																																									
合計	191	2,653	140	2,176	33	297	40	285	88	779																																																									

<p>展示やデジタルアーカイブ等を通じて国民が歴史公文書等に触れる機会を数多く設けることは、国民の歴史公文書等への関心を高めることにつながり、館への理解や利用者層の拡大を図ることができ重要である。</p>		<p>向けた取組を実施したか。</p>	<p>お、土日祝日入場者数は、特別展は 2,772 人、企画展は 7,255 人で合計 10,027 人となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>館の利用者層の拡大を図るとともに、館の活動や制度について幅広い層の理解を得るため、『国立公文書館ニュース』を 4 回刊行し館内等で無料配布を行うほか、館ホームページで公開した。</li> </ul> <p style="text-align: center;">広報誌『国立公文書館ニュース』刊行状況</p> <table border="1" data-bbox="917 401 1893 774"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>刊行日</th> <th>内容</th> <th>発行部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30号</td> <td>6/1</td> <td>(特集) おうちで楽しむ「デジタル展示」</td> <td>8,000部</td> </tr> <tr> <td>31号</td> <td>9/1</td> <td>(特集) 令和4年度 全国公文書館長会議&amp;「国際アーカイブズ週間」記念講演会</td> <td>8,000部</td> </tr> <tr> <td>32号</td> <td>12/1</td> <td>(特集) つくば分館お仕事紹介～実は、こんなことをしています！～</td> <td>8,000部</td> </tr> <tr> <td>33号</td> <td>3/1</td> <td>(特集) 意外と身近にある！あなたのまちにも公文書館</td> <td>8,000部</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>積極的な情報発信を通じて国民の公文書館等に対する理解や関心を高め、館と利用者、利用者同士の交流を推進するため、以下に取り組んだ。</li> <li>積極的な情報発信のため SNS を活用した広報展開を行うため、12月28日に当館公式 Instagram を開設した。</li> <li>館の公式アカウントによる SNS (Twitter、Facebook、Instagram 及び YouTube) を通じた情報発信を継続的に実施した。なお、SNS のフォロワー数は合計 68,691 件であり、内訳はそれぞれ下記のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>Twitter フォロワー数 65,418 件</li> <li>Facebook ページフォロワー数 2,166 件</li> <li>Instagram フォロワー数 172 件</li> <li>YouTube チャンネル登録者数 935 件</li> </ul> </li> <li>政府広報に応募した結果、以下2つのテーマが採用され、当館所蔵資料や業務、利用方法に関する動画について制作協力を行った。政府広報オンライン等における動画公開は初めての取組であり、積極的な情報発信を行うことにより、国民の公文書館等に対する理解や関心の向上に努めた。 <p>政府インターネットテレビ (お役立ち動画) 「国の記録を守り、未来へ活かす 国立公文書館の役割」(令和5年2月公開)</p> <p>政府広報番組お知らせコーナー (サキドリ情報便!) 「国立公文書館ってどんなところ？」(令和5年3月公開)</p> </li> <li>つくば分館においても、春・夏の企画展の開催の周知を図るため、チラシ・ポスターを作成し、近隣の研究施設や文化施設、つくば市内の地域交流センター、小・中学校等へ配布するなど積極的に周知を行った。また、館の公式アカウントによる SNS のほか、新聞、情報誌、ケーブルテレビ等を通じて、開催情報の発信を積極的に行った。</li> <li>茨城県、つくば市、国立研究機関、民間企業等で構成される「筑波研究学園都市交</li> </ul>	号	刊行日	内容	発行部数	30号	6/1	(特集) おうちで楽しむ「デジタル展示」	8,000部	31号	9/1	(特集) 令和4年度 全国公文書館長会議&「国際アーカイブズ週間」記念講演会	8,000部	32号	12/1	(特集) つくば分館お仕事紹介～実は、こんなことをしています！～	8,000部	33号	3/1	(特集) 意外と身近にある！あなたのまちにも公文書館	8,000部	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>館ホームページや SNS 等を通じて、館の業務、活動、展示会及び所蔵資料等について積極的に情報を発信するのみならず、館と利用者、利用者同士の交流を推進した結果、フォロー数は合計 60,814 件 (前年度比 109%) となった。</li> <li>平成 27 年度に発足した「国立公文書館友の会」は、会員数が 633 人となった。また、友の会会員を募集対象として所蔵資料の解説を行う「国立公文書館友の会ボランティアガイド」による活動を、昨年度に引き続き実施した。</li> <li>国立公文書館開館 50 周年及び公文書管理法施行 10 周年を記念する、式典開催や映像制作・配信等の事業を通じて、館の存在とその役割についての認識を広めることに努めた。</li> </ul> <p>以上、新型コロナウイルス感染症の国内発生状況及びこれを受けた政府の要請を踏まえ、感染対策を講じつつ各種の取組を適切に実施した。また、人々の日常生活の変容にともなう外出自粛により直接の来館者数が減少した一方で SNS のフォロワー数が着実に増加していることは、館への理解や利用者層が拡大していることを示していることから、所期の目標を達成していると認められるため、B と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>引き続き、利用者層の拡大に向けて情報発信力の強化等に取り組む。</p>	<p>て実施し、様々な媒体を通して公文書館等に対する国民の関心を高めるよう努めている。</p> <p>以上のように、利用者層の拡大に向けた取組を複数行い、年度目標における所期の目標を達成しているとして B と評価する。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>引き続き、利用者層の拡大に向けて情報発信力の強化等に取り組むこと。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし。</p>
号	刊行日	内容	発行部数																						
30号	6/1	(特集) おうちで楽しむ「デジタル展示」	8,000部																						
31号	9/1	(特集) 令和4年度 全国公文書館長会議&「国際アーカイブズ週間」記念講演会	8,000部																						
32号	12/1	(特集) つくば分館お仕事紹介～実は、こんなことをしています！～	8,000部																						
33号	3/1	(特集) 意外と身近にある！あなたのまちにも公文書館	8,000部																						

			<p>流協議会」(78 機関)に加盟し、他機関との情報交換や、連携を深めるための交流を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6月9日、「国際アーカイブズ週間」記念講演会を東京都内で開催し、174人が参加した(対面 59名、オンライン 115名)。同講演会では、国立公文書館 50周年記念キャッチコピー「記録を守る、未来に活かす。」をテーマに、記録としての公文書・伝統をいかに守り、未来に継承・活用していくかについて、狂言師(人間国宝・文化功労者・日本芸術院会員)の野村万作氏と弁護士(元最高裁判所判事・内閣法制局長官)の山本庸幸氏から、それぞれ御講演を頂いた。</li> <li>・平成 27年9月に発足した「国立公文書館友の会」の、令和5年3月末までの会員数は 612人であった。会員向けのサービスとして、広報誌及び特別展図録を送付し、情報提供を行った。また、令和2年度から活動を開始した、友の会会員を対象とする「国立公文書館友の会ボランティアガイド」を継続して実施した。</li> </ul>		
--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報					
・特になし					



様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1-8	地方公共団体、関係機関との連携協力		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立公文書館法第 11 条第 1 項第 4 号（専門的技術的な助言）、同条第 3 項第 1 号（地方公共団体への技術上の指導又は助言）
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								① 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
全国公文書館長会議参加機関割合（国立公文書館等指定施設及び都道府県公文書館）（目標値）	令和元年度まで目標値を設定	—	85%以上	85%以上	—	—	—	予算額（千円）	1,455,891 の内数	1,619,154 の内数	1,896,069 の内数	1,830,830 の内数	1,719,515 の内数
								決算額（千円）	1,475,693 の内数	1,560,155 の内数	1,829,495 の内数	1,459,629 の内数	1,795,559 の内数
（実績値）	—	—	約 94%	約 91%	—	—	—	経常費用（千円）	1,592,994 の内数	1,640,909 の内数	1,633,576 の内数	1,557,386 の内数	1,595,721 の内数
全国公文書館長会議参加者	—	—	149 人	152 人	—	—	—	経常利益（千円）	△63,932 の内数	△64,678 の内数	△37,935 の内数	284,269 の内数	41,953 の内数
指導・助言等の求めがあった場合の対応	100% （令和元年度までは「全てに対応」という目標）	—	100%	100%	100%	100%	100%	行政サービス実施コスト（千円）	1,752,966 の内数	—	—	—	—
								行政コスト（千円）	—	1,878,394 の内数	1,769,520 の内数	1,671,861 の内数	1,707,635 の内数
								従事人員数	56 の内数	61 の内数	65 の内数	68 の内数	70 の内数

注 1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注 2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
i) 国、独立行政法人等、地方公共団体等の関係機関と、歴史公文書等の保存及び利用	i) 国、独立行政法人等、地方公共団体等の関係機関と、歴史公文書等の保存及び利用	<主な定量的指標> ・地方公共団体からの公文書館の運営に関する技術上の	<主要な業務実績> ・令和 4 年度全国公文書館長会議を開催（6 月 10 日）し、85 機関・153 人（対面 75 人、オンライン 78 人）の参加があった。新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインでの	<評定と根拠> 評定：B 全国公文書館長会議では、85 機関・153 人の参加があった。なお、新型コロナウイルス感染症対策のためオンラ	評定	B
					<評定に至った理由> 全国公文書館長会議及びアーカ	

<p>の推進のため情報共有や技術的協力等の連携協力を図ること。</p> <p>また、「公文書管理法施行5年後見直しに関する検討報告書」を踏まえた地方公共団体等の関係機関における文書管理の普及、啓発イベントの実施等に係る内閣府の取組の支援を行うこと。</p>	<p>の推進のため情報共有や技術的協力等の連携協力を図る。</p> <p>また、地方公共団体等の関係機関における文書管理の普及、啓発イベントの実施等に係る内閣府の取組の支援を行う。</p>	<p>指導・助言等の求めがあった場合の対応</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アーカイブズ関係機関協議会への参加状況</li> <li>・地方公共団体からの求めに応じたデジタルアーカイブ化の推進に資するための全国の公文書館等への説明の状況</li> <li>・被災公文書等の支援実施状況</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>国、独立行政法人等、地方公共団体等の関係機関と、歴史公文書等の保存及び利用の推進のため情報共有や技術的協力等の連携協力を適切に実施しているか。</p> <p>公文書館の運営に関する技術上の指導又は助言、デジタルアーカイブ・システムの普及・啓発のための支援、被災公文書等の救援活動等が適切に実行できているか。</p>	<p>参加も可能とし、「認証アーキビストの定着と拡充に向けて」及び「学校連携（展示・学習機能）に係る取組」というテーマのもと、意見交換を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アーカイブズ関係機関協議会を開催（令和5年2月6日）し、各機関からの活動報告や意見交換を行うとともに、令和4年度アーキビスト認証の実施結果及び拡充検討についての報告、「コロナ感染症とアーカイブズ活動」についての意見交換を行った。</li> <li>・歴史公文書等所在情報ネットワーク検討連絡会議については持ち回り開催（令和5年2月）とし、各機関の取組状況等の実務的な情報交換等を行った。</li> <li>・知的財産戦略本部デジタルアーカイブジャパン推進委員会及び実務者検討委員会に係る取組への対応として、「デジタルアーカイブジャパン実務者検討委員会（第14回）」（令和4年7月4日）及び「デジタルアーカイブフェス 2022」（令和4年8月25日）に参加した。また、ジャパンサーチとの連携について、当館 SNS で情報発信等を実施した。</li> <li>・館デジタルアーカイブの横断検索連携の実現に向けた技術的支援により、石川県立図書館、千葉県文書館の2機関のシステムと館デジタルアーカイブの横断検索が新たに実現した。</li> </ul> <p style="text-align: center;">全国の公文書館等との横断検索による連携</p> <table border="1" data-bbox="1003 1115 1730 1392"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和 元 年度</th> <th>令和 2 年度</th> <th>令和 3 年度</th> <th>令和 4 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横断検索の連携機関</td> <td>15</td> <td>17</td> <td>20</td> <td>24</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>前年度比</td> <td>+3</td> <td>+2</td> <td>+3</td> <td>+4</td> <td>+2</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報誌『アーカイブズ』を館ホームページにおいて4回公開し、政府全体の取組である沖縄復帰50周年記念に関する連載特集を沖縄県等と連携して企画したほか、令和4年度に新たに設置された公文書館の紹介、アーキビスト認証に関する報告、2022年国際公文書館会議ローマ隔年合参加報告等、各機関との連携を深めつつ幅広い情報交換・発信を行った。</li> <li>・地方公共団体の関係機関における文書管理の普及、啓発イベントの実施等に係る内閣府の取組の支援について、地方公共団体の文書主管課等職員を対象とした内閣府が主催する公文書管理フォーラム（令和4年9月29日）において、アーキビスト認証及び地方公共団体との連携の取組に係る説明及びそれらの推進に向けて、呼びかけを行った。</li> </ul>		平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	横断検索の連携機関	15	17	20	24	26	前年度比	+3	+2	+3	+4	+2	<p>イン参加も併用とし、関係機関との意見交換等を着実に実施し、アーキビスト認証及び学校連携について有益な意見交換が行えた。</p> <p>公文書館の運営に関する地方公共団体からの技術上の指導又は助言については、求めがあったものの全てに対応しており、目標を達成した。</p> <p>従来からの取組である、館デジタルアーカイブの横断検索連携の推進に向けた公文書館等への技術的支援により、新たに2機関と横断検索の連携が実現したほか、「デジタルアーカイブ・システムの標準仕様書」の説明については、指導・助言等の求めの全て（3機関）に適切に対応し、デジタルアーカイブ化の推進等の助言を着実に実施した。</p> <p>地方公共団体の関係機関における文書管理の普及、啓発イベントの実施等に係る内閣府の取組の支援については、内閣府主催「公文書管理フォーラム」において、公文書管理条例の制定状況に係る情報提供等を行うとともに、アーキビスト認証及び地方公共団体との連携の取組に係る説明及びそれらの推進に向けて、呼びかけた。</p> <p>地方公共団体が設置する委員会・審議会等については、職員派遣要請の求めの全て（39件）に応じた。なお、職員を派遣した委員会・審議会等は、公文書等の管理に関する条例及び公文書館設置等に関する重要なものであり、地方公共団体への支援により、設置・制定に向けた議論が積み重ねられている。</p> <p>被災公文書等の支援については、令和4年9月に発生した台風15号により磐田市歴史文書館（被災した公文書等の初期乾燥等を実施）に対し、被災した公文書等の乾燥や殺菌処理について助言した。</p> <p>以上、関係機関との連携協力を図り、内閣府の取組の支援を行うとともに、公文書館の運営に関する地方公共団体からの技術上の指導又は助言の求めについては全てに応じ、被災公文書等の支援を行うなど、所期の目標を達成していると認められることから、Bと評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>引き続き、歴史公文書等の保存及び利用の推進のための連携協力を図る。</p>	<p>イブズ関係機関協議会等を開催し、関係機関等との意見交換を着実に実施したことは評価できる。</p> <p>内閣府主催の「公文書管理フォーラム」では、アーキビスト認証及び地方公共団体との連携の取組に係る説明、それらの推進に向けた呼びかけを行い、内閣府の取組を支援した。</p> <p>また、館デジタルアーカイブの横断検索連携の推進に向けた全国の公文書館等への技術的支援により、新たに2機関のシステムとの連携が実現し、横断検索の連携機関は全国で26機関となった。「デジタルアーカイブ・システムの標準仕様書」について3機関からの指導・助言等の求めに適切に対応した。</p> <p>地方公共団体が設置する委員会・審議会等への職員派遣要請の全てに応じ、公文書館の運営に関する技術上の指導又は助言を行っており、公文書館の設置や公文書管理条例の制定に向けた議論に専門的見地からの支援を実施したことは評価できる。</p> <p>また、台風発生時には被害を受けた地方公共団体に公文書等の被害状況の照会を行い、被災公文書等の救援に関して助言した。</p> <p>以上を踏まえ、年度目標における所期の目標を達成しているとしてBと評価する。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>引き続き、公文書館の運営に関する技術上の指導又は助言を適切に実施するとともに、歴史公文書等の保存及び利用の推進のための</p>
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度																		
横断検索の連携機関	15	17	20	24	26																		
前年度比	+3	+2	+3	+4	+2																		

<p>ii) 公文書館法（昭和62年法律第115号）第7条及び国立公文書館法第11条第3項第1号に基づき、地方公共団体からの求めに応じて、公文書館の運営に関する技術上の指導又は助言を行う。</p> <p>また、甚大な自然災害による水損等の被害の発生又は発生していると思われる地方公共団体等の保有する公文書等について、デジタルアーカイブ化の推進等の助言を行うこと。</p> <p>【指標】 ・指導・助言等の求めがあった場合の対応：100%</p>	<p>ii) 地方公共団体からの求めに応じて、公文書館の運営に関する技術上の指導又は助言を行う。</p> <p>また、甚大な自然災害による水損等の被害の発生又は発生していると思われる地方公共団体等の保有する公文書等についての助言やデジタルアーカイブ化の推進等の助言を行う。</p> <p>数値目標：指導・助言等の求めがあった場合の対応 100%</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体が設置する委員会・審議会等（例 福井県文書館アドバイザー会議（福井県）、長野県公文書審議会（長野県）、静岡県公文書管理の在り方検討委員会（静岡県）、山口県公文書管理条例検討会（山口県）、高知県公文書管理委員会（高知県）、（仮称）仙台市公文書館運営検討会議（宮城県）、郡山市公文書等の管理に関する懇談会（福島県）、つくば市公文書管理推進会議（茨城県）、安曇野市文書館運営協議会（長野県）、（仮称）神戸市歴史・公文書館基本計画検討アドバイザー（兵庫県）、高知市公文書管理検討委員会（高知県））に職員を委員等として派遣し、地方公共団体からの39件全ての求めに応じた。</li> <li>・なお、仙台市のように新たに公文書館の設置に向けて準備を進める地方公共団体や山口県のように公文書管理条例の制定を目指す地方公共団体への支援により、設置・制定に向けた議論が積み重ねられている。</li> <li>・委員等派遣に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを下げるため、依頼元の機関と調整・協議し、適宜オンライン出席等により対応した。</li> <li>・令和4年7月及び8月の大雨並びに9月に発生した台風14号及び15号の発生時には、被害を受けた地域の地方公共団体に公文書等の被害状況の照会を実施した。その結果、令和4年9月に発生した台風15号により、静岡県磐田市内小・中学校で保存されている公文書等が被災していることを確認したことから、磐田市歴史文書館（被災した公文書等の初期乾燥等を実施）に対し、被災した公文書等の乾燥や殺菌処理について助言を実施した。</li> <li>・日本銀行金融研究所アーカイブ、上田市公文書館、岐阜県歴史資料館の計3機関からの求めに応じて「デジタルアーカイブ・システムの標準仕様書」についての説明及びデジタルアーカイブ化の推進等の助言を行った。</li> </ul>		<p>連携協力を図ること。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 全国公文書館長会議の開催にあたっては、地方の公文書館の設置状況を正確に把握し、確実に案内を行い、積極的な参加を呼びかけるとともに、全国の公文書館とのネットワークを構築できるようにする。</p>
--	--	--	---	--	---

<p>4. その他参考情報</p>
<p>・特になし</p>

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1-9	調査研究		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立公文書館法第11条第1項第3号（情報の収集、整理及び提供）、同項第5号（調査研究）
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究成果の情報発信数	5件以上 （学術誌等における論文・研究ノート等掲載数）	-	-	-	-	-	5件	予算額（千円）	1,441,842 の内数	1,619,154 の内数	1,896,069 の内数	1,830,830 の内数	1,719,515 の内数
かつて存在した国の機関における公文書等の散逸状況の調査実施	-	-	163 法人	-	-	-	-	決算額（千円）	1,475,693 の内数	1,560,155 の内数	1,829,495 の内数	1,459,629 の内数	1,795,559 の内数
内閣制度発足以降の歴代内閣に関する歴史資料等の所在状況調査の実施	-	-	-	517 機関	-	-	-	経常費用（千円）	1,592,994 の内数	1,640,909 の内数	1,633,576 の内数	1,557,386 の内数	1,595,721 の内数
歴史資料として重要な公文書等の所在状況調査の実施	-	-	-	-	5 機関	16 機関	-	経常利益（千円）	△63,932 の内数	△64,678 の内数	△37,935 の内数	284,269 の内数	41,953 の内数
								行政サービス実施コスト（千円）	1,752,966 の内数	-	-	-	-
								行政コスト（千円）	-	1,878,394 の内数	1,769,520 の内数	1,671,861 の内数	1,707,635 の内数
								従事人員数	56 の内数	61 の内数	65 の内数	68 の内数	70 の内数

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	B
i) 内閣府における検討状況も踏まえながら、新たな国立公文書館における展示・学習・運営等に関する調査研究を実施すること。	i) 内閣府における検討状況も踏まえながら、新たな国立公文書館における展示・学習・運営等に関する調査研究を実施する。	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究成果の情報発信数 5 件以上 (学術誌等における論文・研究ノート等掲載数)</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新館における展示・学習・運営等に関する調査研究</li> <li>・調査研究の公表状況</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな国立公文書館では、日本国憲法等の象徴的な文書等を展示する「シンボル展示」、また、我が国の歩みや公文書管理の意義を伝える「常設展示」を行うこととされている (新たな国立公文書館建設に関する基本計画 (平成 30 年 3 月 30 日内閣府特命担当大臣決定))。これを踏まえ、新たな国立公文書館での展示 (常設展示・シンボル展示) の検討に資するため、現在東京本館で実施している常設展 (基本展示「日本のあゆみ」 (近代以降の歴史的な事象に関する所蔵資料 (複製) の展示) 及び「シンボル展示」 (日本国憲法の複製展示)) で展示している 24 点に関連する当館所蔵資料の調査研究に着手した。</li> <li>・海外の公文書館における学習機能として、オーストラリア国立公文書館における学習機能について調査研究を行い、その成果を『北の丸』第 55 号 (令和 5 年 3 月) に公開した。</li> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>新たな国立公文書館における展示・学習・運営等に関する調査研究として、新たな国立公文書館での展示 (常設展示・シンボル展示) の検討に資するため、現在東京本館で実施している常設展等で展示している 24 点に関連する当館所蔵資料の調査研究に着手した。また、オーストラリア国立公文書館における学習機能についての調査を行い、『北の丸』第 55 号に掲載した。</p> <p>館が保存する歴史公文書等について専門的な調査研究を行い、その成果を『北の丸』第 55 号及び『アーカイブズ』第 87 号に掲載し、館ホームページに掲載した。これによって、指標である歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究成果の情報発信数 5 件以上を達成した。</p> <p>歴史公文書等の所在情報について、令和 4 年度には、1 機関 4 団体に対し調査を実施し、その結果をジャパン・アーカイブズ・ディスカバリーにおいて公表した。</p> <p>以上、所期の目標を達成していると認められることから、B と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究に努める。</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>館が保存する歴史公文書等について専門的な調査研究を行い、研究成果の情報発信に関して目標の 5 件を達成したことは評価できる。また、オーストラリア国立公文書館における学習機能についても調査研究を行い、その成果を紀要に公開した。</p> <p>新たな国立公文書館における展示・学習・運営等について、新館での展示の検討に資するため東京本館の常設展等で展示中の 24 点に関連する館所蔵資料の調査研究に着手した。</p> <p>また、歴史公文書等の所在情報について、1 機関 4 団体に対して調査を実施し、その結果をジャパン・アーカイブズ・ディスカバリーにて公表している。</p> <p>以上を踏まえ、年度目標における所期の目標を達成しているとして B と評価する。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>引き続き、歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究を適切に実施すること。また、その成果を外部に公表し、広く国民の利用に供すること。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし。</p>	
ii) 歴史公文書等について専門的な調査研究を行い、利用者サービスの質の向上等につなげるとともに、その成果を公表することにより広く国民の利用に供すること。	ii) 歴史公文書等について専門的な調査研究を行い、利用者サービスの質の向上等につなげるとともに、その成果を公表することにより広く国民の利用に供する。	<p>調査研究を適切に実施するとともに、その成果について適切な活用等が図られているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の研究成果を紀要『北の丸』第 55 号 (下記①～⑥) 及び情報誌『アーカイブズ』第 87 号 (令和 5 年 2 月) (下記⑦) にて公表した。</li> <li>① 新型コロナウイルス感染症への対応に係る行政文書の移管に関する調査研究成果</li> <li>② 当館における公文書館専門職員の配置と人材育成に関する調査研究成果</li> <li>③ 当館所蔵の鎌倉時代～室町時代にかけて成立した文学作品 (中世文学) 及び後世に成立したその注釈書類の 21 件の解題</li> <li>④ 当館所蔵の幕奉行に関する資料解題</li> <li>⑤ オーストラリア国立公文書館における学習機能についての調査研究成果</li> <li>⑥ 当館におけるファミリーヒストリー調査者への検索支援に関する調査研究成果</li> <li>⑦ 公文書館におけるメタバース活用の可能性に関する調査研究実績</li> </ul> <p>以上のうち、数値目標に掲げる「歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究成果の情報発信数 5 件以上 (学術誌等における論文・研究ノート等掲載数)」に係るもの等として、①②⑤⑥⑦の計 5 件が該当し、目標を達成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史公文書等の所在情報について、令和 4 年度には、1 機関</li> </ul>	<p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究に努める。</p>	<p>以上を踏まえ、年度目標における所期の目標を達成しているとして B と評価する。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>引き続き、歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究を適切に実施すること。また、その成果を外部に公表し、広く国民の利用に供すること。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし。</p>	

				<p>4団体に対し調査を実施し、その結果をジャパン・アーカイブズ・ディスカバリーにおいて公表した（ただし、公表許諾が得られた1機関3団体（金沢市文書館、山形県酒田市、小平市中央図書館、鹿児島県鹿児島市）に限る。）。これにより、ジャパン・アーカイブズ・ディスカバリーへの掲載数は、令和4年度末時点で、182機関となった。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報						
・特になし						

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1-10	国際的な公文書館活動への参加・貢献		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立公文書館法第 11 条第 1 項第 7 号（附帯業務）
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
発表を行った国際会議等の数	2 回以上	—	3 回	2 回	— ※新型コロナウイルス感染症拡大により延期	2 回	2 回	予算額（千円）	1,441,842 の内数	1,619,154 の内数	1,896,069 の内数	1,830,830 の内数	1,719,515 の内数
								決算額（千円）	1,475,693 の内数	1,560,155 の内数	1,829,495 の内数	1,459,629 の内数	1,795,559 の内数
								経常費用（千円）	1,592,994 の内数	1,640,909 の内数	1,633,576 の内数	1,557,386 の内数	1,595,721 の内数
								経常利益（千円）	△63,932 の内数	△64,678 の内数	△37,935 の内数	284,269 の内数	41,953 の内数
								行政サービス実施コスト（千円）	1,752,966 の内数	—	—	—	—
								行政コスト（千円）	—	1,878,394 の内数	1,769,520 の内数	1,671,861 の内数	1,707,635 の内数
								従事人員数	56 の内数	61 の内数	65 の内数	68 の内数	70 の内数

注 1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注 2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	



					評定	B																											
<p>i) 館が国際社会における我が国の地位にふさわしい形でその役割を果たすため、国際会議等へ積極的に参画するとともに、諸外国の公文書館等との相互協力等を推進すること。</p> <p>【指標】</p> <p>・発表を行った国際会議等の数：2回以上</p>	<p>i) 館が国際社会における我が国の地位にふさわしい形でその役割を果たすため、国際会議等へ積極的に参画するとともに、諸外国の公文書館等との相互協力等を推進する。</p> <p>数値目標：発表を行った国際会議等の数 2回以上</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>・発表を行った国際会議等の数</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>・諸外国の公文書館等との相互協力等</p> <p>・諸外国の先進事例等の収集、国内関係機関等への発信・提供状況</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>国際的な公文書館活動への積極的な参画や外国の公文書館との交流推進、情報の収集・分析・提供等が適切に実行できているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(1) 国際会議等での発表</p> <p>以下の2つの国際会議において、発表を行った。</p> <table border="1" data-bbox="964 262 1736 766"> <thead> <tr> <th></th> <th>国際会議の名称</th> <th>発表タイトル</th> <th>発表者</th> <th>開催地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>国際公文書館会議 (ICA) 国立公文書館長会議 (FAN) バーチャル対話</td> <td>アーキビスト認証の開始までの経緯と、これまでの実績</td> <td>理事</td> <td>オンライン</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ICA ローマ隔年会合</td> <td>アーカイブズをつなぐ：日本国立公文書館と地方公文書館の連携</td> <td>理事</td> <td>ローマ (イタリア)</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. ICA FAN バーチャル対話</p> <p>4月5日から7日まで、ICA FANの主催によりオンライン形式で開催された「バーチャル対話」において、理事が、アーキビスト認証を中心に当館の専門人材育成に関する取組について発表した。また会期中、館職員が各セッションに参加した。</p> <p>2. ICA ローマ隔年会合</p> <p>9月19日から23日まで、ローマ(イタリア)で開催されたICA隔年会合に理事と館職員が現地参加した。理事が専門プログラムにおいて当館と地方公文書館の連携に係る取組について発表した他、総会及び会期中に開催されたFANの会合等に参加した。</p> <p>上記以外の国際会議等についての参画状況は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="964 1344 1736 1669"> <thead> <tr> <th></th> <th>国際会議の名称</th> <th>実施日</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>第3回ユネスコ「世界の記憶」グローバル・ポリシー・フォーラム</td> <td>11月22日</td> <td>館長が閉会挨拶</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>国際公文書館会議 東アジア地域支部 (EASTICA) 理事会</td> <td>12月21日</td> <td>館長が出席。オンライン形式開催</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 第3回ユネスコ「世界の記憶」グローバル・ポリシー・フォーラム：危機に瀕する記録遺産のよりよい保存にかかる国際協力の強化</p> <p>2022年11月21日から22日、ユネスコ「世界の記憶」事務局主催の第3回グローバル・ポリシー・フォーラムが東京で開催され、館長が閉会挨拶を行い、館職員が参加した。また、同フォーラムに</p>		国際会議の名称	発表タイトル	発表者	開催地	1	国際公文書館会議 (ICA) 国立公文書館長会議 (FAN) バーチャル対話	アーキビスト認証の開始までの経緯と、これまでの実績	理事	オンライン	2	ICA ローマ隔年会合	アーカイブズをつなぐ：日本国立公文書館と地方公文書館の連携	理事	ローマ (イタリア)		国際会議の名称	実施日	備考	1	第3回ユネスコ「世界の記憶」グローバル・ポリシー・フォーラム	11月22日	館長が閉会挨拶	2	国際公文書館会議 東アジア地域支部 (EASTICA) 理事会	12月21日	館長が出席。オンライン形式開催	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、ICAの国立公文書館長フォーラム (FAN) バーチャル対話はオンライン形式で、ローマ隔年会合は対面形式で開催された。それぞれ館役職員が参加し、FANバーチャル対話では理事がアーキビスト認証までの経緯と初年度実績についてオンラインで報告を行い、専門人材の育成に向けた館の取組について発信した。ICA ローマ隔年会合は、理事が当館の地方連携業務の背景や意義について報告するとともに、総会やFANの会合への参加等を通じて、ICA執行部や主要各国の国立公文書館幹部等との人的つながりの強化に努めた。また、東京で開催された第3回グローバル・ポリシー・フォーラムに館役職員が参加し、当館館長が閉会挨拶を述べるとともに、海外からの主要出席者による当館の視察を受け入れた。EASTICAについては理事会のみオンライン形式で開催され、館長が出席した。</p> <p>諸外国の公文書館等との相互協力としては、ユネスコバンコク事務所主催の修復研修に対して、研修内容の企画、教材提供、外部有識者の紹介を行ったほか、受講生から報告された課題について、外部有識者とともに専門的な助言を行った。上述の第3回グローバル・ポリシー・フォーラムへの参加等と合わせ、国際的な枠組みを用いた協力事業への参画が進んだ。</p> <p>このほか、諸外国の活動事例等に係る情報を国内向けに発信・提供する取組として、ICAによる「国際アーカイブズ週間」において日本語版ポスターの作成や国内機関への参加呼びかけ等を通じて国内普及活動を行った。</p> <p>また、ICAによる国際標準アーカイブズ記述第2版 (ISAD(G) II) の日本語版を作成し、館HPにて公開した。また、諸外国の公文書管理制度に関する最新の情報を収集し、館主催研修の講義内容や配付資料に反映した。</p> <p>以上、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を引き続き受けつつも、オンライン及び対面で国際会議に出席して数値目標を達成したほか、諸外国の公文書館等との相互協力についても、多国間枠組みやオンライン形式会議などを活用して予定通り実施したことから、Bと評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p>	<p>評定</p>	<p>B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>国際会議等への積極的な参画について、2つの国際会議で理事が発表を行い、アーキビスト認証と館の専門人材育成に関する取組、館と地方公文書館の連携に関する取組について情報発信した。このほかにも2つの国際会議に参加し、積極的に諸外国の関係者とのつながりを強化していることは評価できる。</p> <p>各国の公文書館等との相互協力、訪問受入れ等については、ユネスコバンコク事務所の修復研修において、館の職員が講師を務め、研修内容の企画、教材の提供を行い、受講生から報告のあった課題について専門的な助言を実施した。また、館も参加したグローバル・ポリシー・フォーラムの海外からの主要出席者による館の視察を受け入れるなど、館の専門的知見・技術を提供する協力事業、情報収集のための交流事業を適切に行っている。</p> <p>また、諸外国の活動事例に係る情報及び得られた成果を国内向けに広く発信・提供する取組も行っている。具体的には国際公文書館会議 (ICA) の「国際アーカイブズ週間」において日本語版ポスター作成、イベントの館HPでの紹介を行ったり、ICAによる国際標準アーカイブズ記述第2版 (ISAD(G) II) の日本語版を作成し館HPで公開したりと、国際的な公文書館活動に参画し、国内還元に取り組んでいる。</p> <p>よって、年度目標における所期の目標を達成しているとしてB</p>
	国際会議の名称	発表タイトル	発表者	開催地																													
1	国際公文書館会議 (ICA) 国立公文書館長会議 (FAN) バーチャル対話	アーキビスト認証の開始までの経緯と、これまでの実績	理事	オンライン																													
2	ICA ローマ隔年会合	アーカイブズをつなぐ：日本国立公文書館と地方公文書館の連携	理事	ローマ (イタリア)																													
	国際会議の名称	実施日	備考																														
1	第3回ユネスコ「世界の記憶」グローバル・ポリシー・フォーラム	11月22日	館長が閉会挨拶																														
2	国際公文書館会議 東アジア地域支部 (EASTICA) 理事会	12月21日	館長が出席。オンライン形式開催																														



出席した海外有識者の当館視察を受け入れた。

## 2. EASTICA 理事会

12月21日にEASTICA理事会がオンライン形式で開催され、館長が出席した。同会議において、2022年度に中国で開催が予定されていたEASTICA理事会及びセミナーは新型コロナウイルス感染症の影響により延期されることが確認された。その後、延期への対応について、当館からEASTICA事務局長へ意見交換を提案し、メール審議の結果、2023年11月に中国で総会・セミナー、2024年秋に日本で会合を開催することが理事会で承認された。

### (2) 諸外国の公文書館等との相互協力等

・12月7日にオンライン形式で開催されたユネスコバンコク事務所主催の修復研修「サブリージョナル研修—保存修復の応用技術 紙の記録遺産への水損被害：対応と復旧」に、館職員等が講師を務める等の形で協力した。本事業は2020年度にバンコク（タイ）で実施が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症の影響による延期を経てオンライン形式で実施された。日本政府からユネスコへの拠出金（JFIT）によるプロジェクト「東南アジアの危機に瀕した記録遺産の追跡調査と保存のための能力構築」の一環に位置づけられ、ASEAN地域の「世界の記憶」登録記録遺産の保存管理担当者を中心に10か国、14機関から23名が受講した。当館は、修復研修内容の企画、教材の提供、外部有識者の紹介を行ったほか、受講生から報告された課題について、外部有識者とともに専門的な助言等を行った。

・新型コロナウイルス感染症の影響により、国外からの訪問受入れ依頼は限定的であったが、以下1件を受け入れた。

日付	国名	来館者
11月21日	第3回ユネスコ「世界の記憶」グローバル・ポリシー・フォーラム	フォーラム出席者、ユネスコ、ICA等の国際的組織や、各国の国立公文書館及び縁機関の代表者等25人

引き続き、状況に応じて国際的な公文書館活動への積極的な参画・貢献に努め、我が国のプレゼンスの向上を図るとともに、二国間交流に加えてユネスコなどの多国間枠組み等による友好関係の構築や国内への還元等に取り組む。

と評価する。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、国際的な公文書館活動への参画や諸外国の公文書館との交流を積極的に行うとともに、その成果の国内還元に取り組むこと。

<その他事項>

特になし。

<p>ii) 諸外国の先進事例等の収集を行うとともに、得られた成果等を国内関係機関等に広く発信・提供すること。</p>	<p>ii) 諸外国の先進事例等の収集を行うとともに、得られた成果等を国内関係機関等に広く発信・提供する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICA による「国際アーカイブズ週間」に係る普及活動として、ハッシュタグを付けた SNS への投稿、日本語版ポスター作成、ICA 主催イベントの当館 HP での紹介等を行った。</li> <li>・ ICA が策定した「国際標準アーカイブズ記述第 2 版 (General International Standard Archival Description Second Edition : ISAD(G))」の日本語版を作成し、館 HP で公表した。</li> <li>・ モンゴル国公文書管理庁 (GAAM) と当館の共同事業として 2021 年度に公開したオンライン資料紹介サイト「日本とモンゴル～綴られた交流のあゆみ～」について、GAAM の概要等とともに『アーカイブズ』第 85 号 (令和 4 年 8 月) で紹介した。</li> <li>・ ICA FAN バーチャル対話及び ICA ローマ隔年会合への参加によって得られた各国・各機関等の動向について、館の情報誌『アーカイブズ』第 85 号、第 86 号 (令和 4 年 11 月) でそれぞれ紹介した。</li> <li>・ 諸外国の国立公文書館等に関する基本情報、公文書管理制度の概況に関する最新情報を収集し、館主催研修の講義内容や配付資料に反映した。</li> </ul>		
---	---	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>・ 特になし</p>

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1-11	研修の実施その他人材の養成に関する措置		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公文書等の管理に関する法律第 32 条第 2 項（研修）、国立公文書館法第 11 条第 1 項第 6 号（研修）
当該項目の重要度、困難度	<p>【重要度：高】研修の実施等は、歴史公文書等の適切な保存及び利用を確保する上で重要な役割を果たすものであり、必要に応じ研修内容・研修方法等を見直しつつ、効果的に実施する必要がある。また、アーキビストの認証は公文書管理の専門的知識を持つ人材を確保し、国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理に資するための重要な取組である。</p> <p>【困難度：高】研修内容の拡充の検討に当たっては、研修対象機関のニーズ等について、内閣府、関係機関との十分な意見交換を行う必要があるため。</p>		関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
年間延べ受講者数（目標値）	各年度目標値を設定	—	1,500 人以上	1,900 人以上	1,900 人以上	1,900 人以上	5,500 人以上	予算額（千円）	1,455,891 の内数	1,619,154 の内数	1,896,069 の内数	1,830,830 の内数	1,719,515 の内数
（実績値）	—	—	2,324 人	2,437 人	2,104 人	4,528 人	4,788 人	決算額（千円）	1,475,693 の内数	1,560,155 の内数	1,829,495 の内数	1,459,629 の内数	1,795,559 の内数
うちアーカイブズ研修	—	—	167 人	187 人	136 人	219 人	281 人	経常費用（千円）	1,592,994 の内数	1,640,909 の内数	1,633,576 の内数	1,557,386 の内数	1,595,721 の内数
うち公文書管理研修	—	—	2,157 人	2,250 人	1,968 人	4,309 人	4,507 人	経常利益（千円）	△63,932 の内数	△64,678 の内数	△37,935 の内数	284,269 の内数	41,953 の内数
（達成度）	—	—	155%	128%	111%	238%	87%	行政サービス実施コスト（千円）	1,752,966 の内数	—	—	—	—
講師等派遣	—	—	90 件	53 件	38 件	52 件	65 件	行政コスト（千円）	—	1,878,394 の内数	1,769,520 の内数	1,671,861 の内数	1,707,635 の内数
アーキビスト認証に関する説明会開催回数（目標値）	令和 3 年度から目標値を設定	—	—	—	—	アーキビスト認証に関する説明会（オンライン形式）の開催回数 5 回以上	アーキビスト認証に関する説明会（オンライン形式を含む）の開催回数 5 回以上	従事人員数	56 の内数	61 の内数	65 の内数	68 の内数	70 の内数

(実績値)	-	-	-	-	10回	13回						
(達成度)	-	-	-	-	200%	260%						
認証アーキビスト申請者数					248人	81人	50人					
(認証者数)					190人	57人	34人					

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評定	B
<p>i) 歴史公文書等の保存及び利用に関し、閣僚会議決定、公文書管理法の施行実績、ガイドラインの改正、対象機関のニーズ等を踏まえ、研修教材・研修手法の一層の充実を図りつつ、オンラインを含め、以下の研修を効果的に実施すること。特に研修手法については、オンライン化の検討を進めること。</p> <p>・国の機関、地方公共団体等における文書の保存・利用機関の職員を対象に、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に係る知識等を習得させるために必要な研修。</p> <p>・行政機関及び独立</p>	<p>i) 歴史公文書等の保存及び利用に関し、閣僚会議決定、公文書管理法の施行実績、ガイドラインの改正、対象機関のニーズ等を踏まえ、研修教材・研修手法の一層の充実を図りつつ、オンラインを含め、以下の研修を効果的に実施する。特に研修手法については、オンライン化の検討を進める。</p> <p>・国の機関、地方公共団体等における文書の保存・利用機関の職員を対象に、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に係る知識等を習得させるために必要な研修。</p> <p>・行政機関及び独立</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・館主催研修の年間延べ受講者数(オンライン形式の研修を含む)</li> <li>・アーキビスト認証に関する説明会(オンライン形式を含む)の開催回数</li> <li>・(参考指標)認証アーキビストの申請者数及び認証者数</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修満足度</li> <li>・令和5年度における研修内容の拡充に関する検討状況</li> <li>・各種の研修会への講師等の派遣状況</li> <li>・アーキビスト認証の実施状況</li> <li>・認証の拡充に向けた内閣府や関係機関との連携、検討状況</li> <li>・認証の取組に関する、文書の保存・利</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当館が主催した研修の年間延べ受講者数(研修実施日に受講した者の数)は、「アーカイブズ研修」が281人(オンライン213人)、「公文書管理研修」が4,507人(オンライン4,165人)であり、合計4,788人(オンライン4,378人)であった。ただし、研修に受講を登録した者の数は、公文書管理研修5,753名(オンライン5,351名)、アーカイブズ研修297名(オンライン214名)であり、合計6,050人(オンライン5,565人)であった。研修のうち、公文書管理研修Ⅰ(行政機関向け全2回及び独法等向け全2回の計4回)及び公文書管理研修Ⅱ(全2回)の全ての回では、会場での講義をYouTube Liveにより同時配信しており、研修会場において1アカウントで複数人が受講しているケースも確認されたことから、受講者数は4,788人より多いものと推計される。</li> <li>・研修手法について、オンラインでの配信のほか、公文書管理研修においては、研修に受講登録したものの業務等により受講ができなかった者が、研修実施日後に受講できるよう、研修終了後の一定期間、配信した講義のアーカイブ動画を視聴可能とした、アーカイブ動画についての情報を研修窓口担当に提供することで、当館主催研修が受講対象機関内で広く活用されるようにしたことにより、研修実施日当日に限らない、多様な受講方法・教材を提供した(各回研修終了後の一定の期間にアーカイブ動画を視聴した者の数:約3,300人)。</li> <li>・研修内容等については、研修対象機関のニーズ等について、内閣府、関係機関との十分な意見交換を行い、公文書管理研修では、政府の方針である行政文書の電子的管理への移行を重点的に取り扱ったほか、基幹統計調査の文書管理に関する点検結果を踏まえた公文書管理の適正確保のための取組の強化(令和4年7月28日内閣府大臣官房公文書管理課)を踏まえ、研修の内容を実務的に強化することに取り組んだ。アーカイブズ研修では、対象機関のニーズを踏まえ、電子公文書の保存・利用をテーマに取り上げ</li> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定: B</p> <p>重要度: 高、困難度: 高とされている研修の実施等は、「アーカイブズ研修」及び「公文書管理研修」への受講者数(研修実施日に受講した者の数)は、4,788人(数値目標比約87%)であったものの、受講登録者数は6,050人であった。このうち、公文書管理研修Ⅰ(行政機関向け全2回及び独法等向け全2回の計4回)及び公文書管理研修Ⅱ(全2回)の全ての回では、会場での講義をYouTube Liveにより同時配信しており、研修会場において1アカウントで複数人が受講しているケースも確認されたことから、受講者数は4,788人より多いものと推計される。さらに、研修手法について、オンラインでの配信のほか、公文書管理研修においては、研修に受講登録したものの業務等により受講ができなかった者が、研修実施日後に受講できるよう、研修終了後の一定期間、配信した講義のアーカイブ動画を視聴可能とした、アーカイブ動画についての情報を研修担当窓口に提供することで、当館主催研修が受講対象機関内で広く活用されるようにしたことにより、研修実施日当日に限らない、多様な受講方法・教材を提供した。(各回研修終了後の一定の期間にアーカイブ動画を視聴した者の数:約3,300人)。</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p>困難度: 高である「研修の実施その他の人材の養成に関する措置」について、行政機関及び独立行政法人等の職員を対象に公文書管理研修を、国の機関及び地方公共団体等の文書の保存・利用機関の職員を対象にアーカイブズ研修を、それぞれ対象者の知識・業務経験等に応じて受講できるようにカリキュラムを分け体系的な研修を実施している。</p> <p>研修については、YouTube Live や Zoom での同時配信、研修終了後一定期間講義のアーカイブ動画を視聴可能とするなど研修実施日当日に限らない、多様な受講方法・教材を提供した。研修受講者数について、年間延べ受講者数(研修実施日に受講した者の数)は目標には達しなかったものの、研修の受講登録者数は6,050人であり、1アカウントで複数人が配信を視聴しているケースが確認されたことから、事後受講者数があることから、</p>	

<p>行政法人等の職員に対し、当該職員の職責に応じた公文書管理の重要性に関する意識啓発を行い、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、並びに向上させるために必要な研修。</p> <p><b>【重要度：高】</b> 研修の実施等は、歴史公文書等の適切な保存及び利用を確保する上で重要な役割を果たすものであり、必要に応じ研修内容・研修手法等を見直しつつ、効果的に実施する必要がある。</p> <p><b>【困難度：高】</b> 研修内容の拡充の検討に当たっては、研修対象機関のニーズ等について、内閣府、関係機関との十分な意見交換を行う必要があるため。</p> <p><b>【指標】</b> ・年間延べ受講者数：5,500人以上（オンライン形式の研修を含む）</p>	<p>に対し、当該職員の職責に応じた公文書管理の重要性に関する意識啓発を行い、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、並びに向上させるために必要な研修。</p> <p>数値目標：年間延べ受講者数 5,500人以上（オンライン形式の研修を含む）</p>	<p>用機関等への普及啓発状況</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 研修を適切に実施するとともに、ニーズを踏まえ、適切に研修計画を見直しているか。 アーキビスト認証に係る審査及び手続を適切に実施するとともに、認証の拡充に向けた検討を行いつつ、同認証について関係機関への普及啓発を図っているか。</p>	<p>た。また、「アーキビストとしての心得」などについて、受講者のみならず公文書館職員等の理解を深めるため、アーカイブズ研修Ⅰの館長講話を文書化して公表した（情報誌「アーカイブズ」第86号）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以上の取組により、各回の研修満足度は、「満足」・「ほぼ満足」で9割以上であった。</li> <li>・アーカイブズ研修は以下のとおりである。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1003 396 1813 718"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>受講者数</th> <th>満足度（「満足」・「ほぼ満足」）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アーカイブズ研修Ⅰ※</td> <td>127人（オンライン92人）</td> <td>97%</td> </tr> <tr> <td>アーカイブズ研修Ⅱ※※</td> <td>121人（オンライン121人）</td> <td>99%</td> </tr> <tr> <td>アーカイブズ研修Ⅲ</td> <td>33人</td> <td>99%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※アーカイブズ研修Ⅰは、オンライン配信（Zoom）を併用したハイブリッド形式により実施。</p> <p>※※アーカイブズ研修Ⅱは、会場を設けず完全オンライン形式（Zoom）により実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公文書管理研修は以下のとおりである。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1003 898 1813 1535"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>受講者数</th> <th>満足度（「満足」・「ほぼ満足」）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公文書管理研修Ⅰ（行政機関向け）全2回※</td> <td>合計 1,478人（オンライン1,326人） 各回平均739人</td> <td>97%</td> </tr> <tr> <td>公文書管理研修Ⅰ（独法等向け）全2回※</td> <td>合計 1,214人（オンライン1,142人） 各回平均607人</td> <td>97%</td> </tr> <tr> <td>公文書管理研修Ⅱ 全2回※</td> <td>合計 1,815人（オンライン1,697人） 各回平均907人</td> <td>97%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※公文書管理研修Ⅰ（行政機関向け全2回）、公文書管理研修Ⅰ（独法等向け全2回）及び公文書管理研修Ⅱ（全2回）はオンライン配信（YouTube Live）を併用したハイブリッド形式により実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ソーシャルディスタンスを確保したレイアウトにした他、会場における通気の確保、非接触型温度計による検温、講師席へのアクリルパネルの設置、マスク着用やこまめな手指消毒の呼びかけ等の対策を行った。</li> </ul>	名称	受講者数	満足度（「満足」・「ほぼ満足」）	アーカイブズ研修Ⅰ※	127人（オンライン92人）	97%	アーカイブズ研修Ⅱ※※	121人（オンライン121人）	99%	アーカイブズ研修Ⅲ	33人	99%	名称	受講者数	満足度（「満足」・「ほぼ満足」）	公文書管理研修Ⅰ（行政機関向け）全2回※	合計 1,478人（オンライン1,326人） 各回平均739人	97%	公文書管理研修Ⅰ（独法等向け）全2回※	合計 1,214人（オンライン1,142人） 各回平均607人	97%	公文書管理研修Ⅱ 全2回※	合計 1,815人（オンライン1,697人） 各回平均907人	97%	<p>また、研修の内容について、行政文書の電子的管理への移行を重点的に取り扱う等により、研修内容の充実を図った。アーカイブズ研修では、アーカイブズ研修Ⅰの会場の講義を、Zoomを通じて同時配信するハイブリッド形式により、アーカイブズ研修Ⅱを、会場を設けずZoomによる完全オンライン形式により実施した。これらの取組により、各回の研修満足度は、「満足」・「ほぼ満足」で9割以上であった。</p> <p>国、独立行政法人等及び地方公共団体その他外部の機関において行われる研修会等に対して、館職員を講師等として派遣した。この結果、地方公共団体等による委員会・審議会等への委員等派遣と合わせて65件の派遣を実施した。</p> <p>重要度：高とされているアーキビストの認証については、アーキビスト認証委員会を5回開催し、アーキビスト認証の実施や認証アーキビストの更新、アーキビスト認証の拡充について議論した。6月より認証アーキビスト申請に係る手引き等関係資料を館HPで公表し、9月より受付を開始し、50名から申請があり、認証委員会で、厳格かつ慎重に審査を行った上で、結果を館長に報告した。館長は審査結果の報告に基づき、令和5年1月1日付けで34名を認証し（合計281名）、認証アーキビスト名簿を公表した。</p> <p>准認証アーキビストについては、アーキビスト認証委員会で議論を重ね、アーキビスト養成に取り組む高等教育機関及び研修機関、全国公文書館長会議参加機関等の関係機関への説明・意見交換を行った。これらの意見を踏まえ、令和5年3月30日に「准認証アーキビスト」骨子を決定した。</p> <p>また、国の機関、地方公共団体等における文書の保存・利用機関等への普及啓発を図るため、アーキビスト認証に関する説明会（オンライン形式を含む。）を13回実施したほか、申請者向け申請手続説明の録画映像を作成し、公開した。さらに、高等教育機関等へもアーキビスト認証の仕組みについて説明を行い、各機関と</p>	<p>実際の総受講者数は4,788人よりも多いと考えられる。</p> <p>受講者へのアンケートにおいて、各回の研修満足度は「満足」「ほぼ満足」が9割以上であり高い満足度であるといえる。研修対象機関のニーズ等について、関係機関と意見交換を行い、随時教材の見直しを行うなど、研修内容を実務的に強化することに取り組み、効果的な研修の実施を図っていることは評価できる。</p> <p>また、地方公共団体その他外部の機関、関係行政機関及び独立行政法人等が実施する研修において、要請に応じて講師派遣の支援を行うとともに、高等教育機関からの実習受入れを実施している。</p> <p>アーキビスト認証について、アーキビスト認証の普及啓発を図るため、文書の保存・管理を行う関係機関に、数値目標となっているアーキビスト認証に関する説明会を13回（数値目標比260%）実施し、所期の目標を上回る成果となった。</p> <p>YouTubeチャンネルでも申請手続の説明動画等を公開し、雑誌や情報誌に認証アーキビストに関する記事を掲載するなど積極的な情報発信に努めていることも評価できる。</p> <p>また、アーキビストの認証に関する取組として、アーキビスト認証委員会を5回開催し、厳格かつ慎重に審査を行った上で、令和5年1月1日付けで新たに34名を認証した。これによ</p>
名称	受講者数	満足度（「満足」・「ほぼ満足」）																											
アーカイブズ研修Ⅰ※	127人（オンライン92人）	97%																											
アーカイブズ研修Ⅱ※※	121人（オンライン121人）	99%																											
アーカイブズ研修Ⅲ	33人	99%																											
名称	受講者数	満足度（「満足」・「ほぼ満足」）																											
公文書管理研修Ⅰ（行政機関向け）全2回※	合計 1,478人（オンライン1,326人） 各回平均739人	97%																											
公文書管理研修Ⅰ（独法等向け）全2回※	合計 1,214人（オンライン1,142人） 各回平均607人	97%																											
公文書管理研修Ⅱ 全2回※	合計 1,815人（オンライン1,697人） 各回平均907人	97%																											

<p>ii) 「行政文書管理のデジタル化への対応、行政文書の管理に関するガイドライン」(平成23年4月1日内閣総理大臣決定)の全面見直し、令和3年度公文書監察の結果等を踏まえ、内閣府と連携し、各府省 CRO 室を中心とした各府省の公文書管理の強化が図られるよう、令和5年度における研修内容の拡充を検討すること。</p>	<p>ii) 行政文書管理のデジタル化への対応、「行政文書の管理に関するガイドライン」(平成23年4月1日内閣総理大臣決定)の全面見直し、令和3年度公文書監察の結果等を踏まえ、内閣府と連携し、各府省 CRO 室を中心とした各府省の公文書管理の強化が図られるよう、令和5年度における研修内容の拡充を検討すること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>各府省 CRO 室強化のため、内閣府、国立公文書館、各府省 CRO 室による実務者会合の開催に向けて内閣府に協力するとともに(令和4年度は3回開催)、引き続き、政府の方針である行政文書の電子的管理への移行を重点的に取り扱うこととした。また、基幹統計調査の文書管理に関する点検結果を踏まえた公文書管理の適正確保のための取組の強化(令和4年7月28日内閣府大臣官房公文書管理課)を踏まえ、公文書管理研修の内容を実務的に強化することに取り組み、随時教材の見直しを進めた。見直しの結果、先行実施が可能なものについては令和4年度下半期の公文書管理研修から実施し、それ以外については令和5年度の公文書管理研修から実施することとした。</li> </ul>	<p>の十分な連携・調整を図った。この他にも、認証アーキビストに係る情報発信を積極的に実施した。</p> <p>以上、所期の目標を達成していると認められることから、Bと評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>引き続き、国、地方公共団体等における文書の保存利用機関の職員並びに行政機関及び独立行政法人等の職員への研修に努める。また、効果的なアーキビスト認証の実施に取り組む。</p>	<p>り、累計281名の認証アーキビストが誕生している。</p> <p>認証アーキビストの定着に資する取組の参考とするため、認証アーキビストを対象とした実態調査や意見交換を実施し、調査結果をアーキビスト認証委員会で報告するなど専門性を確立して人材を確保するための取組を適切に行っている。</p> <p>アーキビスト認証の拡充にあたっては、アーキビスト養成に取り組む機関に調査及び意見交換を実施し、認証アーキビストの一要件である専門的知識・技能等を有した者を「准アーキビスト」として公的に認める骨子を決定した。</p> <p>以上を総合的に評価し、評定をBとする。</p>
<p>iii) 国、独立行政法人等及び地方公共団体その他外部の機関において行われる研修会等に対し、講師派遣等の支援を行うこと。</p>	<p>iii) 国、独立行政法人等及び地方公共団体その他外部の機関において行われる研修会等に対し、講師派遣等の支援を行うこと。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体その他外部の機関において行われる研修会等に対して、館職員を講師等として派遣するとともに、歴史公文書等の移管の趣旨の徹底を図るため、行政機関及び独立行政法人等が実施する研修において職員が講義を行った。この結果、65件の講師等の派遣を実施した(講師等の派遣26件、地方公共団体が設置する委員会・審議会等への職員派遣39件 ※地方公共団体が設置する委員会・審議会等への派遣については、項目別評定調書「1-1-8 地方公共団体、関係機関との連携協力」を参照)。</li> <li>高等教育機関と連携した人材育成に係る取組として、従前から継続している学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻に加え、新たに東北大学大学院文学研究科認証アーキビスト養成コースの講義へ職員を講師として派遣した。また、高等教育機関からの実習受入れを実施した(8月22日～9月2日、2機関3人)。</li> </ul>		<p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>質が高く、満足度の高い研修の実施のため、研修対象機関のニーズを踏まえ、随時研修内容の見直しを行うこと。アーキビスト認証の実施について、関係機関の理解促進を図るとともに、認証アーキビストの拡充にあたって普及啓発活動を行うこと。</p>
<p>iv) 公文書管理における専門職員養成に係る強化方策として、国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職を確立するとともに、そ</p>	<p>iv) 公文書管理における専門職員養成に係る強化方策として、国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職を確立するとともに、そ</p>		<p>○アーキビスト認証の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>昨年度までの実施結果を踏まえ、認証アーキビスト審査規則及び認証アーキビスト審査細則の改正、「令和4年度 認証アーキビスト申請の手引き」の策定を行い、6月8日に令和4年度認証アーキビストの申請に係る手続を公表した。</li> <li>アーキビスト認証委員会第14回(5月25日)～第18回(令和5年3月9日)を開催した。第16、17回は認証アーキビストの審査を行った。委員会での配布資料と議事の記録については館HPで公表した。</li> <li>認証アーキビストの要件である知識・技能等に係る高等教育機関の科目として、新たに昭和女子大学大学院生活機構研究科生活文化研究専攻アーキ</li> </ul>	<p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>目標の達成状況を把握するために必要な調査を実施すること。</p>	

<p>の信頼性及び専門性を確保するため、アーキビストの認証に係る審査及び手続を適切に実施すること。また、アーキビスト認証の拡充に向け、内閣府や関係機関と連携し、検討を行うこと。さらに、同認証について国の機関、地方公共団体等における文書の保存・利用機関等への普及啓発を図ること。</p> <p><b>【重要度：高】</b> また、アーキビストの認証は公文書管理の専門的知識を持つ人材を確保し、国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理に資するための重要な取組である。</p> <p><b>【指標】</b> ・アーキビスト認証に関する説明会（オンライン形式を含む）の開催回数：5回以上 ・参考指標：認証アーキビストの申請者数及び認証者数（令和2年度の実績：248名、190名、令和3年度の実績：81名、57名）</p>	<p>の信頼性及び専門性を確保するため、アーキビストの認証に係る審査及び手続を適切に実施する。また、アーキビスト認証の拡充に向け、内閣府や関係機関と連携し、検討を行う。さらに、同認証について国の機関、地方公共団体等における文書の保存・利用機関等への普及啓発を図る。</p> <p>数値目標：アーキビスト認証に関する説明会（オンライン形式を含む）の開催回数 5回以上実施 ・参考指標：認証アーキビストの申請者数及び認証者数（令和2年度の実績：248名、190名、令和3年度の実績：81名、57名）</p>		<p>ビスト養成プログラム、東北大学大学院文学研究科認証アーキビスト養成コースを追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本年度の認証アーキビストの申請は、9月1日より受付を開始し（9月30日まで）、50名の申請があった。なお、引き続き、申請者の利便性を高めるため郵送及び電子メールでの申請受付を行った。</li> <li>・認証アーキビストの審査では、認証委員会において認証に当たっての審査を厳格かつ慎重に行うため、委員会開催前に委員へ申請書を送付し担当から委員への十分な説明等を行った上で委員が事前審査を実施した。11月30日に認証委員会から当館館長へ審査結果の報告を行い、12月9日に申請者に対して審査結果を通知した。</li> <li>・12月23日に「令和4年度アーキビスト認証の実施について」を公表した上で、令和5年1月1日付けで34名を認証した。これにより、昨年度までと合計して281名の認証アーキビストが誕生した。</li> <li>・令和5年1月11日付けで「認証アーキビスト名簿」の更新を行い、認証アーキビストの現在の所属名等を館HPで公表することで、認証アーキビストの活用を促すよう努めた。</li> <li>・認証アーキビストの定着に資する取組の参考とするため、アーキビスト認証委員会委員の意見を踏まえ認証アーキビストを対象とした実態調査を実施した。また、調査結果については第15回認証委員会において報告するとともに、認証アーキビストに対しても9月10日に調査結果の報告会を開催し、参加者同士の意見交換も実施した。さらに、全国の公文書館をはじめとするアーカイブズ機関に現状認識と今後の参考とするよう促すこととし、調査結果は9月12日に館ホームページ等で公表した。これに対して、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会から、10月27日に開催された大会において報告の依頼があり、館職員が「認証アーキビスト実態調査結果について」と題した報告を行った。</li> </ul> <p>○アーキビスト認証の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アーキビスト養成に取り組む高等教育機関及び研修機関（8機関）に対し、「准アーキビスト」（仮称）素案への意見及びアーキビスト養成に係る科目の設置状況についての調査を実施した。また、この調査結果を基に、7月22日に上記8機関との意見交換を実施した。</li> <li>・上記調査及び意見交換の結果を踏まえ、第15回アーキビスト認証委員会（9月8日）において、認証アーキビストの一要件である専門的知識・技能等を有した者を「准アーキビスト（仮称）」として公的に認める仕組みとすることとし、その骨子案策定に向けた議論を行った。</li> <li>・第17回アーキビスト認証委員会（11月30日）において名称を「准認証アーキビスト」とすることとし、具体化を進める上での前提となる方針として「准認証アーキビスト骨子案」の審議を行った。</li> <li>・続いて同骨子案に対して、関係機関からの意見を募るため、アーキビスト養成に取り組む高等教育機関及び研修機関向け説明会（12月16日、11</li> </ul>		
--	---	--	--	--	--



機関)、全国公文書館長会議参加機関向け説明会（1月20日、46機関）、第20回アーカイブズ関係機関協議会（2月6日）、日本歴史学協会国立公文書館特別委員会との懇談会（2月28日）において説明を実施した。

- ・上記の関係機関からの意見を踏まえ、第18回アーキビスト認証委員会において同骨子案について検討し、その結果を踏まえて3月30日に「准認証アーキビスト」骨子を決定した。

○アーキビスト認証に係る関係機関等への普及啓発

- ・国の機関、地方公共団体、高等教育機関及び文書の保存・利用機関等への普及啓発を図るため、下表のとおり、アーキビスト認証に関する説明会（オンライン形式を含む。）を13回実施した。
- ・これにより、数値目標「アーキビスト認証に関する説明会（オンライン形式を含む。）の開催回数：5回以上」を達成した。

（表）アーキビスト認証に関する説明会等

No.	対象	実施日	参加人数	備考
1	中央大学	5月27日(金)	3名	オンライン開催
2	全国公文書館長会議 参加機関	6月10日(金)	153名	
3	筑波大学	6月24日(金)	1名	
4	日本歴史学協会	6月25日(土)	188名	オンライン開催
5	全国歴史資料保存利 用機関連絡協議会近 畿部会	6月26日(日)	30名	
6	昭和女子大学	7月22日(金)	61名	
7	全国歴史資料保存利 用機関連絡協議会	10月27日(木)	245名	オンライン開催
8	高等教育機関等	12月16日(金)	15名	オンライン開催
9	特別区協議会・東京都 公文書館共催セミナー	1月12日(木)	58名	ハイブリッド開催
10	全国公文書館長会議 参加機関	1月20日(金)	60名	オンライン開催
11	香川県立文書館公文 書管理セミナー	1月24日(火)	27名	
12	アーカイブズ関係機 関協議会	2月6日(月)	13名	
13	日本歴史学協会	2月28日(火)	7名	



			<ul style="list-style-type: none"> <li>・アーキビスト認証申請者向け申請手続説明の録画映像「認証アーキビストへの申請①」(目的・仕組み)、「認証アーキビストへの申請②」(認証要件・申請手続き)を作成し、6月17日(金)より9月30日(金)まで館YouTubeチャンネルにて公開した(9月30日時点の視聴数:①311回、②198回)。</li> <li>・内閣府主催「公文書管理フォーラム(第3回)」(令和4年9月29日)において、地方公共団体の職員向けにアーキビスト認証の取組及び認証アーキビストの認証状況について報告し、周知を図った。</li> <li>・依頼原稿として、下記の雑誌に原稿を掲載した。 「アーキビスト認証の開始と令和2・3年度の実施結果について」『日本歴史学協会年報』(第37号、令和4年3月31日付け) 「国立公文書館とアーキビスト認証―記録を守る、未来に活かす。―のために」『季報 情報公開・個人情報保護』(第86号、令和4年9月) 「認証アーキビスト実態調査結果について」『全国歴史資料保存利用機関連絡協議会会報』(第113号、令和5年3月)</li> <li>・アーキビスト認証に係る情報発信のため、情報誌「アーカイブズ」第84号において、館職員による2本の記事及び関係者による4本の論考を掲載し、第84～87号においては「認証アーキビストだより」のコーナーを設け、館職員の認証アーキビストが記事を執筆した。また、広報誌「国立公文書館ニュース」第30～33号に「アーキビストに聞く―認証アーキビストに仕事の醍醐味などをインタビュー」のコーナーを設け、館の職員を含む4名の認証アーキビストのインタビュー記事を掲載するなど情報発信に努めた。</li> <li>・上記のほか、12月3日(土)に東北大学において、東北大学文学部創立100周年、東北大学史料館設置60周年記念事業の一環として、「認証アーキビスト養成コース開設記念シンポジウム―アーカイブズ専門職拡充と大学の役割―」が高埜利彦学習院大学名誉教授(アーキビスト認証委員会委員長)、アーキビストの養成に取り組む5つの高等教育機関(学習院大学、大阪大学、島根大学、昭和女子大学、東北大学)の関係者などが一堂に会して開催され、鎌田薫館長が出席し、祝辞を述べた。</li> <li>・「認証アーキビストが一堂に会する会2023」(認証アーキビスト有志の主催による会合)が2月23日に開催され(参加人数:52名)、館職員が「アーキビスト認証について―目的、経緯、今後の展開など―」と題して報告するなどの支援を行った。</li> </ul>	
--	--	--	---	--

4. その他参考情報
・特になし

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 セグメント別評価調書兼項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2-1	アジア歴史資料センターにおける事業の推進		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	「アジア歴史資料整備事業の推進について」（平成 11 年 11 月 30 日閣議決定） 「20 世紀を振り返り 21 世紀の世界秩序と日本の役割を構想するための有識者懇談会」報告書（平成 27 年 8 月 6 日）
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】アジア歴史資料整備事業において、アジア歴史資料データベースにおいて公開するアジア歴史資料の範囲を戦後期まで拡大することは、我が国が取るべき施策を実現するための事業として重要である。		関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
データベース検索のページビュー数							
（目標値）	令和 4 年度から目標値を設定	—	—	—	—	—	540 万ページビュー以上
（実績値）	—	—	—	—	—	—	5,334,396 ページビュー
（達成度）	—	—	—	—	—	—	99.0%
受入れから 1 年以内公開達成率	100%	—	100%	100%	100%	100%	100%
公開画像数							
（実績値）	—	—	約 44 万	約 37 万	約 37 万	約 45 万	約 40 万
（達成度）	—	—	100%	100%	100%	100%	100%
（累計）	—	—	約 3,131 万	約 3,168 万	約 3,205 万	約 3,250 万	約 3,290 万
公開データの解読補正作業							
（目標値）	各年度目標値を設定	—	2,000 件以上	2,000 件以上	2,000 件以上	2,000 件以上	2,000 件以上
（実績値）	—	—	2,106 件	2,138 件	2,008 件	2,003 件	2,192 件
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		
予算額（千円）	268,791	258,345	257,649	256,540	248,717		
決算額（千円）	130,419	127,649	121,779	124,825	117,786		
経常費用（千円）	176,362	175,389	161,699	176,935	174,209		
経常利益（千円）	351	92,655	83,118	77,298	76,655		
行政サービス実施コスト（千円）	159,531	—	—	—	—		
行政コスト（千円）	—	183,065	161,699	176,935	174,276		
従事人員数	56 の内数	61 の内数	65 の内数	68 の内数	70 の内数		

(達成度)	—	—	105%	107%	100%	100%	110%						
-------	---	---	------	------	------	------	------	--	--	--	--	--	--

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	B
<p>アジア歴史資料センターの業務については、「アジア歴史資料整備事業の推進について」(平成11年11月30日閣議決定)に基づき、引き続き、我が国とアジア近隣諸国等との間の歴史に関し我が国が保管する資料につき、国民一般及び関係諸国民の利用を容易にするとともに、これら諸国との相互理解の促進に資するものとなるよう適切に推進すること。</p>	<p>アジア歴史資料センターの業務については、「アジア歴史資料整備事業の推進について」(平成11年11月30日閣議決定)に基づき、引き続き、我が国とアジア近隣諸国等との間の歴史に関し我が国が保管する資料につき、国民一般及び関係諸国民の利用を容易にするとともに、これら諸国との相互理解の促進に資するものとなるよう適切に推進する。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>データベース検索のページビュー数 540万ページビュー以上</li> <li>受入れから1年以内公開達成率</li> <li>公開データの解読補正作業</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページ上のコンテンツの新規公開又は更新</li> <li>国内外の学会、教育・研究機関における広報活動</li> <li>戦後資料の受入れに向けた取組状況</li> <li>国立公文書館アジア歴史資料センター諮問委員会開催状況</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>国民一般及び関係</p>	<p>「アジア歴史資料整備事業の推進について」(平成11年11月30日閣議決定)並びに令和4年度目標及び事業計画に基づき、我が国とアジア近隣諸国等との間の歴史に関し我が国が保管する資料について、公開の拡充及び利活用促進のため、主として以下の業務を実施した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>「データベース構築関連と利便性の向上」については、アジア歴史資料センターの業務の根幹であるデータベースの構築において、数値目標である受入れから1年以内公開達成率100%を達成するとともに、公開データの解読補正作業件数に大幅に上乗せして達成することができた(数値目標比約110%)。</p> <p>また、データベース検索利用にかかるページビュー数は約533万件で、540万ページビューをほぼ達成した。一方で、アジア歴として初となる海外機関(南京大学)向けのオンライン講座を実施し、アジア歴のデータベース検索、活用方法等を大学院生、学部学生約50人にレクチャーし、好評を得た。このオンライン講座で、これまで困難だった海外の学生に直接アジア歴データベースの利用について働きかけ、検索数の増加につなげた。これを契機として、令和5年度には、南京大学、米ハーバード大学、アジア歴の3機関によるワークショップが開催されることになり、更なる利用者拡大につなげられることになった。</p> <p>また、アジア歴が過去に展開したインターネット特別展のうち、インターネットエクスプローラー及びフラッシュプレイヤーのサポートが終了したため閲覧ができなくなった4件について、最新のブラウザに対応するよう修正し、閲覧できるようにした。これらの特別展では、閲覧した利用者が、各コンテンツにおいて容易にアジア歴データベースにアクセスして関連資料が検索できるようにレイアウトしており、検索数増加につなげる取組を推進した。</p> <p>「資料提供機能の拡充と情報発信」については、今後の資料公開について、外務省公文書管理室及び外交史料館と協議、調整を重ね、1972年以降の外交資料を令和5年度中に公開することとなった。</p> <p>令和2年度アジア歴開設20周年記念シンポジウム及び記念誌において把握した課題を含め、今後10年間のアジア歴のミッション及び方向性を盛り込んだ将来構想「アジア歴 Vision2030(仮)」について議論を行った。</p> <p>以上、重要度：高とされた、「戦後期まで範囲を拡大したアジア</p>	<p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>数値目標について、アジア歴史資料センター(以下「アジア歴」とする。)のデータベース検索利用にかかるページビュー数は約533万ページビューとわずかに目標に達しなかった。一方で、受入れから1年以内に約40万件の画像を公開し、公開データの解読補正作業を2,192件行うなど、2つの指標についてはいずれも目標を達成した。</p> <p>利活用拡大に資する広報活動等の展開として、多言語化した広報リーフレットのHPでの公開、初となる海外機関(南京大学)向けのオンライン講座(アジア歴・歴史研究会)の実施、国内の大学への講師の派遣など国内外に向けて広報活動を行い、アジア歴データベースの利用を働きかけている。</p> <p>また、アジア歴オンラインセミナーの定期的な実施、関係機関とのリンクによりデジタルアーカイブのコンテンツの充実を図っていることは、多様な利用者に対し、ニーズを反映した情報提供を行っているとして評価できる。</p> <p>さらに、データベース検索の利便性の向上に資する取組として、ウェブコンテンツの修正や</p>	
<p>i) 上記の考え方に基づき、引き続きデータベース構築作業等の業務の効率化に努めつつ、戦後期資料も含め、国内外の多様な利用者のニーズをよりよく反映した情報の提供を行い、利用者層の拡大を図ること。</p> <p>また、データベ</p>	<p>i) 上記の考え方に基づき、引き続きデータベース構築作業等の業務の効率化に努めつつ、戦後期資料も含め、国内外の多様な利用者のニーズをよりよく反映した情報の提供を行い、利用者層の拡大を図る。</p> <p>また、データベ</p>	<p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページ上のコンテンツの新規公開又は更新</li> <li>国内外の学会、教育・研究機関における広報活動</li> <li>戦後資料の受入れに向けた取組状況</li> <li>国立公文書館アジア歴史資料センター諮問委員会開催状況</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>国民一般及び関係</p>	<p>データベース構築関連と利便性の向上</p> <p>国内外の様々な利用者のニーズをよりよく反映した情報の提供を行うとともに、外部の意見を聴取しつつ、データベースの利用に係る利便性の向上に努め、利用者層の拡大を図った。データベース検索利用に係るページビュー数は、令和4年度は5,334,396件(数値目標比約99%)であった。</p> <p>ウェブコンテンツの修正</p> <p>インターネットエクスプローラーとフラッシュプレイヤーのサポートが終了したことに伴い、それらで閲覧することを前提に作られた4つの「インターネット特別展」(「知っていましたか?近代日本のこんな歴史」「知ってなるほど 明治・大正・昭和初期の生活と文化」「日露戦争展II」「条約と御署</p>	<p>「資料提供機能の拡充と情報発信」については、今後の資料公開について、外務省公文書管理室及び外交史料館と協議、調整を重ね、1972年以降の外交資料を令和5年度中に公開することとなった。</p> <p>令和2年度アジア歴開設20周年記念シンポジウム及び記念誌において把握した課題を含め、今後10年間のアジア歴のミッション及び方向性を盛り込んだ将来構想「アジア歴 Vision2030(仮)」について議論を行った。</p> <p>以上、重要度：高とされた、「戦後期まで範囲を拡大したアジア</p>	<p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>数値目標について、アジア歴史資料センター(以下「アジア歴」とする。)のデータベース検索利用にかかるページビュー数は約533万ページビューとわずかに目標に達しなかった。一方で、受入れから1年以内に約40万件の画像を公開し、公開データの解読補正作業を2,192件行うなど、2つの指標についてはいずれも目標を達成した。</p> <p>利活用拡大に資する広報活動等の展開として、多言語化した広報リーフレットのHPでの公開、初となる海外機関(南京大学)向けのオンライン講座(アジア歴・歴史研究会)の実施、国内の大学への講師の派遣など国内外に向けて広報活動を行い、アジア歴データベースの利用を働きかけている。</p> <p>また、アジア歴オンラインセミナーの定期的な実施、関係機関とのリンクによりデジタルアーカイブのコンテンツの充実を図っていることは、多様な利用者に対し、ニーズを反映した情報提供を行っているとして評価できる。</p> <p>さらに、データベース検索の利便性の向上に資する取組として、ウェブコンテンツの修正や</p>	

<p>スの利用に係る利便性の向上のため、外部の意見を聴取した上で、その結果を可能なものから反映させること。</p> <p><b>【重要度：高】</b> アジア歴史資料整備事業において、アジア歴史資料データベースにおいて公開するアジア歴史資料の範囲を戦後期まで拡大することは、我が国が取るべき施策を実現するための事業として重要である。</p> <p><b>【指標】</b> ・データベース検索のページビュー数：540万ページビュー以上 ・受入れから1年以内公開達成率(戦後期資料に関する画像を含む)：100% ・公開データの解説補正作業：2,000件以上</p>	<p>ースの利用に係る利便性の向上のため、外部の意見を聴取した上で、その結果を可能なものから反映させる。</p> <p>数値目標：データベース検索のページビュー数 540万ページビュー以上 受入れから1年以内公開達成率(戦後期資料に関する画像を含む。) 100% 公開データの解説補正作業 2,000件以上実施</p>	<p>諸国民の利用を容易にし、相互理解の促進に資するとともに、利用者の拡充が適切に図られているか。</p>	<p>名原本に見る近代日本史)について、最新のブラウザに対応するよう技術的な修正を行い、適切に閲覧できるようになった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧コンテンツの情報追加 学習指導要領改訂やアクティブラーニング、学び直しへの関心の高まりを受けて、教育用コンテンツ「アジア歴史ラーニング」内容をさらに充実させるべく、追加項目の洗い出しを行った。</li> <li>・令和3年度中に3機関(国立公文書館、外務省外交史料館、防衛省防衛研究所)から提供を受けた資料約20,000件の確認作業を行い、提供画像数計約40万画像の公開に向けた作業を、令和4年度末までに完了し、全て公開した。新規公開の結果、令和4年度末日現在の公開資料は約219万件、公開画像数は約3,290万画像となった。</li> <li>・平成29年度から本格的に公開を開始した戦後資料について、令和4年度は、国立公文書館及び外務省外交史料館から提供された資料(提供画像数約36万画像)を全て公開した。</li> <li>・公開データの精度向上及びデータベースの信頼性向上のため、既公開目録データの解説補正作業(遡及点検)を行った。具体的には、公開データの件名表題、作成者名称、組織歴、履歴、内容に頻出する誤記・誤読事例を抽出することにより、計2,192件の目録データ修正を行った。</li> <li>・既に公開している目録データを現在のシステムの仕様に合わせ、検索精度を向上させるため、外部委託により情報追加業務(約5,100件)を行った。</li> <li>・外部有識者の意見聴取 アジア歴史資料センター諮問委員会を3回(令和4年6月23日、10月13日及び令和5年3月2日)開催した。)アジ歴開設20年を契機に、今後10年間の方向性を打ち出すため、アジ歴の将来構想「アジ歴Vision2030(仮)」について議論を行い、令和5年6月に諮問委員会の提言として出される予定。</li> <li>・アジア歴史資料センターデータ検証委員会を3回(令和4年5月16日、令和4年9月26日及び令和5年2月13日)開催し、歴史用語に関する日英対訳集の作成作業の監修を行った。</li> </ul>	<p>ア歴史資料をアジア歴史資料データベースにおいて公開するため」の作業を適切かつ効率的に行いつつ、データベースの利用に係る利便性の向上に努めるなどの取組を適切に実施した上で、1972年以降の外交資料の公開に向けた調整を行うなど、新たな取組を実施したことにより総合的に所期の目標を達成したと認められることから、Bと評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; データベースの拡充及び国内外の利用者のニーズをよりよく反映した情報の提供、コロナ渦に対応した広報活動の実施に努める。また、データベースの利用に係る利便性の向上に引き続き取り組む。</p>	<p>旧コンテンツの情報追加を行い、検索数増加につなげようと努めている。</p> <p>データベースのコンテンツの充実にあたっては、外務省と連携し、1972年以降の外交史料の公開に向けて協議を重ねるなど資料提供機能の拡充も行っている。</p> <p>以上より、多角的な情報発信と効果的な広報活動を展開し、今後のアジア歴史資料の利活用拡大につながる業務改善に資する取組を実施していることを総合的に評価し、評定をBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 引き続き、国内外の多様な利用者のニーズを反映した情報の提供、広報活動・調査等を行い、利用者層の拡大等を図るとともにデータベース利用に係る利便性の向上に取り組む。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし。</p>
<p>ii) 関係機関とのリンクによる資料提供機能の拡充を図るとともに、コンテ</p>	<p>ii) 関係機関とのリンクによる資料提供機能の拡充を図るとともに、コ</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・アジ歴オンラインセミナーの実施 新型コロナウイルス感染症の影響により、国内外の対面での広報の機会がほとんどなくなってしまった一方、オンラインのセミナーに対する関心は高まっていることを踏まえ、ア</li> </ul>		

<p>コンテンツの充実を図るほか、アジア歴史資料に係る多角的な情報発信と連携した効果的な広報を展開し、そのプレゼンスを高めること。</p>	<p>コンテンツの充実を図るほか、アジア歴史資料に係る多角的な情報発信と連携した効果的な広報を展開し、そのプレゼンスを高める。</p>		<p>ジ歴は、国立公文書館初の試みとして、令和4年2月7日に一般向けのオンライン形式の公開セミナーを開催してから、定期的実施し、令和4年度中には計3回実施した。セミナーの動画はアジ歴のYoutubeチャンネルでも公開した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンテンツの充実（公開史料の対象時期の延伸） <p>1972年以降の外交史料で外務省がすでに公開している「外交記録公開」の史料について、アジ歴のデジタルアーカイブで掲載していく方針を踏まえ、アジ歴と外交史料館で調整を重ねた結果、初回としては「中曽根総理米国訪問」、「海部総理米国・カナダ・メキシコ訪問」史料を掲載する運びとなった。令和5年度中に実現する予定。</p> </li> <li>・リンク提携 <p>既存の9つのリンク提携機関とは密に連携を行った。新規の提携先の開拓については、公益財団法人「新聞通信調査会」とリンク提携MOUを締結した。これにより、アジ歴とのリンク提携機関は10機関となった。</p> </li> <li>・広報活動の展開 <ol style="list-style-type: none"> <li>① アジ歴広報リーフレットの公開 <p>アジ歴の概要やウェブサイトの構成などについて紹介したリーフレットを作成し、必要に応じてユーザーに配布してきたが、コロナ禍で対面配布の機会が減少していることを踏まえ、日、英、中、韓4か国語版のリーフレットをウェブサイトで公開した。</p> <p>また、紙版の英語版リーフレットについて、関係機関からの要望があり予定より早いペースで配布が進んだため、増刷を行った。これにより、印刷物の配布要望に切れ目なく対応することができた。</p> </li> <li>② ニュースレター <p>ニュースレターを3回発行（令和4年8月31日、令和4年12月28日、及び令和5年3月31日）した（登録者数:1,730）。ニュースレターはバックナンバーを含め、ホームページ上で全て公開して過去の記事も閲覧できるようにしている。特に、ユーザーの裾野を広げるべく、アジ歴の多様な利活用を紹介するため、アジ歴資料を用いて絵画制作に取り組む画家のインタビュー企画を行い、ニュースレター38号の特集として掲載したところ、読者の大きな反響を呼んだ。</p> </li> <li>③ アジ歴・歴史研究会の開催 <p>ほぼ毎月1回の頻度で、オンライン形式で「アジ歴・歴史研究会」を実施している。本研究会はアジ歴職員が個人として行っている研究活動の成果や現状を、アジ歴内で共有し、職員の相互研鑽や、プレゼンテーション能力の向上のため始</p> </li> </ol> </li> </ul>		
---	---	--	---	--	--

			<p>めたもので、参加者は当初アジ歴職員に限定していたが、徐々に外部にも拡げている。これまで、20周年シンポジウムに招いた東アジアの有識者及びアジ歴諮問委員会やデータ検証委員会の委員の参加を得ている。東アジア地域の歴史研究者やユーザーとの交流や対話を活性化させるきっかけになった。</p> <p>④ 海外機関向けオンライン講座の実施 アジ歴として初となる海外機関（南京大学）向けのオンライン講座を実施し、過去最多となる50人以上の参加者を得た。先方からは、オンライン講座を契機とし、今後もアジ歴との交流を継続していきたい要望が出された。</p> <p>⑤ 教育・研究機関における広報活動 東京大学（令和4年8月31日）、東京都立大学（令和5年1月27日）への講師派遣を実施し、好評を得た。</p>	
--	--	--	--	--

4. その他参考情報

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビ ュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費及び事業費 総額								削減額・削減率はいずれも決算ベースである。
削減額 (百万円)	—	—	△27	△27	△26	△26	△26	
削減率 (%削減) (目標値)	令和元年度目標 値を設定	—	前年度比 2%以上 削減	前年度比 2%以上 削減	—	—	—	
(実績値)	—	—	△2.1	△2.1	△2.1	△2.1	△2.1	
競争性のない随意契約 件数	—	—	5 件	3 件	5 件	5 件	7 件	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評定	B
(1) 公文書管理法に基づき、館に求められる役割や業務に適切かつ効率的に対応するとともに、外部委託や賃金職員の活用等による事務事業の効率化、合理化について、不断の見直し、改善を進めること。	(1) 館に求められる役割や業務に適切かつ効率的に対応するとともに、外部委託や賃金職員の活用等による事務事業の効率化、合理化について、不断の見直し、改善を進める。	<主な定量的指標> ・なし  <その他の指標> ・効率化、合理化による見直し ・競争性のない随意契約件数 ・決算額における一般管理費（人件費を除く。）及び事業費の総額の削減額・削減率 ・人事院勧告等を踏まえた給与の見直し ・業務・システム最適化計画への対応状況	<主要な業務実績> ・経費の低減及び一般競争入札への参加促進を目的とし、複数年契約を実施（7 件）し、経費の低減を図った。  ・一般管理費（人件費を除く。）及び事業費の総額は、対前年度比 2.1%の減となった。	<評定と根拠> 評定：B 業務運営の効率化については、従来単年度契約を行っていた案件について、複数年契約に移行を行う等の取組により、一般管理費（人件費を除く。）及び事業費の総額は、対前年度比 2.1%の減となった。 また、「調達等合理化計画」に基づき、一般競争入札等を実施し、真に競争性が確保されているか、契約監視委員会を開催して、点検・検証した。 情報セキュリティ対策の推進については、セキュリティポリシーに基づき、「情報セキュリティ対策を総合的に推進するための計画（令和 4 年度）」を策定し、情報セキュリティ対策を進めた。さらに、NISC のマネジメント監査等の指摘事項に対応するとともに、全ての役職員を対象に情報セキュリティ研修及び自己診断テストを行い、適切に対応した。 国立公文書館 LAN システムについて、セキュリティの強化を	評定 B  <評定に至った理由> 従来単年度契約を行っていた案件を複数年契約に移行する取組を行うとともに、引き続き業務運営の効率化、経費削減、契約の適正化に取り組んでおり、一般管理費及び事業費の総額について、前年度比 2%以上を削減していることは評価できる。 「令和 4 年度独立行政法人国立公文書館調達等合理化計画」（令和 4 年 6 月 23 日）に基づき、一般競争入札等を実施し、契約監視委員会の開催によ	

<p>(新規に追加されたものを除く。)について、前年度比2%以上を削減すること。</p>	<p>に追加されたものを除く。)について、前年度比2%以上を削減する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティ対策の推進状況</li> <li>・国立公文書館 LAN システムの運用状況と効率化の実施状況</li> <li>・次期 LAN システムの構築等の状況</li> <li>・PMO の設置等の体制整備状況、情報システムの投資対効果の精査を踏まえた整備状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国家公務員の給与法改正に合わせ、独立行政法人国立公文書館職員給与規程等の改正を行った。</li> </ul>	<p>図りつつ安定的な運用を行ったほか、次期国立公文書館 LAN システムの設計構築、次期インターネット接続サービス設計構築等を実施した。</p> <p>館の情報システムの整備及び管理運営に関する中核業務の実施のため、総務課デジタル推進室を設置したほか、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」に基づき、館の PMO 体制を整備した。</p> <p>以上、所期の目標を達成していると思われることから、Bと評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>引き続き、効率化、合理化の視点を入れ、無駄がないか徹底的な見直しを行う。</p>	<p>り点検・検証を行うなど、契約の適正化の推進が図られている。</p> <p>情報セキュリティ対策については、内閣サイバーセキュリティセンター (NISC) によるマネジメント監査の指摘事項に対し、改善計画を策定して対応するとともに、すべての役職員を対象に情報セキュリティ研修を行うなど適切に取り組んでいる。また、館のセキュリティ管理や PMO 体制の整備、電子公文書等の長期保存システムの検討などデジタル関係業務に対応するデジタル人材の育成のため、セキュリティ研修等に積極的に参加している。</p> <p>また、次期国立公文書館 LAN システムの整備について、館に総務課デジタル推進室を設置し、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」</p>
<p>(3) 給与水準について、国家公務員の給与水準も十分考慮し、引き続き適正な水準を確保する。</p>	<p>(3) 給与水準について、国家公務員の給与水準も十分考慮し、引き続き適正な水準を確保する。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>効率的・合理的な業務運営、経費削減等が行われているか。次期 LAN システムの構築が確実に実施されているか。PMO の設置等の体制整備等が実施されているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「調達等合理化計画」に基づき、重点的に取り組む分野として、少額随意契約のうち物品の購入及び印刷製本についてオープンカウンター方式での調達を引き続き行い、経費の削減を図った (令和4年度においては22件実施)。</li> <li>・競争性確保の観点から、入札説明書 (仕様書含む) の電子媒体による交付を引き続き行い、業者の参入を促した。</li> <li>・競争性のない随意契約の件数は、令和3年度5件に対して、令和4年度は7件となった。また、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募の件数は、令和3年度12件に対して、令和4年度は7件となった。</li> <li>・令和4年6月に令和3年度調達に係る契約監視委員会を開催し、契約案件についての館からの詳細説明、委員による評価が行われた。</li> <li>・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進めることとされている。令和4年度においては調達件数が少なく、その規模も小さいことから、現在のところ共同調達の実施には至っていない。引き続き、共同調達の可能性について検討を行う。</li> </ul>	<p>以上、所期の目標を達成していると思われることから、Bと評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>引き続き、効率化、合理化の視点を入れ、無駄がないか徹底的な見直しを行う。</p>	<p>また、次期国立公文書館 LAN システムの整備について、館に総務課デジタル推進室を設置し、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」</p> <p>(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に基づき、PMO による管理運営体制を整備した。このことにより、新たなシステムへの移行にあたり設計業務の進捗状況を適切に管理し、計画通りに業務が完了したことを確認しており、セキュリティの強化を図りながら継続的に安定的な運用を行うことができている。</p> <p>以上を踏まえ、年度目標における所期の目標を達成していることから評価をBとする。</p>
<p>(4) 公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、館が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底し、一般競争入札等 (競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)についても真に競争性が確保されているか点検・検証することにより、契約の適正化を推進すること。</p>	<p>(4) 公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、館が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底し、一般競争入札等 (競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)についても真に競争性が確保されているか点検・検証することにより、契約の適正化を推進する。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>効率的・合理的な業務運営、経費削減等が行われているか。次期 LAN システムの構築が確実に実施されているか。PMO の設置等の体制整備等が実施されているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「調達等合理化計画」に基づき、重点的に取り組む分野として、少額随意契約のうち物品の購入及び印刷製本についてオープンカウンター方式での調達を引き続き行い、経費の削減を図った (令和4年度においては22件実施)。</li> <li>・競争性確保の観点から、入札説明書 (仕様書含む) の電子媒体による交付を引き続き行い、業者の参入を促した。</li> <li>・競争性のない随意契約の件数は、令和3年度5件に対して、令和4年度は7件となった。また、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募の件数は、令和3年度12件に対して、令和4年度は7件となった。</li> <li>・令和4年6月に令和3年度調達に係る契約監視委員会を開催し、契約案件についての館からの詳細説明、委員による評価が行われた。</li> <li>・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進めることとされている。令和4年度においては調達件数が少なく、その規模も小さいことから、現在のところ共同調達の実施には至っていない。引き続き、共同調達の可能性について検討を行う。</li> </ul>	<p>以上、所期の目標を達成していると思われることから、Bと評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>引き続き、効率化、合理化の視点を入れ、無駄がないか徹底的な見直しを行う。</p>	<p>また、次期国立公文書館 LAN システムの整備について、館に総務課デジタル推進室を設置し、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」</p> <p>(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に基づき、PMO による管理運営体制を整備した。このことにより、新たなシステムへの移行にあたり設計業務の進捗状況を適切に管理し、計画通りに業務が完了したことを確認しており、セキュリティの強化を図りながら継続的に安定的な運用を行うことができている。</p> <p>以上を踏まえ、年度目標における所期の目標を達成していることから評価をBとする。</p>



<p>(5) 政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。</p>	<p>(5) 政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成 30 年度版）に準じた「独立行政法人国立公文書館情報セキュリティポリシー」（平成 30 年 2 月 1 日館長決定。以下「セキュリティポリシー」という。）に基づき、「情報セキュリティ対策を総合的に推進するための計画（令和 4 年度）」を策定し、情報セキュリティ対策を進めた。</li> <li>・令和 3 年度内閣サイバーセキュリティセンターによるマネジメント監査の指摘事項に対する改善計画を策定の上、対応を行った。</li> <li>・館の職員全体の情報セキュリティ意識の向上を図るため、全ての職員を対象に、情報セキュリティ研修を行った（役職員向け：12/1 実施、一般職員向け：動画配信による e-ラーニングにより実施〔12/2～12/28 配信〕）。</li> <li>・また、情報セキュリティ対策の自己点検計画に基づき、全ての職員を対象に、自己点検を行い、点検結果について集計し評価を行った。</li> <li>・「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（令和 3 年度版）に基づき、セキュリティポリシー及び関係規程群の改定を行い、令和 5 年 2 月 27 日に施行した。</li> </ul>		<p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>引き続き、業務運営の効率化、合理化について、不断の見直し、改善を進めるとともに、契約の適正化に取り組む。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし。</p>
<p>(6) 国立公文書館 LAN システムの安定的な運用を行うとともに、次期システムの構築等を行い、継続的に業務環境を確保するとともに、効率化の実施等に取り組むこと。</p>	<p>(6) 国立公文書館 LAN システムの安定的な運用を行うとともに、次期システムの構築等を行い、継続的な業務環境を確保するとともに、効率化の実施等に取り組む。</p>		<p>○国立公文書館 LAN システムの運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公文書館 LAN システムにおいてソフトウェアの更新、障害対応、定期メンテナンス等を適宜行うとともに、前年度に引き続き、テレワーク環境（リモートデスクトップ、コミュニケーションツール）の運用及びヘルプデスク対応を行い、安定的な運用を行った。</li> </ul> <p>○次期国立公文書館 LAN システムの設計構築等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「国立公文書館 LAN システム設計構築及び運用保守一式」に関する調達（一般競争入札（総合評価））を行い、業務委託先を選定（7/7）し、プロジェクト計画を策定の上、これに基づき、設計構築支援業者（6/29 に業務委託先選定）と PMO の支援を得て、各工程の完了に当たっては、各工程の成果物の品質を確認の上、設計業務を完了した。</li> <li>・業務の進捗状況については、プロジェクト管理会議を実施し、設計構築業者から定期的に報告を受け、計画通りに実施されていることを、設計構築支援業者と共に、確認した（プロジェクト管理会議 18 回、個別検討会議 49 回）。</li> </ul> <p>○次期インターネット接続サービス設計構築等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「国立公文書館インターネット接続サービス等」に関する調達（一般競争入札（総合評価））を行い、業務委託先を選定（9/22）し、プロジェクト計画を策定の上、これに基づき、</li> </ul>		

			<p>設計構築支援業者とPMOの支援を得て、各工程の成果物の品質を確認の上、設計業務を完了した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の進捗状況については、プロジェクト管理会議を実施し、設計構築業者から定期的に報告を受け、計画通りに実施されていることを、設計構築支援業者と共に、確認した。(プロジェクト管理会議11回、個別検討会議10回)。</li> </ul> <p>○その他、個別システムの設計等</p> <p>LANシステム更改に合わせ、以下のとおり個別システムの対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「国立公文書館本館施設監視カメラシステム導入」業務について、業務委託先を選定(12/22)し、施工計画等を策定の上、これに基づき、導入業務を完了した。</li> <li>・「国立公文書館蔵書管理システム導入及び保守業務」について、業務委託先を選定(1/23)し、実施計画を策定の上、これに基づき、導入業務を完了した。</li> <li>・政府共通ネットワークについて、デジタル庁が示した計画に従い、次期ネットワーク(令和5年12月運用開始見込)の本館敷地内引き込み工事の実施に対応した。</li> </ul>		
<p>(7) デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、PMO(ポートフォリオ・マネジメント・オフィス)の設置等の体制整備を行うこと。また、情報システムについては、投資対効果を精査した上で整備すること。</p>	<p>(7) デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、PMO(ポートフォリオ・マネジメント・オフィス)の設置等の体制整備を行う。また、情報システムについては、投資対効果を精査した上で整備する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・館の情報システムの整備及び管理運営に関する中核業務の実施のため、総務課デジタル推進室を設置した(4/1)。</li> <li>また、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」に基づき、館のPMO体制を整備することとして、「国立公文書館ポートフォリオ・マネジメント・オフィス(PMO)の設置について」(令和4年6月30日館長決定)を策定し、7月1日より施行した。</li> <li>・「国立公文書館LANシステム設計構築及び運用保守一式」に関する調達にあたっては、その導入目的と投資対効果について、デジタル統括アドバイザーとともに、検討を実施した。</li> <li>・次期「電子公文書等の移管・保存・利用システム」の構築作業を行う担当を支援するため、PMOがプロジェクト管理会議や工程判定会議等に参加し、プロジェクトの管理運営状況、工程の進捗状況について把握・助言等を行うとともに、システム設計開発の各工程完了におけるレビューポイントにおいて、PMOがレビューを実施し、適宜の指摘を行った。</li> <li>また、設計開発状況については、四半期毎に、幹部会、役員会へ報告した。</li> <li>・次期「国立公文書館LANシステム」及び次期「国立公文書館インターネット接続サービス等」の設計構築に当たっては、各工程完了におけるレビューポイントにおいて、PMOがレビューを実施し、適宜の指摘を行った。</li> </ul>		

			<ul style="list-style-type: none"> <li>館のデジタル業務等に対応するデジタル人材の育成に向けて、デジタル関係業務に従事する者を中心に、デジタル庁が行う情報システム統一研修及びNISC主催のセキュリティ研修等に積極的に参加した。</li> </ul> <p>(主な参加実績: デジタル庁情報システム統一研修 (のべ23名)、NISC CSIRT 研修及び勉強会等 (のべ20名))</p>		
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>
--

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビ ュー	

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
事業収入（写しの交付を除く有償頒布等）	210 万円以上	—	—	—	—	—	—		
事業収入（写しの交付及び友の会収入を除く有償頒布等） （目標値）	各年度目標値を設定	—	240 万円以上	310 万円以上	400 万円以上	400 万円以上	400 万円以上		
（実績値）	—	—	1,402 万円	741 万円	76 万円	116 万円	328 万円		
事業収入（上記を含む全体額）	—	—	3,262 万円	3,149 万円	2,101 万円	2,354 万円	2,272 万円	決算ベース	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	B
(1) 「2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した年度予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。また、所蔵する公文書資料等を活用して自己収入の増に引き続き取り組むこと。  【指標】 ・事業収入（写しの交付及び友の会収入を除く有償頒布	3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙のとおり。 なお、事業収入の拡充に努める。  数値目標：事業収入（写しの交付及び友の会収入を除く有償頒布等） 400 万円以上	<主な定量的指標> ・事業収入の推移  <その他の指標> ・なし  <評価の視点> 所蔵する公文書資料等の活用により、自己収入等の増加に取り組んでいるか。	<主要な業務実績> ・事業収入（写しの交付及び友の会収入を除く有償頒布等）は、328 万円（数値目標比約 82%）となった。また、写しの交付及び友の会収入を含む事業収入の全体額は、2,272 万円となった。 ・令和 4 年度は、以下の取組により自己収入の増加を図った。 ①新たなオリジナル商品（図録「沖縄復帰 50 周年記念特別展 公文書でたどる沖縄の日本復帰」、沖縄返還協定冊子、ダブルポケットファイル重要文化財、オリジナル館「車長制服」、小風呂敷「鉄道路線図」）を企画・販売した。このうち、展示会にちなんだ商品については好評につき年度内に完売した。また、過去に販売して好評であったオリジナル商品（ダブルポケットファイル「鉄道図」、クリアファイル「鎧の着方」）をリニューアルし、事業収入の増加に努めた。 ②一般財団法人歴史民俗博物館振興会において委託販売を実施したほか、研修会場におけるオリジナルグッズの出張販売を継続して行った。さらに SNS でオリジナルグッズを紹介するなど、多様な販売機会をとらえるための取組を実施した。	<評価と根拠> 評価：B 新たなオリジナル商品の企画・販売のほか、他機関での販売等に取り組み、さらに SNS でオリジナルグッズを紹介するなどして、自己収入の増加を図った。 これらの取組を通じて、事業収入（写しの交付及び友の会収入を除く有償頒布等）は 328 万円となり、数値目標比約 82%となった。 以上、新型コロナウイルス感染症という予測し難い外部要因があった中で、所期の目標は下回る結果となったが、計画的に新商品の開発に注力した特別展（沖縄関係）及び第 2 回企画展（鉄道関係）グッズが好評を博し、売上合計金額も令和 3 年度比約 282%となるなど、自主的な努力を行い、新型コロナウイルス感染症の拡大の	評価 B  <評価に至った理由> 事業収入（写しの交付及び友の会収入を除く有償頒布等）は、前年度比約 282%の 328 万円（数値目標比約 82%）となった。物販収入の大部分が展示会入場者の購入によるものであるため、新型コロナウイルス感染症拡大という予測しがたい外部要因により展示会入場者数が低い水準で推移したことによる影響とみられる。 こうした状況の中、館は商品開発・販売での工夫として、令和	

等) : 400 万円以上		物販実績					中でも自己収入の増加に努めたことから、Bと評価する。  ＜課題と対応＞ 引き続き、所蔵する公文書資料等を活用して自己収入の増に取り組む。	4年度の展示内容を考慮し、計画的に新たなオリジナル商品（沖縄関係、鉄道関係）の企画・販売、リニューアル商品の販売、他機関での委託販売による販路の拡大、SNSでのグッズ紹介など自主的な努力による取組を行い、売上高は昨年度比で大幅に伸びている。 以上を踏まえ、取組を総合的に評価し、評定をBとする。  ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き、所蔵する歴史公文書等を活用し、商品の企画・販売に関して工夫を行うなど、事業収入の増加に取り組む。  ＜その他事項＞ 特になし。
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
		絵葉書	658,900円	652,260円	184,900円	226,480円	326,780円	
		クリアファイル	9,826,040円	3,926,230円	223,080円	450,590円	1,176,900円	
		特別展図録・雑誌等	2,171,580円	1,965,280円	176,370円	255,900円	934,600円	
		音声ガイド	264,600円	202,000円	0円	0円	0円	
		その他	735,410円	602,270円	128,820円	183,450円	817,310円	
		他機関での販売	358,650円	60,950円	45,820円	44,620円	22,120円	
		合計	14,015,180円	7,408,990円	758,990円	1,161,040円	3,277,710円	
	4. 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額は、1億円とし、運営費交付金の資金の出入に時間差が生じた場合、不測の事態が生じた場合等に充てるために用いるものとする。	・実績なし						
(2) 保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必	5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 その見込みはない。	・実績なし						
	6. 5に規定する財産以外の重要な	・実績なし						

<p>要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。</p>	<p>財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 その見込みはない。</p>				
---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

・特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
館職員の研修等への延べ参加者数（目標値）	令和元年度目標値を設定	—	40人以上	50人以上	—	—	—		
（実績値）	—	—	70人	71人	54人	73人	94人		
各期末職員数（定員）	—	—	56人	61人	65人	68人	70人		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	B
	7. その他内閣府令等で定める業務運営に関する事項 (1) 内閣府令で定める業務運営に関する事項 ① 施設・整備に関する計画 令和4年3月に策定した独立行政法人国立公文書館インフラ長寿命化計画（行動計画）及び個別施設計画を踏まえ、令和4年度に取得・整備する施設・設備は次のとおりである。	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・館職員の館及び国内外の公文書館その他の機関が実施する研修等への延べ参加者数</li> <li>・年度目標期間を超える債務負担件数</li> <li>・各期末職員数（定員）</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>内閣府令で定める業務運営に関する事項について、適切な業務運営がなされているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「独立行政法人国立公文書館インフラ長寿命化計画（行動計画）R3度～R7度」を踏まえ、建具修繕工事、誘導灯ほか更新工事などの施設整備工事を着実に実施している。</li> <li>・「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定）及び「内閣官房及び内閣府本府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和4年6月3日）を踏まえ、「独立行政法人国立公文書館がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」を策定した。</li> </ul>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価：B</p> <p>当館において所有・管理する施設の維持管理等を着実に推進するため、必要な整備を行った。</p> <p>「新たな国立公文書館建設に関する基本計画」（平成30年3月30日内閣府特命担当大臣決定）（以下「基本計画」という。）に従い内閣府が推進する各種業務に関し、内閣府と連携協力した。また、内閣府が行う新たな国立公文書館の展示・運営の在り方に関する調査検討の一環として、施設見学への参加やヒアリングに同席し、専門的立場から積極的に発言を行った。</p> <p>人事に関して、館職員延べ94人を研修等に参加させ、知識及びスキルの向上を図り、人材育成を進めた。また、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）や「新たな国立公文書館建設に関する基本計画」（平成30年3月30日内閣府特命担当大臣決定）等へ対応する人材の確保等のため、公文書専門官等を4人増員した。</p> <p>内部統制の推進として、各規程等に基づく監査や、年度目標等に定める事務・事業の上半期終了時点の進捗状</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>政府方針を踏まえて、温室効果ガスの排出の削減にあたって計画を策定した。また、適切な施設整備を実施し、施設の維持管理を行っている。</p> <p>館の職員の育成について、知識・スキルの向上を図るため、館職員延べ94名を研修等に参加させ人材育成を進めていることは評価できる。</p> <p>新たな国立公文書館の建設等を踏まえた取組として、内閣府が行う新館関係業務の一環として、施設見学への参加、会議の出席、ヒアリング等に専門的立場から協力したことは大いに評価できる。新館への対応にあたり、</p>	



計画の内容	予定額 (百万円)	財源	内閣府が行う新館 関係業務に協力し、 北の丸本館、つくば 分館の機能転換のた めの改修及び書庫確 保等の検討及び着手 を行ったか。		況調査を実施した。  さらに、職場環境の整備については、ワークライフバラ ンスの啓発に努め、職員の超過勤務時間削減に取り組ん だ。  休暇取得率（取得日数/当該年度付与日数）については、 約 64%であった。また、計画的な年次休暇の取得を促す とともに、各職員の休暇取得状況を確認し、休暇取得が芳 しくない職員には個別に連絡を行うなど、休暇取得の促 進及に取り組んだ。  昨年度に引き続き、テレワークの定着、及び時差通勤の 推奨を行ったほか、リモートデスクトップやコミュニケー ションツールによるテレワークを推進した。  以上、所期の目標を達成していると認められることか ら、Bと評価する。	人材の確保など必要な体制の整 備にも取り組んでいる。  職場環境の整備について、超 過勤務時間の削減、休暇の取得 を推進したほか、新型コロナウ イルス感染症拡大防止として、 昨年度に引き続きテレワークや 時差出勤を推進するなど働き方 改革により、ワークライフバラ ンスの促進に取り組んでいる。  また、すべての職員がより一 層活躍できる職場環境を整備す るため、行動計画の策定、HPで の積極的な対外発信を実施し た。  よって、年度目標における所 期の目標を達成しているとして Bと評価する。
北の丸 本館設 備更新 つくば 分館設 備更新	26	施設 整備 費補 助金				
<p>② 人事に関する計画</p> <p>職員を館及び国内外の公文書館を含むその他機関が実施する研修等に積極的に参加させ、知識・スキルの向上を図る等人材育成を進めるとともに、新館の開館を見据え、トップマネジメントの下、人材の確保及び育成に関する方針に基づく取組を実施する。</p>				<ul style="list-style-type: none"> <li>館及び外部機関が実施する研修等に、館職員延べ 94 人を参加させ、知識・スキルの向上を図り、人材育成を進めた。</li> <li>館では、『アーキビストの職務基準書（平成 30 年 12 月版）』が示す専門的人材としての知識・技能等を要件としつつ、館において専門的業務を担う職員である公文書館専門職員（常勤）及び公文書専門員（非常勤）の採用を行ってきたところであり、このうち公文書館専門職員については、公募とともに公文書専門員からの内部登用も行ってきたところである。令和 4 年度においては、4 月 1 日付で公文書館専門職員 2 名を公募により採用し、2 名を内部登用により採用した。また、新館体制の構築に向け、更なる人材確保を図る観点から国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）合格者の令和 5 年度 4 月 1 日付採用の手続きを行い 2 名の採用を内定した。</li> </ul>	<p>昨年度に引き続き、テレワークの定着、及び時差通勤の推奨を行ったほか、リモートデスクトップやコミュニケーションツールによるテレワークを推進した。</p> <p>以上、所期の目標を達成していると認められることから、Bと評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>引き続き、内閣府令で定める業務運営に関する事項について取組を行う。</p>	<p>また、すべての職員がより一層活躍できる職場環境を整備するため、行動計画の策定、HPでの積極的な対外発信を実施した。</p> <p>よって、年度目標における所期の目標を達成しているとして Bと評価する。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>引き続き、内閣府令で定める業務運営に関する事項について取組を実施する。また、新館の建設を踏まえ、調査検討への協力、人材の確保・育成について、積極的に実施すること。</p>
<p>③ 年度目標期間を超える債務負担</p> <p>年度目標期間中の館の業務を効率的に実施するために締結した契約について、年度目標期間を超える債務を負担する。</p>				<ul style="list-style-type: none"> <li>年度目標期間を超える債務負担数は、9 件であった。</li> </ul>		<p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし。</p>
<p>④ 事業年度終了時の積立金の使途</p> <p>積立金は、翌事業年度のデジタルアーカイブ化の推進並びにアジア歴史資料データベースの構築及び情報提供に係る業務に充てるものとする。</p>				<ul style="list-style-type: none"> <li>令和 4 年度は、国立公文書館法（平成 11 年法律第 79 号）第 12 条第 1 項及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成 12 年政令第 316 号）第 21 条第 4 項の規定に基づき、「電子公文書等の移管・保存・利用システム」の設計開発に伴う費用について、積立金の繰越が承認された。なお、繰越した積立金については、予定どおり執行した。</li> <li>上記の積立金を除く前期積立金は、国立公文書館法第 12 条第 3 項に基づき 14,762,867 円を国庫に納付した。</li> </ul>		



<p>(1) 体制の整備 公文書管理法及び国立公文書館法に基づき、歴史公文書等の適切な保存及び利用に向けて、業務の質の向上及び効率的遂行が図られるよう、公文書管理法の施行実績を踏まえ、新館に向けた諸課題への対応等を適切に行う上で必要な体制の整備に取り組むこと。</p>	<p>(2) 年度目標で定めるその他業務運営に関する重要事項 ① 体制の整備 歴史公文書等の適切な保存及び利用に向けて、業務の質の向上及び効率的遂行が図られるよう、公文書管理法の施行実績を踏まえ、新館に向けた諸課題への対応等を適切に行う上で必要な体制の整備に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当期の損益計算において生じた利益による積立金については、同項の規定により、内閣総理大臣の承認を受けた額を除き国庫に納付する。</li> <li>・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）の各法人等について講ずべき措置も踏まえ、内閣府が行う公文書管理の適正化に係る取組や新館関係業務に協力するとともに、令和 4 年度予算概算要求において、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和 2 年 12 月 25 日、閣議決定）や「新たな国立公文書館建設に関する基本計画」（平成 30 年 3 月 30 日 内閣府特命担当大臣決定）等へ対応する人材の確保等のため、公文書専門官等を 4 人増員した。</li> <li>・「新たな国立公文書館建設に関する基本計画」（平成 30 年 3 月 30 日内閣府特命担当大臣決定）等で求められている重点的な取組事項、国の取組を踏まえた対応等について着実に推進する必要があるため、館の運営及び業務に関する総合的な検討が必要であるほか、内閣府等国の機関との調整を実施することが見込まれるが、これら新館準備に関する業務を一元的に運用することとし、令和 5 年度より総務課に新館準備室の設置に向けた内部組織規程等の改正等を行った。</li> </ul>		
<p>(2) 新たな国立公文書館の建設等を踏まえた取組 展示・運営の検討等、内閣府が行う新館関係業務に積極的に協力すること。あわせて、「新たな国立公文書館建設に関する基本計画」に基づいた 3 館体制を実現するため、必要な検討及び措置を実施すること。</p>	<p>② 新たな国立公文書館の建設等を踏まえた取組 展示・運営の検討等、内閣府が行う新館関係業務に積極的に協力する。あわせて、基本計画に基づいた 3 館体制を実現するため、必要な検討及び措置を実施する。</p>	<p>「新たな国立公文書館建設に関する基本計画」（平成 30 年 3 月 30 日内閣府特命担当大臣決定）（以下「基本計画」という。）に従い内閣府が推進する各種業務に関し、内閣府と連携協力しながら、以下の対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議出席 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 「世界に誇る国民本位の新たな国立公文書館の建設を実現する議員連盟総会」（第 20 回総会：令和 5 年 2 月 22 日）に出席し、館の現状及び新たな国立公文書館が目指す姿について報告した。</li> <li>② 「魅力ある新国立公文書館の展示・運営の在り方に関する検討会」（以下「在り方検討会」という。）（第 4 回令和 4 年 5 月 9 日、第 5 回 6 月 6 日、第 6 回 6 月 22 日、第 7 回 11 月 18 日、第 8 回令和 5 年 2 月 10 日） このうち、第 4～6 回において、当館から現状の取組等を報告した。</li> </ul> </li> <li>・調査検討の協力 内閣府が行う新たな国立公文書館の展示・運営の在り方に関する調査検討の一環として、以下の施設見学への参加やヒ</li> </ul>		

			<p>アリングに同席し、専門的立場から積極的に発言を行った。</p> <p>札幌市公文書館、北海道大学大学文書館、北海道立文書館、北海道博物館、国立アイヌ民族博物館（6月30日～7月1日）</p> <p>トヨタ博物館、愛知県公文書館（8月8日）</p> <p>徳島県立博物館、徳島県立文書館（8月17日）</p> <p>石川県立図書館、石川県立博物館（9月14日）</p> <p>印刷博物館、アドミュージアム東京（10月7日）</p> <p>国立歴史民俗博物館（1月12日）</p> <p>三井住友銀行「金融／知のLANDSCAPE」（2月17日）</p> <p>HOSEI ミュージアム（2月21日）</p> <p>NEC「Future Creation Hub」（2月27日）</p> <p>東京国立博物館（3月13日）</p> <p>ユニセフハウス（3月16日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新館に係る検討など <ul style="list-style-type: none"> <li>国立公文書館の新館開館に向けた検討・取組の推進を目的に、内閣府大臣官房総合政策推進室に令和5年2月1日付で、新館プロジェクトチーム（新館PT）が発足した。当館職員4名も構成員として併任発令が行われた。</li> </ul> </li> <li>・書庫確保については、「1-1-3 保存に関する措置」参照。</li> </ul>		
<p>(3) 内部統制の適切な実施</p> <p>国立公文書館法又は他の法令に適合することなど業務の適正を確保するとともに、監査等のモニタリングの徹底し、適正な法人文書管理に取り組むこととし、決裁手続についても適正な取扱いを行い、内部統制を適切に実施すること。</p>	<p>③ 内部統制の適切な実施</p> <p>国立公文書館法又は他の法令に適合することなど業務の適正を確保するとともに、監査等のモニタリングの徹底し、適正な法人文書管理に取り組むこととし、決裁手続についても適正な取扱いを行い、内部統制を適切に実施する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度の業務、事業報告書、財務諸表及び決算報告書を対象とした監事監査は、令和3年10月から令和4年3月にかけて業務担当者へのヒアリング及び現地・現場への実地監査が行われた、とりまとめられた同監査報告は、令和4年6月23日付で館長へ通知された。</li> <li>・以下の規程等に基づく監査を実施し、各規程等に定める責任者へ報告を行った。いずれにおいても不適切な事案は確認されなかった。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①独立行政法人国立公文書館法人文書管理規則（平成23年3月24日規程第8号）</li> <li>②独立行政法人国立公文書館の保有する法人文書に係る個人情報管理規程（平成17年3月25日規程第5号）</li> <li>③独立行政法人国立公文書館情報セキュリティポリシー（平成30年2月1日館長決定）</li> </ul> </li> <li>・年度目標及び事業計画に定める事務・事業の上半期終了時点の進捗状況調査によりモニタリングを実施した。</li> <li>・独立行政法人国立公文書館業務方法書について、アーキビストの認証、情報セキュリティの確保及び個人情報保護法の改正に係る認可申請を行い、令和5年3月27日付で認可された。</li> </ul>		

<p>(4) 職場環境の整備 職員の超過勤務時間の削減、休暇取得やワークライフバランスの推進、男性の育児休業の取得促進等職場環境の整備・構築を図ること。また、テレワークを始めとする働き方改革の推進に取り組むこと。</p>	<p>④ 職場環境の整備 職員の超過勤務時間の削減、休暇取得やワークライフバランスの推進、男性の育児休業の取得促進等職場環境の整備・構築を図る。また、テレワークを始めとする働き方改革の推進に取り組む。</p>		<p>・職場環境の整備・構築を図るため、以下を実施した。</p> <p>① 毎月、課室等の長が課内の職員の超過勤務を把握し、負担が1人の職員に集中しないようにし、超過勤務時間削減に取り組んだ。毎月、課室等の長が課内の職員の超過勤務を把握し、負担が1人の職員に集中しないようにし、超過勤務時間削減に取り組んだ。</p> <p>② ワークライフバランスの意義を周知し、業務を計画的に進めた結果、休暇取得率（取得日数/当該年度付与日数）については、約64%となった。</p> <p>③ 令和4年度における育児休業取得者は5人であった。また、育児に関する休暇取得者は14人、うち6人は男性による取得となった。</p> <p>④ 計画的な年次休暇の取得を促すとともに、各職員の休暇取得状況を確認し、休暇取得が芳しくない職員には個別に連絡を行うなど、休暇取得の促進及に取り組んだ。</p> <p>⑤ 新型コロナウイルス感染症に係る国や地域における状況や要請等を踏まえながら、職員及び利用者等における基本的な感染防止対策を徹底した。あわせて、テレワーク（「国立公文書館におけるデジタル化による働き方改革の推進に向けて」（令和2年10月29日幹部会決定）に基づく）、時差出勤等の実施により、可能な限り出勤者の抑制に努めつつ、業務体制の維持を図った。</p> <p>⑥ 「国立公文書館におけるデジタル化による働き方改革の推進に向けて」（令和2年10月29日幹部会決定）に基づき、引き続きリモートデスクトップやコミュニケーションツールによるテレワークを推進した。</p>		
<p>(5) 館の職員の育成 職員を館及び国内外の公文書館その他の機関が実施する研修等に積極的に参加させ、資質の向上を図るなど人材育成を進めるとともに、新館の開館を見据え、トップマネジメントの下、</p>	<p>上記、(1)②に記載。</p>		<p>上記、(1)②に記載。</p>		

<p>人材の確保及び育成に関する方針に基づく取組を実施すること。</p>					
<p>(6) 女性活躍の推進 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)に基づく一般事業主行動計画の着実な実行を通じ、女性職員の積極的な採用、キャリア形成支援を含む人材育成及び登用を計画的に推進するとともに、地方も含めた公文書館等における女性活躍の推進に資するよう、館における女性活躍の取組や女性の活躍事例等について、積極的に对外発信すること。</p>	<p>⑤ 女性活躍の推進 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)に基づく一般事業主行動計画の着実な実行を通じ、女性職員の積極的な採用、キャリア形成支援を含む人材育成及び登用を計画的に推進するとともに、地方も含めた公文書館等における女性活躍の推進に資するよう、館における女性活躍の取組や女性の活躍事例等について、積極的に对外発信する。</p>		<p>・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づき、女性職員はもとより全ての職員がより一層活躍できる職場環境を整備するため、一般事業主行動計画を策定した（令和 4 年 4 月 1 日付け）。また、当館 HP 上で公開している「国立公文書館ニュース」（vol33）及び「アーカイブズ」（84、85、87 号）に当館女性職員のコラム等を掲載するなど、積極的に对外発信を実施。</p>		

4. その他参考情報

・特になし